

令和 2 年第 3 回定例会

長柄町議会会議録

令和 2 年 9 月 10 日 開会

令和 2 年 9 月 11 日 閉会

長柄町議会

令和2年長柄町議会第3回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（9月10日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	8
本吉敏子君	9
柴田孝君	28
○発言の訂正	40
三枝新一君	40
川嶋朗敬君	56
岡部弘安君	70
○散会の宣告	74

第2号（9月11日）

○議事日程	75
○出席議員	76
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	76

○開議の宣告	77
○諸般の報告	77
○一般質問	77
鶴岡喜豊君	77
池沢俊雄君	88
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	105
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
○議案第5号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託	112
○議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○同意第1号の上程、説明、採決	150
○選挙管理委員会委員及び補充員の選挙	151
○発議案第1号の上程、説明、採決	154
○日程の追加	155
○同意第2号の上程、説明、採決	155
○同意第3号の上程、説明、採決	158
○閉議及び閉会の宣告	160
○署名議員	161

令和2年長柄町議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和2年8月7日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和2年9月10日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	4 番	川 嶋 朗 敬 君
5 番	鶴 岡 喜 豊 君	6 番	池 沢 俊 雄 君
7 番	三 枝 新 一 君	8 番	本 吉 敏 子 君
9 番	月 岡 清 孝 君	10 番	古 坂 勇 人 君
11 番	山 崎 悦 功 君	12 番	星 野 一 成 君

不応招議員（なし）

令和2年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和2年9月10日(木曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 一般質問

出席議員(12名)

1番	高橋智恵子君	2番	岡部弘安君
3番	柴田孝君	4番	川嶋朗敬君
5番	鶴岡喜豊君	6番	池沢俊雄君
7番	三枝新一君	8番	本吉敏子君
9番	月岡清孝君	10番	古坂勇人君
11番	山崎悦功君	12番	星野一成君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉セ ンター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興班長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食セ ンター所長	川田亨君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君

選挙管理
委員会
委員長

蒔田 功 君

農業委員会
事務局
局長

石井 正 信 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

大塚 真由美

議会書記

長 畠 保 憲

議会書記

林 直 人

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年長柄町議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

8番 本 吉 敏 子 議員

9番 月 岡 清 孝 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月10日から11日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から11日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町教育委員会から令和元年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況の点検・評価について報告がありました。また、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。

いずれも印刷してお手元にお配りしてありますのでご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります鶴岡喜豊議員より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、鶴岡喜豊君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。5番、鶴岡喜豊です。

傍聴人の皆さん、朝早くから、まだまだ暑い中ご苦労さまです。

私から令和2年第2回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の報告をさせていただきます。

なお、この後の長生郡市広域市町村圏組合の呼称につきましては、長生広域とさせていただきます。

令和2年第2回長生広域議会定例会は8月31日に開会し、令和元年度長生広域一般会計予算継続費精算報告書について、令和元年度長生広域一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、令和元年度長生広域一般会計予算事故繰越し繰越計算書について、令和元年度公営企業資金不足比率について、専決処分の報告について、以上5件の報告があり、提出議案は承認2件、令和元年度の各決算の認定案4件、議案4件を審議し同日閉会いたしました。

これより審議の結果を報告させていただきます。

最初に、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、水道部の会計年度任用職員の給与の種類を定めることについて専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて。これも地方公務員法及び地方

自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の施行に伴い、病院事業の会計年度に任用職員の給与の種類を定めることについて専決処分をしたので、議会の承認を求めるものです。

続いて、認定案第1号 令和元年度長生広域一般会計歳入歳出決算の認定について。内容は、歳入総額65億8,809万4,988円、歳出総額61億72万8,626円の認定を求めるものです。

認定案第2号 令和元年度長生広域特別会計火葬場・斎場事業費歳入歳出決算の認定について。内容は、歳入総額1億5,899万9,708円、歳出総額1億5,520万2,414円の認定を求めるものです。

認定案第3号 令和元年度長生広域水道事業会計の決算の認定について。内容は、収益的収入50億4,372万1,870円、収益的支出47億2,229万6,223円、資本的収入6億6,948万4,075円、資本的支出17億129万5,170円の認定を求めるものです。

認定案第4号 令和元年度長生広域病院事業会計決算の認定について。内容は、収益的収入32億5,607万7,826円、収益的支出31億8,825万4,031円、資本的収入2億1,511万円、資本的支出3億5,237万3,543円の認定を求めるものです。

認定案第1号から認定案第4号まで、9月25日に決算審査特別委員会を開き継続審査となりました。

次に、議案第1号から議案第3号まで原案のとおり可決され、議案第4号は原案のとおり同意されました。

議案第1号は、令和2年度長生広域一般会計補正予算（第1号）。歳入歳出に983万1,000円を追加し、歳入歳出総額を67億8,671万4,000円とするものです。内容は、ふれあいホール音響設備更新工事、新最終処分場地元対策委員会負担金等です。

議案第2号 令和2年度長生広域特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）。歳入歳出に1,020万8,000円を追加し、歳入歳出総額を1億6,075万1,000円とするものです。内容は、長南聖苑の法面の本復旧の工事でございます。

議案第3号 契約の締結について。内容は契約の名称、はしご付消防自動車です。30メートル級先端屈折式はしご車で、建物の10階程度までカバーできます。

議案第4号 監査委員の選任について。内容は、長生村の小倉利一氏を監査委員に選任するための議会の同意です。

なお、令和2年第2回長生広域議会定例会の日程に、議長職の辞職の件、議長の選挙の追加があり、長南町の松野議長の辞職が承認され、新しい議長には長柄町の星野議長が選任されましたので報告します。

最後に、一般質問は長柄町の私鶴岡が行いました。質問の内容は、所信表明の中で行いました集会所の用途について質問しました。

以上のとおり、令和2年第2回長生広域議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

次に、町長から新型コロナウイルス感染拡大防止策について報告したい旨の申出がありましたので、これを許します。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議長から報告の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止についてご報告いたします。

落ち着きは見せているものの、新規感染者が全国で発生し、その数もいまだ少なくない状況で、相当の期間長期化が予想されます。このことから、先月28日に、長生郡市7市町村で森田知事に対し、PCR検査の拡充、医療機関に対する支援など、新型コロナウイルス感染症拡大に備えた対策を要望したところであります。

町では安全のため、農林業祭など今年の行事は中止とさせていただきました。また、引き続き人と人の距離を取ることを、マスクをつけること、手洗いをすることなど、新しい生活様式についてお願いをしているところであります。また、コロナに付け込んだ詐欺についても注意喚起をしております。

第2次の地方創生臨時交付金に関わる支援につきましては、本議会におきまして提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。また、学校につきましては行事の開催等には制限があるものの、感染防止に注意しながら運営しております。

今後も議会の皆様のご意見をいただきながら、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に万全を期してまいりたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、一問一答方式とし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要所を整理され簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんのでご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により順次発言を許します。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 皆様、おはようございます。8番、本吉敏子でございます。よろしく
お願いいたします。

初めに、傍聴の皆様、早朝より、また暑い中ありがとうございます。

また、今回の新型コロナウイルスにより亡くなられた方、熱中症などで亡くなられた方への心からのお悔やみを申し上げます。

今まで経験したことがない災害、コロナ禍の自粛、気温の上昇による様々な影響により経済への圧迫が次々と起こり、その一つ一つに心が痛みます。

その中で、医療・介護関係者のご尽力には感謝申し上げます。厳しい状況の中で人々に希望を与える働きに御礼申し上げます。

以前とは違った生活環境の変化に対応する工夫が必要となってまいります。みんなで力を合わせ、今の状況を乗り越えていきたいと考えております。

また、昨年の房総半島台風15号の上陸から1年、暴風による家屋の損壊、大量の倒木が道路を塞ぎ停電の復旧を妨げて、長柄全域でおおむね停電が解消するまで2週間を要しました。また、15号に続き、記録的豪雨など発生し、本町では甚大な被害が出たわけですが、まだまだ復旧は道半ばです。これから台風の季節ともなり、一日も早い復旧を願うとともに、昨年の被害の教訓として防災対策をお願いしたいと思っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問をさせていただきます。

初めに1項目め、AEDについて。

AEDとは、心臓がけいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態になった心臓に対して、電気ショックを与え正常なリズムに戻すための医療機器です。2004年7月より医療従事

者でない一般市民でも使用できるようになり、病院や診療所、救急車はもちろんのこと、空港、駅、スポーツクラブ、学校、公共施設、企業等、人が多く集まる場所を中心に設置され、AEDは操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができます。また、心臓の動きを自動解析し、電気ショックが必要な方にのみ電気ショックを与える仕組みになっております。

その場に居合わせた人、住民がそれを活用し、救急隊を待っていたのでは助からない人々を救命することができる状況が広がっています。いざというときに直ちにAEDを使うためには、AEDがどこにあるのかあらかじめ知っておくことが大切です。

そこで1点目、本町のAEDの設置場所、設置状況についてお伺いいたします。

2点目、AEDは胸をはだけて使用する機器なので、傷病者が女性だった場合、女性の方へのAED使用の際には配慮が必要と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、2項目め、交通弱者の対応についてお伺いいたします。

昨年度で、今まで町内を循環する町民バスが、利用者の減少に伴い事業が終了となりました。町民バスの廃止後の対応については、タクシー助成券の拡充、具体的には助成額の増額及び要件の緩和で対応し、今後町民のニーズに基づき交通弱者対策を行ってまいりますとのことでした。

本町では交通弱者対策として、高齢者等外出支援タクシー利用助成制度が平成29年10月より開始され、対象者に対し約1割の方が利用されているとのことですが、町民バスが廃止後、コロナ等で外出自粛期間がありましたが、公民館活動等も新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に努め、密閉・密集・密接の3密を避けるため、環境整備をされ再開され、町民バスを利用された町民の方より、公民館活動に参加したいけれども町民バスがなくなったので参加できなくなったとご相談をいただきました。

半年がたった現在、高齢者等外出支援タクシーについてお伺いいたします。

1点目、町民バスが廃止後の交通弱者の現状をお伺いいたします。

2点目、高齢者の日常生活と社会参加活動の促進を図るため、廃止された町民バスに代わる交通手段として、今後NPO法人等を立ち上げ住民の生活の足を確保するとしたら、町はどのような支援をする考えがあるのかお伺いいたします。

次に、3項目め、町営住宅の入居等についてお伺いいたします。

最初に、今まで何度も一般質問をさせていただき、本年度より町営住宅の浴室改修工事が実施となります。味庄団地から浴室・ユニットバス設置となり感謝申し上げます。本当にあ

りがとうございます。

町営住宅とは、公営住宅法に基づき、住宅に困窮している方に対し低廉な家賃で住宅を供給するために、町が国の補助を受けて建設した住宅です。町営住宅に入居するには、資格要件を満たしていなければ入居することはできませんので、町営住宅入居申込書、入居申込調書、連帯保証人同意書、そのほか提出書類を提出してから審査が行われます。

そこでお伺いたします。

1点目、現在の町営住宅の入居状況についてお伺いたします。

次に2点目、2018年の3月に国土交通省より、公営入居基準から保証人規定を外すよう全国の自治体に通達が出されていますが、本町の入居条件がどのように緩和されたのかお伺いたします。

次に、4項目め、避難所運営についてお伺いたします。

現在の避難所では、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため避難所が分散できるように、事前に定めた指定避難所以外にも、難を避ける意味でも、安全な自宅のほか、親戚、知人宅へ分散避難することも選択肢と言われていますが、今後、災害時には地域の自主防災組織の協力が必要です。

そこで1点目、町と自主防災組織が提携を結んで、備蓄品や避難所の円滑な運営をしていくことが大変有効と考えますが、当局の考えをお伺いたします。

2点目、災害時に避難所を速やかに開設し運営を行えるように、立入禁止、使用禁止など、案内標識一式、運営スタッフが着用するベスト、情報掲示板等に使うスケッチブック、軍手や懐中電灯など、避難所の担当者はキットを使って手順どおりに進めば誰でも避難所を開設できる避難所開設キットの導入が必要と考えますが、当局の考えをお伺いたします。

3点目、自主防災組織がない自治会の対応について、今後どのように対応していくのかお伺いたします。

最後に、スマートフォンを使って手軽に通報できるサービスの導入についてお伺いたします。

町民と協働した安全・安心町づくりを目指すため、町が管理する道路の不具合などを町民が発見したときに、例えば道路の陥没やガードレール、カーブミラー等の破損、ごみの不法投棄、防犯、防災などの、行政からも町民に情報発信が可能なスマートフォンを活用し、手軽に通報できるサービスの導入の考えはないのかお伺いたします。

以上で1回目の質問を終了とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のAEDについてのご質問でございますが、町内公共施設に9台配置してあります。女性への配慮の件については、先般設置したところでございます。

次に、2点目の交通弱者についてお答えいたします。

町内を循環する町民バスは、利用者の減少に伴い、昨年度をもって事業終了といたしました。これは町民ニーズが、買物や通院等のため町外に出たいということ、利用者の大半が高齢者でドア・ツー・ドアのサービスを求めているということから、現在、町では路線バスとタクシーの利用助成制度を実施しております。いずれも助成対象とならず、ご不便をおかけしている方もいらっしゃることは承知しているところであります。

ご提案いただきました自家用有償旅客運送につきましては、全国的に交通空白地が増加している中、自治体やNPO、町内会といった多様な組織が地域の需要に応じた運行を可能とするものであります。

ただし、同事業を開始するには、まずは地域公共交通会議を設置し、特に交通事業者の同意を得るなど法的な手続が必要となります。その上で、実施者となるNPO等の事業体が現れた場合になりますが、運送事業形態などの中身を精査した上で、町として出来ることから応援をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

次に、3点目の町営住宅の入居状況についてのご質問でございますが、8月1日現在の状況は、鼠坂住宅は32戸中25戸、鶉谷住宅では60戸中47戸、立鳥住宅では40戸中16戸。刑部住宅では31戸中28戸が入居されており、合計で総管理戸数は163戸に対し116戸、入居率は71.1%となります。その他数名の方々が、現在入居手続を行っている状況であります。

次に、入居時の保証人規定の見直しに関するご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、平成30年3月に国土交通省住宅局より、今般の改正民法の施行に伴い、公営住宅管理標準条例を改正し、保証人に関する規定を削除する旨通知がなされました。

これは、民法の一部改正により個人根保証契約に極度額の設定が必要となるなど、債権関係の見直しがなされました。身寄りのない単身高齢者等が公営住宅への入居に際し、保証人を確保することが困難になることが予想されるため、地域の実情等を総合的に勘案して適切な対応を求めるといった内容であります。

この通知を受け、千葉市など都市部の自治体において見直しがなされたところであります。

近隣自治体などの調査を行ったところ、保証人を要求する理由としては、家賃回収だけでなく、昨今は近隣トラブル発生時や死亡時などの緊急連絡先などに対応するため等が主な理由とのことであります。

これらを踏まえ、本町では保証人を確保できないために入居できない事例も見当たらないことから、現行どおり適当と認められる保証人を求めることを原則としたいと考えております。ただし、長柄町町営住宅設置管理条例第11条第3項の規定において、特別の事情がある者は保証人の連署を必要としないこととすることができることとなっております。住宅に困窮する低所得者への適切な住宅の提供という目的を果たせるよう、この条項を柔軟に運用してまいり所存でありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、4点目の避難所運営についてお答えいたします。

まず、自主防災組織との提携についてであります。ご指摘のとおり大変重要となります。昨年の災害を踏まえ、先月末、自治会長会議を開催し、自治会長、自治会集会所の避難所利用をはじめ、被害状況の報告などについて協力をお願いしたところであります。今後もあらゆる面で連携を深めてまいりたいと存じます。

次の避難所開設キットの導入であります。当面ガイドブックやマスクなどについて配布予定をしております。導入については、自主防災組織の意見も伺いながら検討してまいりたいと存じます。また、自主防災組織のない自治会についてでございますが、当面、自治会に同様のお願いをしてまいりたいと存じます。

次に、5点目のスマートフォンを使って手軽に通報できるサービスの導入についてお答えします。

ご質問の通報アプリにつきまして、まず使用するには、一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会が、東京大学と共同研究を行うコンソーシアムに加入することが必要であり、加えて加入には入会費、年会費が必要となると聞いております。その他、付加機能をつける場合に別途費用が必要と伺っております。

本町では、長年にわたっての自治会長さんからの通報や相談の体制がかなり成熟しております。個人からの通報等についても、電話やメールで気兼ねなく提供していただいている状況と認識しております。

よく市町村合併のデメリットで、身近だった役場が遠くなった、お願いしづらくなった、または、言ってもなかなか来てくれないということを報道等で目にしますが、本町におきましては小さな町であるがゆえのメリットとして、既存の情報体制で身近な役場として役割を

担えているものと考えるところであります。

また、新たなものの導入には初期費用やランニングコストもかかります。そのようなことも併せまして、現段階では導入の考えはしておりません。ご理解のほどよろしく願い申し上げます。

以上、本吉議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

初めに、1点目の1項目めのAEDについてなんですけれども、2点目の配慮ということで準備をされたということなんですけど、どんな準備をされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

AEDのケースの中にそれぞれ三角巾を入れまして、そういった対応ができるようにということで配備いたしました。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ありがとうございます。

その中に三角巾を入れていただいたということなんですけれども、その中に、一筆じゃないですけども書いていただいて、使用するのにはこういう配慮のためということで入れていただいているのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 三角巾を入れただけですので、それはすぐやりたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） よろしく願いいたします。

あと、学校なんですけれども、今中学校でも講習会を何度もされているということでお伺いしております。先ほど、AEDの設置は9台、公共施設等入れながら9台配置をされているということでお伺いをさせていただきました。その中で、特に中学生に対しましては、やっぱり配慮ということがとても大事な多感な時期ではないかなというふうに思いますが、工

夫している点だとかありましたら教えていただければと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） よろしく願います。

中学校におきましては、例年AEDの授業というか研修を行っているんですけども、本年度は残念ながらコロナウイルス等の関係で水泳授業がなくなってしまいましたので、AEDの研修会のほうも中止となってしまいました。

それで、今ですけれども、各小中学校に1台ずつAEDのほうを設置してあります。特に中学校においては、やはり女生徒の対応ということで心配されていることも多いと思います。先ほど総務課のほうからもありましたけれども、三角巾の用意、それから大きめのシート、それから毛布等をすぐ持ち出しできるように、準備のほうを各学校に指示してあります。特に、水泳だけではなく部活動中、保健室から離れているところ等の対応もありますので、スムーズに準備できるように準備を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ありがとうございます。ぜひよろしく願います。

あと、本町では過去何回ぐらいAEDを使用されたかということは、把握はしているんでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） AEDを実際に使用したというところは、私は承知しておりません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 使わなければ使わないで本当によいことだと思いますので。

あと、長柄町のホームページに、先ほど9か所、9台を配置されているということでお話がありましたけれども、町民の皆様にも、AEDの設置場所や、また地図に記載して掲載するなど、分かりやすく掲載してほしいというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） AED設置場所を、公共施設以外も含めて町のほうで把握しているんですけども、これらが分かるようにホームページのどこかにお知らせできるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひよろしく願いいたします。

あと、町内で開催される行事や、また自治会での行事等において、町民等が心肺停止状態に陥ったときに救命救急活動に備えるために、主催する団体にAEDの貸出しができるようにする考えはないのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 町の主催する行事についてはAEDを配置するようにしていますけれども、貸出しというのは具体的にはどういうところでしょうか。施設にも配置しなきゃいけない点もありますので、貸し出せる範囲であれば。実際そこになきゃいけない場合もありますので、貸出用ということでは今管理していないので、状況に応じてということになりますでしょうか。

いずれ公共施設の近くでイベントをやるのであれば、それはそれでそこにあるということが分かれば、そこに貸すことは可能だと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今はコロナ等でいろいろな状況が、行事等がなくなっているということがありますけれども、例えば自治会で避難訓練やっている最中だとか、いろんなことが自治会で行われることがあります。

例えば、今年はありませんでしたけれども花火大会をやったりとか、いろんなときがあるんですけども、そういうときにAEDの貸出しをしているという自治体が多くあります。ですので、貸出し可能な、できるような状態もぜひ考えておいていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次、お願いします、答弁。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 庁舎には2台配備してありますので、そのうちの1台を貸出しす

るとか、閉庁日であればそれを2台貸すとか、そういうことは可能だと思いますので、対応したいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 貸出届というか、貸出しするちゃんと要綱もありまして、そういうふうに作られているところが結構ありますので、参考にしてお願いしたいと思います。

次に、2項目めの交通弱者の対応についてお伺いさせていただきたいと思います。

先ほど町長からの答弁がありました。町民バスがなくなり、またそれを、NPO法人のことにも、これから町としてできることから応援をしたいということでお話があったと思います。例えば今回、タクシーチケットの拡充だとかかなりましたけれども、タクシーの利用率を上げるための対応策というのはどういうことを考えていたのか、また考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご質問の利用率を向上というような考え方ではございませんけれども、ご質問にありましたように、やはり使いやすさを目的といたしまして、利用者の制限の緩和、それから利用限度額の拡充を図ってまいったところでございます。何分、タクシーにおかれましては費用がかさむということもご意見の中にもありましたので、そのような対応を取らせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 少子高齢化や過疎化に対する身近な交通手段の維持に向けた町づくりと一体で、自治体が主導する地域交通網の形成計画の策定というのが、県内市町村で約6割が未着手になっているということで、先日新聞に載っておりました。公共交通が主題の会議自体を設けていないのも3割弱、また14市町村あるそうですけれども、公共交通は高齢ドライバーの免許返納の代替手段としても重要さが増しており、県は全市町村での計画策定が望ましいというふうに考えを示されております。

計画の策定は民間事業者に任せる場合も多いのですけれども、公共交通の在り方検討を地

方自治体中心に見直すための法改正が、国が5年前に推奨されておりますけれども、本町は策定されているのかお伺いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

本町は策定してございません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） そうだと思います。これ県によりますと策定済みは、長南町はちゃんと策定してあるんですけれども、あと策定だとか着手済みというのは、全54市町村の約4割のようです。14市町村では、地域住民用のバスなどの公共交通を主に扱う会議自体が未設置ということであったんですけれども、国は公共交通の維持、改善の計画策定に必要な経費の2分の1、上限が500万円の支援制度を設けているわけなんですけれども、県によると計画策定も可能なんですけれども、県は都市部から農村部まで地域性が異なる、本県では市町村ごとの計画が適切ということで、個別の協議での助言などを通して後押しを図るというふうになっているんですが、今後本町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今後、必要性が出てきた場合には速やかに作ると、これは当たり前なんですけれども、そういうふう考えております。

その必要性というところにつきましては、ちょっと広い範囲のことになってしまうので、答弁長くなっちゃうのであれなんですけれども、本町でざっくり言うと、交通空白地と言われる、法律にのっとって明示されている空白地かということになりますと、既存バス路線が弱いんですけれども2路線ございまして、タクシーも呼べば断られることなく来てくれる地域に入っております。国ではそういう地域を交通空白地というふうには捉えておりません。交通過疎地と言ったらいいんでしょうかね。

今回のこの公共交通の活性化の再生等に関する法律の一部改正、私も手元にございましていろいろ読んでみましたが、そういう場合には、先ほど言った民の力をお借りして、自家用車を運行して代価を頂いてという自家用有償旅客運送ですか、こちらのほうはそのテーブルにのっかれないというようなことだったというところでございました。

これを始めるに当たって、じゃ、長柄町はできないのかということになりますと、長南町の名前が出ましたけれども、お隣長南町はタクシーのデマンド型をやっている関係もございまして、バス事業者と陸運局と様々な関係者を集めてやる会議を開かないと、その制度が立ち上がらなかったという経緯もございまして、やったかのように聞いております。

ということで、うちのほうも、この町内にタクシー事業者ございませんので、ちょっと厳しいんですけども、デマンド型のものを何千万円かかけて、また巡回バスになり代わる、そういうものをつくるというようなことが、今後機運が盛り上がってきた場合には、客観的にその会議を立ち上げて、ご意見などをいろいろいただいた中で、バス事業者、タクシー事業者をはじめとした交通事業者のご同意を得ながらやっていくということになるかと思えますので、そのタイミング、要望等をきちんと捉えて、必要性が出た場合にはと冒頭申し上げましたが、そういうふうなことでやっていければと捉えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひまた検討していただきたいというふうに思います。

あと、例えば運転免許を返納された方が電動カートということで、今使用されている方が何人かいらっしゃいます。電動カートは電動の四輪車やシニアカーとも呼ばれておりますけれども、また道路交通法施行の規則で定める基準に該当する電動カートは歩行者として扱うこととされております。最高速度は6キロということになってはおりますけれども、運転免許も不要ですし、もちろん歩道を走行することができます。

介護保険を利用されている方は福祉用具で、月々のレンタルで借りているという方が多いんですけども、例えば運転免許を返納された方で、電動カートだったらまた外に、家に籠るのではなく、利用したいという方がもしいらっしゃいましたら、本町は今後補助の考えというか、その辺はないのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 交通政策のほうも私のほうで答えるべきかどうかちょっと違うところもあるかもしれません。申し訳ございません。

議員の今おっしゃったのは、多分電動車椅子のことですよね。うちの健康福祉担当のほうもこれからというところだと、今のご意見をいただいて、だと思えます。

交通政策といたしまして、電動車椅子を使ってどンドン外へ行きましようというのはあま

り声高に言うところはないので、ちょっと厳しいのかなと思いますが、いずれにいたしましても、本町においてそういうニーズがどのぐらいあるのか、そういうことを今後町のほうとしても把握をしながら、そのニーズを高まりがある中でどういうことが町としてお役に立てになるのかということは、総合計画だとか各種予算等の委員会等もごございますので、そういう中で議論を深めていければなというふうに思っておりますが、現段階ではちょっとそのニーズもつかめておりませんので、ご答弁のほうはその辺は曖昧な形で恐縮ですけれども、今後の課題というところで納めていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ町民からの皆さんのご意見、またアンケートだとかをしっかりと取っていただきたいというふうに思っております。

あと、一宮町では、福祉タクシーではなくて、高齢者、障害者への外出支援で通院や買物等のための、自宅から目的地までのドア・ツー・ドアで移動できる事業を社協に委託して実施されております。新にこにこサービスというのがありますけれども、本町はそういう考えというのはあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

私も一宮町さんのその事業について十分承知していない中でのご答弁で、大変恐縮なんです。社会福祉協議会で現在やっております福祉有償運送事業につきましては、一定の制限はありますけれども、ご利用なさっている方もいらっしゃいます。それを含めて、本町ではタクシー助成やバスの助成等を行っておるところでございますので、状況としましては制限がかかっているということで、若干利用に際してその不便さというのは事実としてありますけれども、まだまだご利用なさっている方もいらっしゃいます。

そういったことも含めまして、先ほど、旅客運送につきましてはやはり制限等もかかってまいりますので、その辺について十分に勉強しながら、そういったことは可能なのかどうか、それらも含めて精査してまいりたいというふうに考えるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 福祉タクシーではなく、また考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今回の令和元年に11月25日から12月16日に行われました健康と暮らしの調査、65歳以上の町民2,356人に調査したところ、日常生活の中で不安、困っていることの調査がありました。1位は遠い場所への外出が186人、5位には買物101人との調査が上がってきております。町民のニーズ調査をしっかりとさせていただいて、町民が求めている交通弱者対策をぜひお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、3項目めの町営住宅の入居についてお伺いさせていただきます。

先ほど町長のほうから、保証人についてということで見直しをされたかどうかといったときに、保証人について、そのニーズじゃないんですけれども、見当たらないということでお伺いしたと思います。なんですけれども、現在連帯保証人ということで、現在は長柄町内に住所を持っている方というふうになっておりますけれども、間違いはないでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今言われたことにつきましては、何年か前に改正して、県内だったと考えております。以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 改正されましたけれども、保証人の欄の中にはまだ町内ということになっておりますけれども、その辺はしっかりと見直しをしていただきたいというふうに思います。

あと、以前、保証人ということで、その連帯保証人の中の用紙の中には、入居者が3か月以上家賃滞納した場合は、連帯保証人への法的措置ということで載っていると思いますけれども、以前伺ったときには法的措置はされていないというふうに伺いましたけれども、どうなんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

書式では確かにそうなっているところですが、実質的な事務といたしましては、法的な措置は連帯保証人まではしていないのが実情でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ保証人、千葉県内ということで、高齢者の方、また身寄りのないという方がたくさんいらっしゃいます。その中で、初めに伺ったときに保証人の話をされるもので、結局は保証人がいないから入居できないんだということの声も伺っております。その辺を、初めから相談する。また特例があるんだということだとかは、特別に事情があるんだということもしっかりと伺っていただきたいというふうに思いますけれども、今後ぜひお願いしたいと思います。

あと、町営住宅の貸付委員会では、どのようにこの連帯保証人に関しては協議されたのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 貸付委員会は近年開催されておられませんので、この連帯保証人についての議題としては開催していないのが実情でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 保証人以外、入居条件というのは緩和されたのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 入居条件の緩和ということでございますが、所得制限とか扶養の関係とかいろいろございますが、今回、民法の改正に伴っているものは連帯保証人についてと私も認識しているところですが、ほかのことは民法改正に伴っては条件となっておりますので、この点については従来どおり連帯保証人を求めていくということで変わりはございません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 町営住宅の設置管理条例の見直しというのは考えてはいないんでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

連帯保証人につきましては、先ほど町長が言ったとおり、条例の運用でこれから柔軟に対応していくことで考えておりますが、他の所得制限等については今のところ公営住宅法の中で対応しておりますので、考えておりません。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 入居希望者が高齢者や身寄りのない方だった場合、また保証人を探ることが困難なケースというのも、また入居を諦めてしまうケースがあると思いますので、とにかく誰もが安心して入居できるように改善してほしいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、4項目めの避難所運営についてお伺いしたいと思います。

先日、第2回目の自治会長会議にて、避難所利用の協力をお願いされたということでお伺いしました。その中には、避難所運営マニュアルということだとかが入っていたと思うんですけども、自治会長さんからは何か質問等、見てどうだったのかということの質問はあったのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

質問については幾つかありましたけれども、マニュアルについては町のほうではこのような対応をしているということで、参考ということで、お願いしたのはコロナ禍の中で分散避難ということで、自宅が安全であれば自宅、知人や親戚の家が安全な場所にあればそこに避難させていただくというのをお願いしているところなんですけれども、加えまして自宅から近い集会所が安全であれば、そういったところでの避難所の運営もお願いしたいということでお願いしてあります。

自治会さんから、現に昨年の災害で避難所として活用した例もありますので、こういった資機材が欲しいとかそういったことがあれば伺いながら対応していきたいというふうに考えていたわけですけれども、何せ昨年の災害を経験したとはいえ、会議で投げかけたのは初めてですから、一旦浸透というか、自治会長さん持ち帰って自治会の皆さんとも話をしていた中で、ご質問の例えば避難所を開ける場合に必要なものとか、また意見いただければ

そういったものにも対応したいなというのは思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 自治会長さんの皆さんとまたこれから、災害のときには連携を密にし
ながら取り組んでいただければなというふうに思っていますので、本当にこれからもどんどんお
世話になると思いますので、またお話を聞きながら進めていただきたいと思います。

あと、宿泊施設や食品調達等の民間との災害協定についてお伺いしたいと思います。

ソーシャルディスタンスの中で、避難所、広範囲での避難が必要となりますけれども、宿
泊施設についてお伺いします。また、避難所が集中していないため、避難物資の不足が懸念
されますけれども、民間企業等における食品調達と、また災害協定がどこまで進んでいるの
かお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

まず、宿泊の関係ですけれども、今回、先週ですか、台風10号の際も、気象情報では被害
が甚大なことになる恐れがあるということで、またコロナ禍の中で指定避難所のほかにもホ
テルや旅館もぜひ活用しなさいというようなこともありました。市町村によっては、避難に
際してその宿泊費の一部を負担するとか、そういった制度を持っているところもありますの
で、それについては町内にも幾つかありますので、今のところ、それはあくまで個人の自主
的な判断でそこへ行っていただくようなことになっていきますけれども、町としてそういった
ことが避難の助けとかそういったことになればということもありますので、そこはちょっと
考えていきたいなというふうに思います。

今のところは以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 各種災害協定は12社、また避難所等の利用の協定ということで、千葉
市自然の家、また皿木の自治会ということになっていっていると思いますけれども、例えば民間施
設のリソルさんだとか、またスワンレイクさんだとか、しっかりと協定を結んでおくという
ことがとても大事だと思いますので、前向きにぜひ検討していただきたいというふうに思
います。

あと、コロナ禍での新しい生活様式を考える中で、補正予算でも備品として用意していた

だきました段ボールベッドの組立てだとか、テントの使い方等、今までにない備品について使い慣れていく必要があると思います。以前との違いも考えられますので、このことを踏まえて避難訓練の実施について、今まで11月頃行っていましたけれども、本町は今回どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

本年も避難訓練は今の時期に予定はしていたんですけれども、コロナの中ですので、本年は見合わせようというところでございます。

コロナの関係ですけれども、まず職員については何回かに分けて資機材をそろえましたが、訓練は実施していきたいというふうに思っています。全体の訓練についてはコロナの状況を見ながら時期を見て、これは毎年継続して実施していきたいと。加えまして、自治会単位でも、自主防災組織もそうなんですけれども、そういったところに要請があれば、町のほうも訓練、そこに参加していろんなことを共有していきたいなというふうには思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 避難訓練について早急に、やっぱりいろいろな職員が中心になってやるということでお話ししたと思いますけれども、近隣市町村でも訓練がもう今盛んに行われております。

職員がもしこのコロナ禍としてなっている中で、避難訓練をする場合の段ボールだとか間仕切りだとか、いろいろなやるときに見学ができるというような呼びかけをして、ソーシャルディスタンスを守りながら見学できるという方法もあるということでもありますので、本町としても効果的なやり方を検討して、早急にできる方向を考えていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、5項目めのスマートフォンを使って手軽に通報できるサービスの導入についてお伺いします。

自治会長さんからは、本当に日頃から町行政にご協力いただいて感謝申し上げる次第でありますけれども、先ほどの答弁ですと、長年にわたって自治会長さんからの通報、また、相談体制がかなり醸成されているということでお話があったと思います。自治会長さんもまだお勤めされているという方も多いと思いますので、ぜひこのスマートフォンを使ってできる

体制ということも前向きに考えていただきたいと思います。

その中で、先ほど初期費用でランニングコストもかかるという答弁だったと思いますがけれども、初期費用がかからない、ランニングコストもかからない方法も考えられると思います。そういった方法はないのでしょうか、考えをお伺いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ちょっと今現在そういうものを持ち合わせてございません。

申し訳ございません。

既存の町の役場に向けてメールをお受けしている状況でございますので、そういうようなツールを使ってということでご答弁させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 初期費用だとかランニングコストもかからない方法があるんです。なので、それをぜひ取り入れてやっていただきたいなというふうに思います。

L I N EだとかQRコードからリンクできるようにすればいいのではないかなというふうに思いますし、またこれを、スマートフォンからの通報だとかをいただくと、結局はまたその返しをしなければいけないというのはもちろん当たり前のことでありまして、職員に私たちもいろいろをお願いをしていくわけですので、そのときの調査をしてどうだったかということは必ず皆さんあると思います。それはもちろんあることですので、L I N Eで担当課にメールを送るだとか、本当にもうコストがかからない、また初期費用がかからない方法がありますので、ぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

あと、スマートフォンを活用したサービスというのは、地域の課題の迅速な解決や、町民が安心して暮らせる地域づくりに寄与する上で有効な手段の一つと考えられます。今回は建設環境課、総務課ですけれども、今後はそのスマートフォンを活用したサービスということで、健康福祉課、また学校教育課にも、山武市はいじめに対してだとか、サービスというものもこのアプリというかスマートフォンからできるようになっております。ですので、そのサービスの導入というのも考えることができますので、ぜひもう一回考えていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

その手軽さとか、そういう意味で全然否定するものではございませんので、今後その辺適宜研究していくというところの姿勢は変わりございません。またご意見など今後ございましたら、頂戴できればというふうに思っております。

ただ、お答えすることはもちろんあると思う、こういうようなツールでと言われた場合にお答えすることはもちろんあるというふうに、議員のほうからのご発言ございましたけれども、千葉市のほうにお伺いしたりした際に、千葉市の場合、組織が大きいですけれども、非常に繰り返しの投稿される方に対する対応というので、職員がすごくそれに時間を追われてしまっているというのも現状でありましてということで、現場の声を聞いてございました。その点、長柄町さんはまだまだ小さな自治体の中で町民との対話がきちっとできている、距離感があるというふうに思うので、実際にやっている現場の人間からすると、その辺については今後検討するところが一番いいんじゃないかなというふうな話もいただいた中で、部内でいろいろと検討した結果、今日のお答えになったところでございます。

冒頭申し上げましたとおり研究してまいりたいと思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ、小さな町ですので、とにかくまた皆さんが住みやすい町になるように取組をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（星野一成君） 以上で本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時20分といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時20分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 柴 田 孝 君

○議長（星野一成君） 3番、柴田 孝議員。

○3番（柴田 孝君） 議席3番、柴田 孝でございます。よろしく申し上げます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、昨年度からの豪雨による被災者支援や復旧並びにコロナウイルス感染症対策におきましては、町の早期の生活支援等の対応を、清田町長をはじめ職員の皆様に感謝申し上げます。あわせて、医療関係従事者等の皆様に心より感謝申し上げる次第であります。

さて、近年では、千葉県においても温暖化による異常気象や自然環境が著しく変化し、気温も35度を超える猛暑日や台風・豪雨等の強大化により自然災害が猛威を振るい、甚大な被害が発生しています。今年に入ってから、世界規模で新型コロナウイルス感染症が拡大し、いまだに解明されない未知のウイルスであり、各国ではワクチン開発や治療方法等有効な特效薬がいつできるのか、終息が見えないのが現状であります。

新型コロナウイルス感染症拡大は国内産業にも大きな影響を与え、社会形態の多様化が進み、会社は在宅勤務、教育現場は休校、飲食業は休業・自粛要請などから業績悪化や雇用問題、営業自粛等による中小企業、特にサービス業の倒産や廃業は増大するとともに、町の各行事、イベント、あるいは地域の集いまでが中止の状況となっております。今後、日々の暮らし方、働き方、地方創生となる地域の取組など、町が変わるきっかけとして、中期・長期的に将来的な政策の展望を見据えていく重要な転換期ではないでしょうか。

また、念願でありました茂原長柄スマートインターチェンジと主要地方道市原茂原線刑部バイパスが完成、開通しました。一方では、昨年の豪雨により氾濫した一宮川流域における浸水被害の経験から、今年も台風シーズンとなり、町民は近年の異常気象による自然災害への強い不安を感じているところであります。このため、速やかな一宮川流域の河川改修計画と一日も早い着工は、喫緊の課題であります。

我が町も茂原長柄スマートインターの有効活用による町の産業発展と活性化を図るとともに、子育て支援、教育支援、高齢者福祉の充実、各種感染症対策、自然災害における危機管理体制の強化等により、将来像を見据えた経済や基幹産業の強化対策についてどのような政策を掲げ、町づくりを進めるのか、暮らしを取り戻すための施策展開の重要な後半期と考えます。

このような多忙の中ではありますが、何点かの質問をさせていただきます。

1点目に、地方創生についてであります。

現在の町の人口推移は昨年で約7,000人から6,790人となり、1年間で210人の減少となりましたが、転入者と転出者の増減では約100名の方が多く転出し、平成28年にも93名が転出しておりますが、この急激な人口減少は何が起因しているのかお伺いします。

また、現在、基本構想の見直しを行っていると思いますが、茂原長柄スマートインターの開通に伴い、将来の町づくりに向けて企業誘致、雇用の創出による人口増など、町の活性化の核として期待していますが、町づくりリーダーの育成をはじめとする多様化する町づくりを求めて、何を主体として今後の人口減少に歯止めとなる施策をどのように取り組んでいくのかお伺いします。

2点目に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界経済がストップし、世界経済における社会構造の変化やグローバル化した国内企業の経営戦略の在り方、サプライチェーンの在り方や企業経営の課題などに加えて、世界規模で経済的、社会的な構造に大きな影響を与えています。

新生活様式に移り変わっていく中で、デジタル化やリモートやテレワークなどで在宅勤務やIT企業の地方人材の採用など、幅広い民間活用が広がるとともに、都会から自然の豊かさや自然との触れ合い空間などを求めて地方へ移住する、移住しても仕事ができるような、社会的な変化による人の流れもニュース等で報じられているところであります。

こうした状況下で、町としてはアンテナを高くして企業経営の方針等の意向調査、研究・情報収集を積極的に行い、企業誘致や空き家バンク、ふるさと村等の有効的かつ利活用を図るために、町ホームページの掲載だけでなく、町の魅力である自然の豊かさや立地条件の優位さをアピールする手段のさらなる創意工夫も必要であります。

あわせて、町の活性化を図る上では、企業における産業政策、企業経営の転換などの情報収集、誘致候補地選定や積極的に町の魅力を発信するとともに、社会経済の人・物・金の動きを検証することが重要であり、これらを踏まえた相談窓口の強化が必要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、一宮川改修事業についてであります。

社会経済や生活環境は、低地部である河川沿い等に都市圏や生活圏が発展、拡大してきましたが、近年の異常気象による日本各地で地震や豪雨による甚大な被害が毎年発生し、自然災害における復旧・復興には多額の費用と長期の期間が必要となります。町においても例外ではなく、河川周辺等への開発により多くの住宅等が開発され、浸水被害を受けているのが

実状ではないでしょうか。

千葉県において8月8日の説明会では、中下流域が優先的に採択を受け、一宮川流域浸水特別事業として令和6年完了を目指すとのことですが、説明会では具体的な内容は不明でした。なお、千葉県一宮川改修事務所を主体として、河川整備計画が未策定の上流部・支川の対策は今後河川整備計画の見直しを行い、一日も早い事業化を目指し、今回被害を受けた家屋や主要施設の浸水被害ゼロを目指すとのことあります。

中下流域の事業化で終わることなく、上流域においても道路冠水や床下・床上浸水被害等は甚大かつ広範囲であり、近年の気象変動においては毎年のごとく発生するものと考え、中下流域の事業と併せた事業実施と上流部における本川改修を基本に、特に甚大な被害を受けた地域の浸水対策、治水対策等とを同時進行させ、災害のない安全・安心な町づくりを早急に進めなければなりません。

そこでお伺いしますが、1点目に一宮川水系上流域の治水洪水対策における改修事業計画の方向性と計画策定は、今後どのような調査を行い、千葉県との事業調整や事業メニュー等、特に浸水被害地区の浸水解消の事業計画を策定していくのか、今後の取組についてお伺いします。あわせて、ハード対策とソフト対策を一体的に推進するとのことありますが、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

2点目に、一宮川上流域と支川河川の改修計画は、浸水被害ゼロを目指すことから、上流部流域の浸水被害対策としては、中下流区域の改修事業と同時に上流域の冠水浸水解消等に向けて、河川流出の阻害要因を把握するなど詳細な現況調査を行い、あらゆる要因を取り除いて減災に努めることが重要であります。

減災対策会議や浸水検討会議において、改修事業方針や事業計画を策定し、上流域での改修事業と各種関連事業における流出抑制など、山手3町、長柄町と長南町、そして睦沢町の3町でございますけれども、事業計画策定に向けての調整、意見交換を行い、連携協力の下、効率的な事業計画かつ早期の事業化が必要と考えますが、見解をお伺いします。

次に、防災対策についてでございます。

昨年の台風や豪雨により、これまで経験のない甚大な被害の発生や、今年に入ってから震度4以上の地震が頻繁に発生し、地震等専門家の見解では、首都直下地震の予兆とも考えており、いつ起きてもおかしくないとも言われていますが、明日にも起きておかしくない自然災害への危機管理体制の構築は、経済性、社会的に総合的な観点から生命を守り、地域社会の安定と生活支援等の対策が非常に重要となります。

そして、自然災害は別々に発生するとは限らず、例えば大地震発生の後、余震も数か月続く中、台風や豪雨なども時期、時間に関わらずやってきます。前にも質問しましたが、長期の避難所運営マニュアルに基づく避難所運営は、避難者の生命と心身の健康を守ることであり、避難所の確保により避難所生活の安定した体制支援など重要な役割を果たすこととなります。

そこでお伺いしますが、1点目に新型コロナウイルス感染症に伴い備蓄品を購入したとのことですが、避難所運営マニュアルは、感染対策、インフルエンザ、熱中症等を含むものがありますが、このような予備知識や役割分担等を具体的に明記し、避難所従事者や町民、避難者でありますけれども、そこへの研修会や訓練を行い、避難所における医療環境衛生対策等に取り組む必要があると考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目に、指定避難所として、大規模災害時には、以前から長柄山迫分地区には公共施設等への距離が離れているとのことから、近くに避難所が欲しいと伺っております。

そこで、スポーツ振興や健康増進を踏まえ、避難所を兼ねた新たな体育館の建設への取組について見解をお伺いします。あわせて、企業者と応援協力協定の締結を行い、民間施設等を活用した避難所の確保も必要と考えますが、見解をお伺いします。

3点目に、近年の異常気象での豪雨被害や首都直下地震等の大規模地震が切迫しているなど、人命と財産を守るためには、危機管理上、国の中央防災会議や県の危機管理対策方針の動向を踏まえ、基本となる町地域防災計画の速やかな修正が重要であり、防災計画の業務計画、行動計画等に基づいた各種マニュアル作成を行い、防災対策の確立を図ることが求められています。

また、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症対策においては、人命を守る環境と医療・介護体制、そして社会経済や日常生活に著しい影響を受けることから、危機管理上日々変化する適時適切な体制と対策の構築が重要であります。

そこで、各種ハード対策とソフト対策を一体的に推進する取組と、危機管理体制と日常、非常時を通じた業務の遂行が急務であり、防災担当職員の増員を図り危機管理体制の強化が必要と考えますが、見解をお伺いします。

以上で第1回目の質問とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 柴田議員のご質問にお答えします。

1 項目めの地方創生のまず1 点目、人口減少についてですが、少子高齢化及び東京一極集中による人口減少の流れを最小限にとどめるため、平成28年3月に策定したまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略では、移住定住の推進や子育て支援の充実、地域産業の活性化といった施策を掲げ、これまで取り組んできたところであります。

しかしながら、直近5か年の本町の人口を見ますと、平均で約130人の減少という状況で、昨年度におきましては183人という大きな減少となってしまいました。昨年度に実施した第5次総合計画策定に関わる町民アンケートでは、買物が不便、交通が不便、就業の場がないといった声が以前にも増して高まっていることが、数字から読み取れ、これらを要因とした生産年齢人口及び若年層の町外への流出も多分にあるものと推察するところであります。

客観的に、また全国的に見ても多様な職などを求めて若者が地方部から都市部へと流出するといった傾向は、地方創生事業の始まった6年前から依然として変わらず、加えて本町、本地域では、昨年の一連災害、特に10月の豪雨による災害の影響を受けて、やむを得ない転出もあるものと推察されます。

このような中、本町の新たな玄関口として、圏央道茂原長柄スマートインターチェンジが本年2月開通いたしました。道路は古今東西昔より経済の母と言われております。我が町にインターという新たな玄関ができたことにより、まずは地域産業の活性化と雇用の創出といった観点から、企業の立地に注力するところでありますが、併せて新たな観光振興、迅速な救急救命活動、そして災害に強い地域づくりへの期待も広がるものであります。

これらどれか一つでなく、一つ一つを連動させて、皆さんから住んでみたい、住んでよかった、そして住み続けたいと思っただけの町を目指して今後も取り組んでまいり所存でございます。

次に、2点目の企業誘致の強化等についてでございますが、これはできることであれば、議員のおっしゃるとおりでございますが、現状といたしましてはなかなか役場組織として体制にも限界があり、これまでどおり企画政策担当の職員で対応しているところでございます。

そのような中で、昨今、千葉県商工労働部企業立地課では本町のような自治体に対して、企業情報をはじめとした民間との総合調整など、県の強みを生かした支援施策が始められたと伺っております。本町といたしましては、このような制度、支援を最大限に活用しつつ、今後取り組んでまいりますので、変わらずご助力賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの一宮川河川改修事業についてお答えいたします。

昨年10月25日の時間最大77ミリ、半日の累計雨量は360ミリという過去に経験のないような大雨により、本町においても数多くの家屋に浸水被害を及ぼし、さらには2名のかけがえない人命を失うこととなり、最悪の事態となりました。

この災害の発生に対し、町では被災直後から、県や国に将来にわたって安心して暮らせる治水対策の早期実施について、要望活動に取り組んでまいりました。現在までの経過といたしましては、1月に茂原市を含めた6市町村長による一宮川流域減災対策会議を立ち上げ、河口までの流域全体での浸水対策について協議を進めております。また、千葉県では本年4月に、一宮川改修事務所を新たに設置し、本格的な対策事業に取り組んでいただける運びとなりました。

今回の水害は過去の状況と異なり、一宮川の上流域の長南町、長柄町での浸水被害が甚大でありました。このことから、新たな河川整備計画を策定すべく、東京大学の加藤教授を座長とした浸水対策検討会を組織し、茂原市、長南町、長柄町が参加して、既に3回の会議を重ねているところであり、本年度中に浸水対策案を取りまとめ、できるだけ早期に事業化がなされるよう、町といたしましても県に連携してまいります。

昨年10月の降雨量は観測地点での過去最高を記録しており、河川整備のみでの対策は困難なことが予想され、土地利用施策や貯留浸透対策と連携した浸水対策が必要であることから、地域の皆様に対してアンケート調査を実施したところでもあります。これらの集計結果なども踏まえて、去る8月8日には浸水被害の生じた地域の自治会長さんや議会議員を対象にいたしました意見交換会を開催したことは議員もご承知のところでもあります。この意見交換会を踏まえて、8月12日には3回目の浸水対策検討会が開催され、より具体的な対策の検討がなされているところでもあります。

いずれにいたしましても、町民の皆様が安心して生活が送れるようにするため、流域全体での地域の特性を踏まえた浸水対策を早期に立ててまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、3項目めの防災対策についてお答えいたします。

まず、1点目の避難所に係る研修会や訓練の実施についてお答えいたします。

避難所の関係につきましては、先般、町職員と避難者も含めた地域の皆様が協力して運営することを想定した避難所運営マニュアルを作成したところでもあります。これが実際にできるよう周知し訓練する必要がありますが、まず先月、自治会長会議を開催し、説明させていただきました。あわせて、昨年の災害を踏まえた町の災害対応に関わる現状を説明するとと

もに、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止及びこども園の福祉センター及び梅乃木荘使用による避難所の臨時的運用について説明をさせていただきました。その上で、災害時の被害状況報告及び安全が確保された自治会集会所の避難所としての利用について協力を依頼したところであります。

今回は自治会長の皆様をお願いするにとどめておりまして、安全性につきましては確認しておりません。今後、安全性の確認とともに、利用範囲、利用形態などの聞き取り、避難経路の確認、安全性などを含め、利用方法を自治会と町で共有していくことが必要であり、取り組んでまいりたいと存じます。また、避難所ガイドブックを作成中でありますので、でき次第、各自治会に配布の予定でもあります。

始めたばかりで、周知も訓練も今後の課題と認識しております。町の防災訓練のほか、自治会や自主防災組織単位での訓練を進めていきたいと存じます。

職員に関しましては、先般、災害時職員初動マニュアル及び避難所運営マニュアルを活用し、防災訓練を実施いたしました。今回の訓練は、新型コロナウイルス感染防止対策に重点を置き、特に従来想定していた収容人数が確保できないことや、受付の際は体温測定、消毒及び問診が必要であることなどを訓練いたしました。

今回の訓練は、あくまで台風の季節を前に、基礎について実施したもので、今後さらに避難所設営訓練が必要であります。ご指摘のとおり、町民の皆様に向けた訓練も併せ、新型コロナウイルス状況も見ながら訓練を実施してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の新たな避難所の確保についてお答えいたします。

まず、新たな体育館につきましては、現状では財政的に困難であると存じます。ただし、周辺には民間施設もございますので、対象施設を調査し、相手方と相談してまいりたいと存じます。また、県道が土砂崩れなどで寸断した場合に、皿木青年館を避難場所に指定しております。避難経路も含め安全性を確認し、その上で自治会にご理解いただければ、集会所の指定も考慮していきたいと存じます。水上小の体育館も調査の上、土砂災害対策を実施できれば、再度避難所に指定することも考えていきたいと存じます。

いずれにしても、現状コロナ禍において、収容人数に不足が生ずる恐れがありますので、あらゆる方面から検討し、収容体制の充実に努めてまいりたいと存じます。当面、指定避難所に収容できない場合、庁舎も含め利用できる公共施設で対応してまいりたいと存じます。

3点目の防災担当職員の増員についてお答えいたします。

昨年の災害を踏まえ、職員の初動体制や分担業務の見直しを実施したところであります。しかしながら、職員の数にも限りがあり、自治会長をはじめ町民の皆様にもご理解とご協力をいただかなければ対応できない場合も想定できます。その第一歩として、まず自治会長の皆様をお願いをしたところですが、自治会に加入されていない町民の皆様もいらっしゃいますので、町民全ての周知については今後の課題として、講習会や訓練を通して取り組んでまいります。

ご質問の職員の増員につきましては、効果は大いに期待できるものと考えますが、本町の規模では厳しいものと考えます。これまでもやってきたように、現在の体制でしっかりと対応してまいりたいと存じますので、ぜひともご理解のほどお願い申し上げます。

以上、柴田議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

答弁いただいた中で、ちょっと不明な点というか、再度確認の意味で再質問を何点かさせていたきたいと思います。

まず、地方創生についてでございますけれども、今総合計画の見直しの途中ということでもありますけれども、人口推移として5年後、10年後を想定する人口推計ですか、その辺、今現在で何か検討というか、検証しているところがあればお聞きしたいと思っておりますけれども、お願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今現在のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略、今議員おっしゃったとおり、これの見直しも併せて行っているところがございますけれども、この中にも国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研によります人口の今後の見通しが、5年前の段階のもので出ております。これによりますと、今年2020年、社人研といたしましては本町は7,134人という人口を推計しております。議員のご質問にもあったかと思っておりますけれども、現在の町のこの4月1日時点で6,817人ということで、この7,134人という数字を大きく下回っていると。社人研の予想を下回る、それを超える人口の減少が本町に今起きているという状況は否めない事実であるというふうに捉えております。

その上で現在行っております総合計画の見直し、併せてまち・ひと・しごとの総合戦略の

見直しを行っているところでございます、これらの数値の強まり方というんですか、その辺も踏まえた中で総合計画をしっかりと作ってまいらなければならないというふうに捉えてございますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

非常に人口推計というか、難しいところだと思うんですけれども、社会的要因と自然的というか、そういった要因があると思うんですけれども、先ほども一部今年の豪雨に伴う被害があって、転出された方という方がどのくらいいるか分かりませんが、そういうふうなところもあると思うんですね。

そういうところで、やっぱり町が活性化したりにぎわったりとか、やっぱり人口、どこでもそうなんですけれども、これを食い止める、歯止めをかけるには非常にどこも問題を抱えて難しいところがございます。それは承知しているんですけれども、いろんなアイデアというか、職員提案とかいろいろ含めた中で、町がどういう形で進んで施策を打って行って、町民とともに、意見を吸い上げて、町民がやる気というか一緒に歩んでいけるような施策、これがやっぱり必要だと思うんですね。

だから総合計画、前回も話しましたが、やっぱり総合計画、町を活性化したり持続していくために、やっぱり両輪でなくちゃならないということで、私は常に言っているんですけれども、だから町民が理解してくれなければただの論文にしかならないということですので、今後とも庁内を挙げて職員の意見、いろいろな意見あると思うんですね。だから、そういうところも吸い上げる。町民の声も吸い上げるといったところで、ぜひよろしく願いしたいと思います。

地方創生についてでございますけれども、今言ったようにいろいろ厳しいところがあるんですけれども、今現在いろいろニュースや施策というか、今後エネルギー施策だとかということで、いろいろ企業の投資方だとか、企業の運営の関り方というか、いろいろ変わってきて、この中で地方創生に関わる企業の誘致のチャンスだとかというものが非常に生まれてくるんじゃないかなと思うので、先ほど申し上げたようにいろんなアンテナを高くして、そういう情報を持ちながら有効に活用して、やっぱり積極的に町から出ていかないといけないと思うんですね。

先日ニュースでやっていたんですけれども、東京のどこか忘れちゃったんですけれども、

そちらのほうへ出て説明会やったりPRしているという自治体がありました。そういうことで、そういうことも考えて、長柄町の良さ、去年、浸水被害とか、今まで安全な長柄町と私も考えたんですけども、非常に私も想定外だったんですけども、そういうところを加味しながらぜひ進めていただきたいと思います。

移住の促進は、短期的には効果があると思うんですけども、地方の長期的な人口減少には歯止めをかけるものではどうかなという疑問も持っています。

その中で、近隣市町との情報の共有だとか連携を密にして、可能な通学圏、通勤圏、魅力的な進学先へ、就職先をどうやって増やしていくかということで大きな課題にはなるんですけども、企業の、くどいようですけども流れを察知、検証して、情報収集によっていち早く企業経営の方針のニーズを捉えて、我が町への意向を示した企業にトップセールスをしたりとかというところで、積極的にあくまでもやっていただきたいと思いますというのが私の、取り組んでいただきたいと思いますということが要望なので、これは要望としたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、一宮川の関係、改修事業関係でございますけれども、再質問ということでさせていただきますと思うんですが、県では河川整備と内水対策、土地利用施策等が連携し、浸水対策案をまとめて河川整備計画に浸水対策を位置付け、一日も早い事業化を図るとのことです。

田中副町長は、有識者を含めた一宮川上流域・支川における浸水対策検討会の委員であると思うんですが、これまで数回の会議を行ったということでございますけれども、協議途中の段階ではあるんでしょうけれども、その中で、これまで検討会における協議内容について、できるだけ結構ですので、どのような意見が出ているのかお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） 一宮川改修計画についての現在の取組でございます。

この検討会には、先ほど答弁にもありましたが、東大の加藤教授、それから東京工業大学の名誉教授の石川教授、あと国土交通省の本課のほうから服部調査官、そういった方々が主体となって、専門的な学識の中を踏まえまして、現在3回ほど会議を進めているところでございます。その中で、先日の8月に、地元の意見交換会も踏まえて、地元の意見もお伺いしながら進めているところでございます。この後、また8月27日に地元の意見交換会も予定しているところでございます。9月ですね。9月27日に予定しているところでございます。

現在3回の会議の中での内容でございますが、一宮川の上流域の流域につきまして、どういった形でこの浸水を食い止めていくのか、そういう主課題に対しまして、現在のところ議論されている内容といたしましては、一宮川が河川、二級指定河川でございますが、この指定された河川の中だけではこの豪雨に、今後気候変動に伴う水量を河川のみで賄うことは、流下させることは困難であるというような話をされております。

この辺についてはシミュレーション、解析等も並行して、今専門的に学識経験者のほうでも進めていただいているところでございますが、一応たたき台として今現在あるのが、流域治水というような形で、今まで昔、今までの経過でございますと、河川というものについては豪雨に対する水は全て川で流してしまうというような、河川ありきの話でございましたが、今現在の議論といたしましては、新たな用語で、先だってもテレビのほうでも放映されましたが、流域治水という新しい言葉でございます。

河川で全て流してしまうということではなくて、やはりそれぞれの区域に応じて一時貯留をできるような方式、こういうものを河川整備と併せ持って並行的に進めていくと。ですから、一応上流部については向こう、今年中に河川整備計画については策定することにはしておりますが、河川の改修は河川の改修として計画を進め、それに合わせて上流域での水の一時貯留というような形の施設がどうできるのか。その中には、田んぼダムだとか、ため池の機能強化だとか、新たな調整池だとか、そういうような案が今出てきておりますが、こういうものを合わせ技として流出量を少なくしていくというようなことで、今現在議論がなされているところでございます。

今後、この辺の具体的な内容が固まった段階で、次の段階としてはそれを、河川整備につきましては二級河川の河川管理者、千葉県が行っていただけることがルールになっているんですが、一時貯留につきましてどういう事業を、どういう事業主体が展開していくのか、この辺についても大きな課題でございます。これについても検討会の中で議論を重ね、今後進めていく話となっております。

これにつきまして、地元の長南町、長柄町につきましては、共同で課題を整理しながら積極的に取り組んでいくというような考え方をしておりますし、その辺の事業に関しましても、県のほうにおいても、県土整備部のみではなく、いろいろなほかの部局についても主体的に、オール県庁というような形で進めていただきたいというようなところで、先日知事も現地に調査に来られましたが、我が町の町長といたしましてはオール千葉県庁というような形で積極的に進めていただきたいというような強い要望もしているところでございます。

まとまりませんが、こういった形が今の現状だということで回答させていただきたいと思
います。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。大体ニュアンス的には分かりました。

やっぱり今新しく、数年前というか昨年かおとしぐらいですか、流域治水という今お話
がありましたけれども、これについては非常に問題というか、私の問題意識というか、疑問
というかある、課題的なものがあると思うんですね。

やっぱり機能管理者だとか、負担区分、要は事業の負担区分ですよ。この辺が非常には
つきりしないというか、市町村に求められるということなんですよ。一宮川流域のこの水
害については、中下流部はやっぱり浸水が経済的、社会的に影響が大きいということであり
ますので、やっぱり上流域、ちょっとそれはある程度済ませますよとか、そんな意見も出て
いるんじゃないかと推察はするんですけども、これまた9月27日に意見交換があるとい
うことなので、それは県のほうへ私ども議会としても強く要望していきたいと思いま
す。

そういうことでございますけれども、やっぱり検討会議とかいろんな有識者という形で、
メンバーがあると思うんですね。だから出てきている中で、県のほうもいろんな所管部署が
またがっていく中で、県がどのくらい認識しているのかという、この前の8日の説明会では
いっぱい来ましたよね。そういう中でどの程度認識してくれているのかというところ、一つ
疑問視があるんですけども、今後町、副町長含めて会議に出たときは、長南町と連携して、
特に長南町は被害が大きかった、同じだと思うんですけども、そういう情報を共有しなが
ら、また強くタグを組んで取り組んでいただきたいということで、よろしくお願ひしたい
と思います。

時間もないので、一つ、また27日の説明会を楽しみにして、私ども議会として議員として
もバックアップして一緒にやっていきたいなというふうに思います。

防災対策についてはいろいろあると思うんですけども、収容人数、避難所の、やっぱ
りこれを明確化して、足りなければどこに誘導するんだとか、移送手段、自分で行けよとい
うのか、ながら号を使っていくのかとかいろいろあると思うんですよ。そういうところを含
めて、避難経路は安全なのか、危険性があるのかないのかとか、そういう部分を含めた中で
やっぱり避難所、地域の集会所を使うのであれば、いろいろ検証していただいて、それは地
元に任せるだけじゃなくて、町のほうとしても執行部として十分調査して、ここは危険性が
あるので避けていただきたいとか、無理だなというところを意識しながら地元へ理解を求め

て、安全な場所であれば何人収容できるのかと、地元民はどうなるのか、自治会未加入者も入れてくれるのかどうか、そういうところの理解も得なくちゃならないと思うし、実行避難という、分散避難もあるということなんですね。そういうところを含めた中で丁寧な説明をして取り組んでいただければなというふうに思います。

以上で、時間もあれなので、質問事項は終わりにしたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で柴田孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時10分といたします。

休憩 午後12時12分

再開 午後 1時10分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長から発言の許可を求められましたので、これを許します。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 午前中の本吉議員への答弁に誤りがありましたので、訂正をお願い申し上げます。

1点目のAEDのご質問で、町内公共施設にAEDを9台配置してあるというふうに答弁いたしました。その後増設してございまして、現在16台でございます。訂正しておわび申し上げます。よろしくお願いいたします。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（星野一成君） 引き続き一般質問を行います。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） こんにちは。7番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様、お忙しい中、まだ残暑厳しい中、お出かけいただき、ありがとうございます。令和2年第3回定例会の傍聴においでいただき、ありがとうございます。

昨年9月の台風15号の風による被害、また、10月25日の大雨による本町住民2名の尊い命が失われた水害、なお多数の土砂崩れ箇所が発生した昨年は、町執行部は復旧に当たり大変ご苦労した年でありました。

また、災害の完全復旧のさなか、令和2年2月には新型コロナウイルスが発生しました。本町はいち早く対策本部を立ち上げ感染症対策に当たり、今日まで感染者はいません。これも本町執行部の感染予防の努力によるものと感謝申し上げます。

近郊の市町では感染者が出ている中、県内54町村のうち、本日までの感染者ゼロの町村は、御宿町、鋸南町、睦沢町、長生村、そして長柄町の5町村であります。収束がいつか先の見えない今、町執行部においてはご苦労があると思いますが、町民の命を守るため、新型コロナウイルス感染症防止対策をいま一度町民に徹底をお願いし、今後も感染者が出ないようご努力のほどをお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一括質問に入らせていただきます。

1項目め、防災対策について。

先ほども言いましたが、昨年9月の台風の風災害、10月25日の水害等、悪夢のような災害に見舞われ、早くも1年を迎えようとしている今、本町の防災対策について伺います。

1点目、現在の取組を伺います。

2点目、想定外の災害についての対策を伺います。

3点目、避難所の拡充は行われているか伺います。

4点目、ハザードマップ（水害）の開示はいつか。また、開示方法はどのように考えているか伺います。

次に、2項目め、農業用ため池の管理及び保全について。

本町の主産業の農業、特に稲作農業においては、ため池の水は重要な資源であり、欠かすことができません。農業用ため池は全国に17万か所もあると言われており、平成30年7月の西日本豪雨では2府3か所、4県29か所でため池の決壊が起き、下流に被害が起きました。そのため、国は防災強化のため、農業用ため池の管理及び保全に関する法律を制定しました。よって、次の点について伺います。

1 点目、法律が制定されたことにより、本町はどのような対応を行ったか伺います。

2 点目、本町には何か所の農業用ため池が存在し、どのように管理されているのか伺います。

3 点目、町所有の農業用ため池は何か所あるか伺います。

4 点目、法の第 4 条から 6 条に農業用ため池の届出がうたわれていますが、届出数を伺います。

5 点目、特定農業用ため池に指定されたものがあるか伺います。

3 項目め、人口減少問題について。

本町の人口は、1995年の8,846人を最高に減少が続き、2020年7月現在6,787人と、2,059人の減少をたどっています。今から5年前、大学型C R Cによる2025年にリソル生命に1,000人移住を構想し、はや6年目に入っております。これまでの経緯と結果、今後の構想について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

まず1項目めの防災対策についてお答えいたします。

1点目の現在の取組でございますが、まず1つ目に、本部体制の見直しを実施いたしました。初動における職員配置を機動的に変更いたしました。

2つ目に、避難対応の強化であります。ソフト面では避難所運営マニュアルを充実させ、これに基づいた職員の防災訓練を実施いたしました。ハード面では、昨年の停電被害を踏まえ、本議会で承認いただければ、蓄電池及び電気自動車を配備する予定であります。

3つ目に、自治会、自主防災組織への協力依頼であります。被害が大きいほど自治会の協力は不可欠であります。先般、自治会長会議を開催し、自治会集会所の避難所としての活用及び災害時の被害状況の報告などをお願いしたところであります。

2点目の想定外の災害についての対策についてお答えいたします。本町は昨年15号による暴風雨、10月25日の豪雨を経験いたしました。風水害につきましては、この2つの災害を想定し対策をしております。これ以上の災害については、これを応用して対応してまいります。

3点目の避難場所の拡充についてであります。現行の指定避難場所の充実を優先に考え、あわせて、民間施設の活用についても検討、協議してまいりたいと存じます。

4点目のハザードマップについてであります。全戸配布の予定で、来月中の配布を目指しております。しかしながら、どれだけの対策を講じても、行政の力だけでは全ての生命、財産を守ることは不可能であります。自治会や自主防災組織のお力もお借りしなければなりません。そして最後は、自分の命は自分で守る、このことに尽きるかと思えます。このことをあらゆる機会を捉えて訴えてまいりたいと存じます。

次に、2項目めの農業用ため池の管理及び保全についてお答えいたします。

令和元年7月1日の法施行後、本年6月26日になりますが、ため池マップを町ホームページに掲載いたしました。今後、県が作成する浸水想定区域図ができ次第、ホームページに追加をする予定であります。本町のため池は39か所存在いたします。このうち町所有のため池は36か所ございます。これは平成13年から16年にかけて、所轄、赤道・青道等の法定外公共物が国から町に譲渡されたことによるものであります。また、ため池の管理は地元受益者が行っております。

次に、法第4条から6条の届出であります。これは国もしくは地方公共団体以外の法人、個人の所有するものに届出の義務を課すものであり、3か所の届出がございました。上野地先、大津倉地先、高山地先のため池であります。また、防災重点のため池は山根地先と大津倉地先の2か所ございますが、特定農業用のため池はございません。

次に、3項目めの人口減少についてお答えいたします。

平成28年度にスタートいたしましたリソルの森及び千葉大学との3者連携による大学連携型生涯活躍のまちにつきましては、リソルの森エリア内を整備することにより、2025年に1,000人を超えるコミュニティーを目指すと表明しております。

現在の進捗状況でございますが、受け皿の中心となる中高年齢者向けの住宅は、東京オリンピック・パラリンピックの影響で人件費及び資材費が高騰したことを理由として先送りすることとされております。一方、都市部からの移住ニーズは決して冷え込んでいるわけではなく、そのことから既存のマンションのバリアフリー化を含めたリノベーションを実施し、現在試験的な販売を行っていると同っております。また、エリア内の各所、各施設の老朽化が顕著だったことから、メディカルトレーニングセンターの大規模改修、リニューアル工事を実施いたしました。また、ログハウスエリアに温泉施設やグランピング施設を新設し、観光施設として、魅力向上と併せてアクティブシニアの移住地として充実度が高められたとも伺っております。

本町の生涯活躍のまち構想のうち、リソルの森の区域内を特定した、いわゆるエリア型に

つきましては、今後もリソルが主体となって推進していくものであります。新型コロナウイルスによる影響など、大変厳しい状況となっておりますが、いずれにいたしましても、ご質問の件につきましてはリソルの森の事業でありますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上で三枝議員の答弁といたします。途中でいろいろ間違っして申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 私、聞き逃しちゃったんで教えてください。4点目のハザードマップの開示はいつ頃とおっしゃったんですか。来年の春だったんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ハザードマップですけれども、先ほど町長が答弁申しあげましたのは、来月を目指しているというふうに答弁いたしました。来月中の配布を目指しているということで、今最終段階ですのもうしばらくということで、来月を目指しています。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 来月ということで分かりました。

それでは、ただいまから自席で一問一答の質問に入らせていただきます。

まず1点目の取組について、先ほど町長から説明ございました。その中に、先月8月28日に、自治会長会議を開いて説明されたようなことも言われておりました。実際問題、私、ここにそのときの資料が手元にあるんですが、その中で何点か気になった点がございましたのでお聞きしたいと思います。

その中の指定避難所一覧というところがありまして、避難所というところの（1）に避難所があるんですが、番号をつけてありまして、1番の福祉センター、ずっと横に見ていって一番右側になるんですが、こども園使用、それから、縦方向の7番、梅乃木荘、その横にずっといきますと、こども園使用、それから福祉避難所というものがございまして、福祉センター、これもずっと行くと、こども園使用、3番目、救護所、福祉センターとありまして、こども園使用ということは、これは現在こども園が使っているという認識でよろしいですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

現在、こども園が昨年の災害で浸水を受けたということで、床の工事をしています。11月

までということなんですけれども、ちょうどこれが台風の時期に重なるということで、地震もあるかもしれませんので、子供たちがいるときに避難はできないということでもありますので、そのときの説明では、現在こういう状況なので、コロナの関係で一定の間隔も必要だということでもありますので、現在の町の避難所の運用を説明させていただいた上で、可能であれば、安全であれば、自治会の集会所の利用もお願いしたいというようなことをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今、こども園の話が出まして、実際こども園が今工事中だということ、私も把握しておるんですが、ちなみに災害というのは、今課長おっしゃいましたけれども、いつ起きるか分からないのが現状だと思うんです。そうしますと、こども園が使えないから、今その先の話ですが、自治会等で集会所等を使ってくれというお話だと思うんですが、その集会所、もしくは使ってくれといったときに、その集会所を使う、使うは使うで結構だと思うんですけれども、どこまでの範疇でやるのか。災害の規模にもよると思うんですが、いろいろ避難所に行くと、備品とかもろもろ置いてあるわけなんですけれども、突然自治会の集会所を使うということになりますと、そういうものは現状設置されている状況というのは少ないと思うんですけれども、その辺の内容をお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答え申し上げます。

先ほど私、説明がちょっと足りなくて申し訳ありませんでした。現在、福祉センターと梅乃木荘をこども園が利用させてもらっているというところで、現在の町の指定避難所の臨時的運用については、第一順位として、長柄中学校と日吉小学校の体育館を避難所として開設する。同時に、公民館を福祉避難所として利用する。例えば、コロナで熱症状とか、自覚症状のある人については武道館ということで、そういう対応でいますという説明をさせていただきました。

その上で、避難所もご家庭によっては遠い方もいらっしゃいますので、去年の災害、15号の停電、あるいは10月25日の大雨のときにも自治会の集会所を開けていただいて、自治会の皆さんに避難していただいたような経過もありましたので、そういったところを今後も協力いただけないかというようなお話をさせていただきました。

ご質問の備品等でございますけれども、昨年もそうだったんですけれども、町で持っている資機材を状況に応じて持っていくというような、例えば発電機を持っていくとか、スマホの充電器を持っていくとか、そういったことは昨年やったんですけれども、例えば今現在、指定避難所として皿木の青年館を指定させていただいておりますけれども、そういった形で指定できる集会所があるとすれば、それは安全性等も検証しなきゃいけないんですけれども、指定避難所とすることもその一つですし、じゃなくて、そういう災害時に限って、応急的に自治会、自主防災組織の判断で開けていただくということも可能だと思うんです。そういった場合に、常設したような資機材があったほうがいいということであれば、町のほうもそれを考えていく必要があるというふうに思っています。

先般の会議ではそこまでの話にはならなかったんですけれども、説明させていただいた上で、今後その辺は自治会の皆さんと話し合っ、必要があればそういったものを配備することはやぶさかではないというふうには思っています。今のところ未定ということになります。以上です。

○議長（星野一成君） 三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。災害は突然来るわけですので、そのときに準備して間に合うかなという問題もあると思うんですが、それは百歩譲りまして、まず自治会の集会所を使う、これは私も賛成します。しかし、今の見ましたけれども、災害が突然来たときに、果たして自治会がそれだけの対応できるかどうか。その前に、町として避難所に対する訓練等含めてどの辺まで考えているのか。例えば、自治会の自治会長さんにしてみれば、1年で替わっちゃう方もいらっしゃいます。あるいは2年で替わる方もいらっしゃいます。この間にどれだけの教育ができるかどうか、その辺お聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

三枝議員のおっしゃるとおりだと思います。現段階では、先般の自治会長会議でそういったお願いをしたというところがございますので、今後自治会ごと、あるいは全体を通して、また、自治会長会議を通じて、そういったお願いとか、災害時にどうするかということは、お互いにそういう意識を共有していかなきゃいけないと思うんです。それについては今後の課題ということでございまして、順次、先般自治会さんには初めてお願いをしたというところがございますので、少し時間を置いてもう一度、例えばそれで希望があるところについて訓

練を、当然こちらにも準備はありますけれども、そういった訓練をする、あるいはこういった資機材が欲しいということであれば、それはまた内部で相談して、必要があればまた議会のほうにお願いするというような形になろうかと思えます。いずれにしてもこれからなんですけれども、この間も投げかけたばかりですので、順次また意向を聞きながら進めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一委員。

○7番（三枝新一君） ぜひお願いしたいと思えます。

それで、午前中、本吉議員が避難所運営について質問されておったんですけれども、その中でちょっと引っかかる点があるのでお聞きしたいと思います。

今の自治会単位のことなんですけど、自治会のほうから要望があればやりますよというお話があったと思うんですけれども、これは逆パターンであって、本来町のほうが主体で皆さんが引っ張っていただくとするのが普通だと思うんですけれども、課長の話でそういういろいろ話が出ましたものですから、ぜひ町が主導でぐいぐい引っ張って行って、できるだけ早くそういう会議等を開きながら訓練されていくということを一応お願いしておきたいと思えますので、その辺の回答をお願いします。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

町と自治会さんと協力して手を携えてやっていくことだと思います。町としては、指定避難所を拡充して行って態勢を取ると。そして、地域の自治会の皆さんには、自分の地域は自分で守るというような意識の中でご協力を賜ればというふうに、そういうスタンスで考えております。それについて、町として協力すること、応援すること、手伝えること、それは今後自治会さんとも話をしながら、必要なもの等については考えていきたいというふうに思っているというところでございます。

いずれにしても始めたばかりですので、急いでやらなきゃいけないんですけれども、町と自治会の皆さんと同じような意識を高め合いながら、協力して災害に備えたいというふうに思えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。ぜひそういう姿勢で町の先頭に立ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、先ほどちょっと再質問したんですけれども、ハザードマップの件についてなんですが、来月に一応配布を予定しているというお話なんですけれども、実は私の手元にこんな立派な茂原市のハザードマップというものが手に入っていたものですから、今お見せしたんですけれども、これは大きさがA2ぐらい、その裏表にもろもろと書いてありまして、一冊にまとまっておるわけなんです。ちなみに最近、町のほうで来月ぐらいを目途にという町のハザードマップをという話がございました。それは内容は分かりませんが、こういう冊子に近いものになるんですか。

○議長（星野一成君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

町で今作っているのは、多分その内容、私見ていますけれども、内容は全て網羅してあって、冊子の形になっています。それと、一枚紙の地図とセットになっているようなものです。ちょっと動態図のミニチュア版みたいなイメージだと思います。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 大体分かりました。

それで、開示なんですけれども、全戸に配布するというお話だと思ったんですが、ちなみに、先ほどちょっと課長もおっしゃったと思うんですけれども、自治会に入っていない方、当然そういうものを配るということになりますと、広報まがいのものに入れて配るかどうか、その辺もあると思うんですけれども、そうしますと、自治会に入っていない方についてのお宅にそういうものがないという場合もあると思うんです。現在、町の広報、これについては、自治会に入っていない方は、ちょっと記憶で申し訳ないですけれども、間違ったらごめんなさい。町に来てくださいと、役場に来てくれればありますよという、あるいはここでいうと福祉センターかな、何か所かあると思うんですけれども、そこに行けばありますよという形なんですけれども、こういう大事なハザードマップについては全世帯に配ると。あるいは、それが不可能であれば、今おっしゃった人が集まる場所、当然役場もそうなんですけれども、コンビニとか、そのほかもろもろ、名前を挙げて申し訳ないですけれども、コメリさんとか、ああいう人が集まる場所にその冊子を置いておくという考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 配布につきましては、まず自治会配布ということで、当然未加入の方も含めて全世帯分作ります。三枝議員さんの意見も参考にしまして、配布方法については、今のところ役場に置いてできましたという周知をした上で、取りに来ていただこうと思っていたんですけども、それも参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 個々の自治会にはいろいろ都合はあると思うんですけども、自治会の長となるものは、自治会に入っていない方のお宅のほうも多分網羅しているはずなんですよ。その辺をうまくお願いして配布してもらおうという手もあると思いますので、ぜひ個別、個々のお宅に配布されるように、切にお願い申し上げます。

それで次に、防災関係のこと、これは書類になっちゃうんですけども、一応予算書というものがございまして、この中に予算があつて決算があるわけなんですけど、これに報償費と、これが防災対策費という款がありまして、それで8節の中に報償費というものがあります。行政のほうは詳しくないものですから確認したいんですが、報償費というものは、いろいろ物事をやったときに先生をお呼びしたり、あるいは行事をやるときに、お世話になった方にお礼という形ですか、そういうもので何らかの形を、現金が行くかもしれませんけれども、そういう解釈の方法でよろしいでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

防災対策費の報償費につきましては、防災訓練の際の講師の謝礼を計上したものでございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

ということでありまして、まず平成29年度、この中に一応予算で2万円取ってあります。防災訓練協力謝礼、今課長がおっしゃったとおり、謝礼金としてお渡しするというところで予算を取ったんですが、決算にはその2万円というものは使われておりません。それから、30年度も同等の謝礼として2万円の予算を取りましたが、決算の中には使われていないと。それで、31年度になりますとこれが増えました。名目が防災訓練協力謝礼、先ほどありました

けれども、そのほかに災害対策関係養成講座謝礼、これに10万円、各々10万円ですけれども、こういう予算がついています。

来月、決算の常任委員会があるんですけども、私の手元にその常任委員会の書類が届いております。31年度の決算についてはこれも使われていないと。にもかかわらず、また令和2年度に各々のものは予算化されていると。ちょっと不思議に思うんですけども、予算は立てるんですけども、そのお金を使っていない。単純な考え方ですけども、使わないお金だったら、別に予算立てなくてもいいんじゃないかなと、単純に私は思うんですけども、その辺お聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

先ほど防災訓練の謝礼ということで、29年度、30年度については、そういったことで2万円ずつ計上してあります。これは民間の方を講師にお願いした場合に、過去にそういう例もあったものですから、そのときのメニューによってということで計上したんですけども、29年については、初期消火訓練、避難所設営訓練、炊き出し訓練、救急実技、土のう作り講習ということで、これは職員と消防の味庄分署の職員にお願いしてやったので、費用がかからなかったということです。30年度についても、防災ゲームということで、これは職員がやったと、そのときの講師は味庄の分署の署長にお願いしたということで、これも経費はかからなかったということです。昨年度は20万円計上してあったと思うんですけども、防災訓練の講師謝礼を10万円、それから防災コーディネーターの講習会用に10万円です。昨年は災害の影響で実施していません。

何で増えたかという、実は昨年度は講師を女性向けの講演型のものをやろうというふうに思っていて、ちょっと大きなお金を計上したんですけども、災害の関係でできなかったということで、本年度も、昨年できなかったのも、同じ内容で災害コーディネーターと災害防災講習、女性向けのということで考えていたんですけども、コロナの関係で今のところ見込みが立っていないという状況でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） いろいろ理由があると思うんですけども、せっかく何かそういうふうにものをやろうと、今の時世ですけども、こういうふうになっちゃったおかげで使えな

かったと、非常に残念だと思うんですが、防災に関しては人命がかかるわけですので、何らかの形を取りながら、せつかくこういう予算があるわけですので、使っていただけたらなというふうに思いますので、今後、コロナ禍、コロナ禍でみんないっちゃいますけれども、その中でできるだけやる方向で考えていただけないかというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 当然、防災訓練は実施したいというふうに思っていますので、状況を見ながらできるだけやる方向で、できない場合には違った形で考えたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。一応前向きなご回答いただきましたので、あとのことはよろしく願い申し上げます。

次に、2項目めの農業用ため池の管理及び保全についてというところに行きたいと思えます。

なぜこういうことを私が突然言い出したかといいますと、昨年、近隣の睦沢町のため池が、多分大雨のときだったと思ったんですが、このときに長楽寺堰という堰、女ヶ堰というところがあるらしいんですが、これが重点ため池になったと。先ほども町長、ちらっとそういう話、中にもあるというお話だと思ったんですけれども、私のところも農業用のため池がございますけれども、大雨が降ると相当量の水がたまるんです。たまった後の、被害が出ていないからいいんでしょうけれども、ため池の管理とか、通常の管理とかそういう、想定外という言葉を使いましたけれども、そういうときの雨量に対する対応によって、今後いつ決壊するか分からんという話になるんですけれども、去年の雨の水害の被害の雨量が、先ほど町長が言っていましたけれども、330ミリというお話であったんですが、全体的に見て地球温暖化等、あるいは今、先週台風来ましたが、肥大化してくるというものが増えてきておる現実でございますが、一応そういうものがこれから来る時代に入ってきているわけですね。それについて、個々のところで管理されているというお話であったんですけれども、今後も今までどおりの管理の方法でいくのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

通常のため池の管理につきましては、地元だとか、地元自治会だとか水利組合でやっていただいております。受益者で今後も通常の管理はお願いしたいというふうに考えております。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。

それでは、先ほど町長の答弁に、町の所有するため池が幾つあるかというお話をお聞きしたときに、39というお返事だったと思うんですけども、それを町が全然、全然は表現が悪いかもしれませんが、町のほうで出向いて現状どうなっているか、そういうところの把握はされているのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 専らため池の恩恵を受けるのは受益者でございますので、通常の一般の管理につきましては受益者で管理していただきたい。また、ため池が老朽化いたしまして、漏水だとかそういうものが出てきましたら、国・県の補助金もございますので、そういうものにつきましては町が事業主体になって実施できるというふうに考えております。以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一委員。

○7番（三枝新一君） 分かりました。長柄町に39あるというお話ですので、私、力丸の人間なんですけれども、実際力丸にも2か所ございます。幸い力丸の場合は、ゴルフ場が来たおかげで、法面とか何かを結構頑丈に造ってございます。ですので、さほど不安には思いませんが、雨が降ったときの出る水の量は半端じゃないですので、現状力丸も水害に遭ってございます。ですので、たまたまため池がもったからいいようなものの、ため池がもし破壊しておったら、もう水の中の云々というふうになっちゃいますので、できれば、町所有であるんですから、少しでも町のほうも把握していただけたらなというふうに思いますので、その辺を切にお願いいたします。

それでは、次にいきたいと思います。

次は人口問題ですけれども、先ほど町長の答弁にありましたように、今リソルの森というんですか、ちょっと名前が変わったみたいなんですけれども、私の引っ張り出した資料には、相変わらずリソル生命の森というふうな書き方がしてあったものですから、それを転用させ

てもらったんですけれども、正直な話、私が議員になった、今から5年前、白井課長にしつこくお聞きした問題だと思うんですよ。また繰り返しになっちゃいますけれども、先ほど柴田議員もおっしゃっていましたが、人口が減っているんじゃないかということで、あと補充としてリソルに1,000人呼んでみましょうかというお話で最初はスタートしたと思っただんですけれども、ちなみに現状こういうところがございます。

多古町という、空港のほうですね。この町が人口は1万4,000人ぐらいだそうなんですけれども、8月31日のNHKなんですけれども「首都圏ネットワーク」という番組で紹介していましたけれども、この町は東京まで約1時間で利便がいいと。それで、町もテレワークをできるような場所も管理してあってと、それを東京でコーディネーターを招きながら、講演でちょっと話し合いみたいのをしたらいいんですけれども、そのときに一応用意した席が二十何人と言っていたかな、それが全部埋まったと。移住しましたという話じゃないですよ、埋まったということを知りましたので、本町に移住コーディネーターというような名前の方がおられますか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 移住コーディネーターはいらっしゃいます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） はい。

○7番（三枝新一君） 何名おられますか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在、六地蔵に拠点を置きますふるさとネットさんというNPO法人のほうに委託しております。下のブースのところに来てくださっている方はおおむね3名で回してくれていると思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 三枝議員、挙手をお願いします。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。3名の方は常時移住に関する仕事をされるということではないでしょうか、メインは。違いますよね、委託しているんですよ。ですか

ら、それをその方たちは、移住する人を探すという表現は悪いかもしれないけれども、そういう情報を投げたり、あるいは買ったり、こういうふうな形で常にやっているというわけじゃないですよ。そうですね。

私、今言うのは良いか悪いかわけずに、とにかく今コロナという時期、こういう時期、逆にチャンスなんですよ。都会から人を呼び込むと、移ってもらうと、移住してもらうというふうな、多古町が出たNHKのニュースの中では言っていました。ですので、ぜひコーディネーターの方に、フル活動という表現は悪いかもしれませんが、一生懸命やっていただいて、1人でも2人でも話を持ってきてもらうというふうなことをしていただければありがたいと思います。

それでちなみに、今まで計画をされましてもう5年もたっておるわけなんですけれども、何件の問合せがあつて、何人移住されたのか、その辺の数字分かりましたら教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在までに29年から約3年間ぐらい活動いただいております、直近の問い合わせの関係ですと、全てで519件問合せを受けているということでございます。この窓口を通して移住された方ということで把握している人数ですが、51名でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。約1割ですよ、単純に考えまして。それは高いのか低いのか私には分かりませんが、実際この3年間で51名の方が長柄町に移住されてこられたということで非常にありがたいんですが、しかしながら、先ほどの柴田さんの話ではないですけども、出ている方が多過ぎるということになっちゃいますけれども、少なからず補充はできているというふうに考えていいかなと思います。

最後にお願ひしたいのは、長柄町は去年水害があつたから云々の話も含めてそうなんですけれども、茂原市なんかの場合は、水害があつたから店を畳んで仕事を辞めてどこか行っちゃったという方が結構おるんですけども、できるだけ長柄町も水害を理由にして、流失が多いとか、そういうふうな形にしないように、せつかく今おられる人ができるだけ長柄町に残ってもらって、長柄町に愛着を持っておると思ひます。その辺を重々認識していただいて、執行部のほうも一生懸命頑張つていただきたいというふうに思ひますので、1年に12、3

名増えているわけなんですけれども、これをできるだけ下回らないように頑張っ、移住コーディネーターの方にどんどん働いてもらうような形で、執行部のほうにもプッシュしていただけたらありがたいと思いますので、その辺、課長、よろしく、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今のご意見も踏まえまして、一層移住が進みますように、社会増減につきましては、大変うちの町の自然増減の、亡くなってしまう方、生まれてくる方の差よりも非常に詰まってきておりまして、その点では手前みそな評価だというふうにお叱りを受けるかもしれませんけれども、これだけ減ってきている中で51名の方が新たに違う場所から本町に移り住んできてくれているというのは、本当に一つの成果だというふうには捉えてございます。

移住コーディネーターは何やっているんだということもあるかもしれませんが、日々お客様からの問合せにすぐ動いて、お客様の求めている家にご案内をして、または、貸したい、売りたいという方と一緒に鍵を借りて見学をしてもらって、契約に結びつけるという活動をやってもらっているところです。役場の職員が、我々が片手間でやればいけないかということもあるかもしれませんが、なかなかすぐ行動するということが、日頃の職務の関係もございまして、機動力がなくてできない中で、このコーディネーターの方たちが非常に、外からのお客様に対して丁寧に対応しているということで、市の名前は申しませんが、大きな近隣の市で、2つ、3つを渡ってきたというお客様から、この町は本当に丁寧にご案内してくれて、こんなところないよというふうに言ってくれているという話も私の耳にも入ってきておりましたので、そういうことも踏まえまして、今後の移住になお一層加速するように、しっかりと取り組んでまいりたいと、今のご意見も踏まえまして考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 最後に、白井課長の心強い言葉を聞いて、できるだけ一人でも二人でもという話、もっとおられるみたいですので、そこを期待しまして、極力人口が減らない、増えるのはちょっと厳しいかもしれませんが、減らない方向という形でやっていただければというふうに思いますので、いろいろありがとうございました。

私の質問は以上で終わります。

○議長（星野一成君） 以上で三枝新一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時15分といたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 傍聴人の方につきましては、どうもご苦労さまでございます。

9月ということで、稲刈りもようやく終わりました、待望の長柄小学校の稲刈りも134名、全員参加で元気よく楽しく過ごして、教育長さんをはじめ、課長さんいらっしやっただきまして、応援いただきまして、誠にありがとうございました。唯一、楽しみが元気よくできたことはよかったなと思っています。

それこそ、皆さんこんにちは。4番、川嶋朗敬でございます。

質問に先立ちまして、いつものように一言ご挨拶をさせていただきたいと思っております。

今年も永年にわたり地域社会に貢献してきました老人を敬愛し、長寿を祝う敬老の日が、この21日に訪れてまいります。今年の長柄町の米寿、88歳の方は48名、また、99歳の白寿の方は2名ということで、敬老お祝いを迎えられた方々には、心よりお祝いを申し上げたいと思っております。また、今後も町のために、お知恵をお借りしまして、ご自愛いただきますようにお祈りを申し上げます。また、100歳を超える方につきましても、当然ながら女性の方だけですけれども7名おるということですので、大変うれしいことでもあります。

早速、議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして、自席にて一問一答で質問させていただきたいと思っております。

今回のテーマは、地域住民が集う居場所、よりどころの推進につきまして、今回の答弁内容につきましては、まず、この趣旨の提言の要旨を説明いたします。

続きまして、現状分析、各省庁の統計を出しましたので、認知症の徘徊、また徘徊の問題

点等のエビデンスを説明させていただきます。

また、3つ目といたしましては、国の施策の方向性、新オレンジプランに次ぐ、大綱、後継につきましてお尋ねをします。

4つ目としましては、町の今後の施策と今までの成果、見守り事業等も含めて、どうであったのか、ここを聞いてまいります。

そして、5つ目としましては、いろんな全国の1,788団体の先進地事例を見る効果的な施策の検討をしてみたいと思います。

最後に政策の提言、そして、この政策の提案の期待ですか、効果について4つほど説明してまいりたいと思います。

今回の、まず提言の要旨なんですけれども、これは今年の6月1日にNHKの「逆転人生」というドラマが、私、大好きなもので、月曜日、毎週見させてもらっております。その中で、認知症の親が鉄道事故に社会を動かした逆転裁判ということで、認知症の人が事故に遭ったとき、家族の責任はどうなるのかという放送でありました。

これは、全国の介護をする方々の、施設も含めて大きな問題になった事故でありました。平成19年12月に、認知症を原因とする徘徊で、当時91歳の男性が鉄道事故に遭い、命を落とす痛ましい事故が起きてしまいました。当時は、母と長男夫婦が認知症の父親を介護、在宅介護をしていました。しかし、目を離した隙に父親は外に出て電車にはねられ、遺族は鉄道会社に振替輸送費などの損害賠償720万円をめぐって裁判となってしまいました。

一審では、長男などが監督義務者に当たる。また、介護に過失があったなどとして敗訴。介護現場に動揺が走りました。その後、責任が問われる中、最高裁まで、この事件は行ってしまいました。そして、10年後の平成28年3月に、鉄道会社の請求が棄却される逆転判決が言い渡され、社会に大きな影響を出しました。これが愛知県大府市の、今現在に至る認知症対策の先進地の自治体であります。

また、悲劇は交通量の多い朝の通学路で起きてしまいました。平成28年10月に、当時87歳の男性が運転する軽トラックが、横浜市の港南区の市道で集団登校中の小学校の列に突っ込み、小学校1年生の男子6歳が、残念ながら死亡してしまいました。また、小学生8人を含む11人が重軽傷を負った大きな事故でありました。現場には大人の悲鳴が響き、愛する子供を一瞬で奪われた家族は、現状を受け止められなかったと言っております。

現場は、平成22年に文部科学省から安全対策を取るよう指摘がされており、学校側は、現場は生活道路で車も多く、危険性が高いことは認識をしておりました。でも、事故現場は、

急ハンドルによるタイヤ痕もあったものの目立ったブレーキ痕はなかったということで、この男性は自動車運転死傷処罰法違反の疑いで逮捕されてしまいました。

この男性は、朝、事故の当日に軽トラックに乗り、ごみを積んで、ごみ捨て場に行くということでありましたが、認知症を原因としている運転でありましたので、またも自分の自宅を過ぎて、ごみ捨て場が分からなくなってしまう、うろうろしてしまったという中の悲劇な事故だったそうです。高齢者の交通事故に詳しい日本交通事故調査機構は、認知症を発症し、運転能力を失った状態に陥ることは、誰でも起こる可能性がある。家族などの周囲が注意深く様子をうかがうことが必要と訴えております。

このように、寿命の延長による超高齢化社会で、認知症の発症と、それに伴う徘徊が社会問題化されている中、家族や地域住民が安心して徘徊できる町づくりについて、今回は政策論議をしてみたいと思います。

その質問の①といたしまして、認知症は、様々な原因により脳が萎縮するなどして、生活する上で支障が出ている状態であります。認知症と診断されるもののうち約60%がアルツハイマー型認知症とされ、20%は脳血管型認知症とされております。いわゆる一般的には、認知症はアルツハイマー症とされる場合が多く、その症状や適切なケアは、それぞれ違いがあるとされております。そこで、認知症には幾つかの種類がありますが、1、見当識障害、2番目、理解力、判断力障害、そして3番目、記憶障害、それぞれの本町における現状対策、取組をお聞きしたいと思います。

次に、②といたしまして、認知症は本人の性格、環境、人間関係など様々な要因が絡み合って行動として表れてくる症状の一つが、徘徊、独り歩きでございます。徘徊には、何を探す、行きたい場所があるなど、何らかの目的があるとされている問題行動が挙げられています。そこで、原因とする、1、行方不明、2、事故、3、家族の負担、それぞれの問題点から、どのようなことが考えられるのかお聞きしたいと思います。

3つ目といたしましては、新オレンジプランは、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すことを基本的な考えにて、政府一丸となって認知症対策を強力に推し進めてまいりました。

この認知症施策推進総合戦略から、間もなく6年を迎えます。新オレンジプラン、7つの柱のうち、見守り事業、居場所づくり事業、啓発事業、それぞれの本町の取ってまいりました施策、成果をお聞きしたいと思います。

次に④、認知症の人の介護は、家族のみで対応することは困難であることなどから、全て

の地域住民が安心して安全に暮らせるよう見守りをする事業が行われています。そこで、徘徊による行方不明者が発生した場合、早期に発見することを目的として、自治体において様々なネットワークづくりが行われておりますが、本町において、各自治会と連携し、サポーター制度がある、平常時と行方不明発生時の具体的な体制づくりをお聞きしたいと思います。

⑤といたしまして、居場所づくり事業の多くが、オレンジカフェ、いわゆる認知症カフェであり、特に介護する家族にとっては、情報交換や息抜きができる場となっている一方、徘徊する高齢者にとっても、その人らしく過ごせることができる居場所が必要と考えます。そこで、地域における担い手不足、認知症に対する理解不足、そして、今回の大きなテーマであります認知症の方の意思を尊重した居場所づくりという、この3つの今後の解決策をお聞きしてまいりたいと思います。

最後に⑥といたしまして、地域住民が集い支える居場所づくりの推進は、下記の事業に、どのように期待される効果をもたらすのか。目の前の地域社会で暮らす町民が、明日も暮らせるように継続できる仕組みと、自治体の具体的な政策を、1、住民が主体的に行う拠点、住民が参加しやすい居場所、そして最後が、今回も出ております住民主体の避難所の運営を、この政策を継続できる仕組みをお聞きしたいと思います。

私からの1回目の質問は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員の質問にお答えします。

1 件目の認知症の主な症状に対する町の現状対策についてお答えします。

認知症の症状は様々あり、病態解明はいまだ不十分で、根本的治療薬や予防法は十分に確立されておらず、早期診断・早期対応が重要であることから、認知症への理解を深めるための普及啓発に努めるとともに、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症地域支援推進員を配置して、容体に応じ、適時適切な医療・介護等の提供に努めております。

2 点目の徘徊を原因とする問題点からどのようなことが考えられるかのご質問でございますが、行方不明になった場合、ご本人の安全を確保するため、速やかに捜索に着手することが重要であり、多くの方々に関わっていただく必要があります。また、事故が発生した場合には、ご家族に対し損害賠償請求がされるケースもあるということで、ご家族にとっては、日頃の介護に加え、その負担は大変なものがあると考えます。

3 点目のオレンジプランの7つの柱で、施策という成果についてお答えします。

新オレンジプランで定められた認知症サポーターの養成に努め、認知症初期支援チーム、認知症カフェを設置し、町民に対し啓発を図るとともに、認知症の人や介護者の負担軽減に努めております。また、引き続き地域の見守り活動のネットワークの構築に努めてまいります。

4点目の認知症の方に対する平常時と行方不明発生時の体制についてお答えいたします。

平常時においては、町地域包括支援センターで情報を収集し、把握に努めております。特に注視すべき方については、民生委員や、必要により警察にもお願いをしております。

一方、行方不明発生時においては、茂原警察署指揮の下、地元自治会や民生委員、あるいは民生委員協力員及び消防団等に協力を求めるとともに、防災無線を活用し、広く捜索に当たります。

5点目の、認知症の人やその家族の方々の居場所づくりに関わる今後の解決策についてお答えします。

引き続き、認知症サポーターの養成を推進するとともに、認知症カフェ事業の充実を図りたいと存じます。

6点目の地域住民が集える居場所づくりの推進は、どう期待され、効果をもたらすかについてお答えします。

地域社会のつながりは、地域の共助力の強化となり、特に災害時には、大きな力になることが期待されます。ますます高齢化が進行する中、高齢者の生きがいづくり、居場所づくりについては、高齢者福祉の重要課題の一つと認識しており、行政だけでなく、民間事業者や地域住民、自らがそれぞれの役割を果たしていくことが求められていることから、ニーズの把握や事例収集に努め、調査研究してまいりたいと存じます。

整いませんが、川嶋議員への1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

今の答弁、よく分かりやすくまとまっていたので、これで終わりたいところですが、2回目以降、ちょっとお聞きしてまいりたいと思います。これは勉強のためですから、お互い分からないことは、そこでまた、開いて勉強するという形でいいと思います。

前にもお話ししたように、実はこの居場所づくり、ご存じだと思いますが、私は水上小学校の跡地が、やはり水上地区の高齢化率が50%を超えている中で、何とか地域に根づいたよりどころが欲しいと。そして、高齢化率を少しでも少なくし、また生きがいを持って、水上

温泉施設を造りたいという希望がありました。これは私の希望というよりも、正直、大津倉、田代の方々の元気な子供たちの声が聞けなくなったのが残念だからということをお話を、高齢者の方がおっしゃっていました。こんなことを、やはり公共施設跡地利用が地元のために使われることが一番の望みだというのが、この前、廃校の跡地利用ということで、あのときに質問させていただいたのが正直なところであります。今は現在、企業誘致ということで、仕方ないことでありますけれども、今回2回目に出してもらったのは、やはりいろんな地域でよりどころをつくっていく中で、大切になるので、そこを聞いてもらいたいなということで質問させていただきました。

そこで、今までこの認知症初期支援チームを設置したりと、また認知症の支援委員の配置をして、適時に活動を行っている。いわゆる認知症サポーターということで、全国に今1,266万人ですか。ものすごい数になったということで驚いているわけなんです。この方々の力を借りて、言いたいところなんです。オレンジプランも早いもので、さっき言ったように6年と。2025年問題が目の前にやって来てしまいました。団塊の世代の方が2025年で高齢化率が上がってくる中で、独り暮らしの方々が約700万人と、5人に1人が認知症を抱えると言われております。10年前のことかなと思っていたら、もうすぐ目の前に来てしまっていて、これがなぜ2025年問題かというのは、前に国保のときもお話したんですが、やはり社会保障が圧倒的に多くなってくると。国民の所得の30%以上は社会保障で取られるというのが今の現状であります。ということは、若い人のときには医療費が少ないんですが、これが60、70、80を超えてきますと、100万円台に医療費が偏ってしまうと。これは財政の厳しいところが今後続いてくるということであります。ですから、前も言ったように、肩車社会になる中で、今まで5人で1人を支えていたものが2人になり、ついには1.4人になり、1人で1人を支えなくてはいけない時代が来てしまったので、今の若い人たちは大変だなというふうに思っています。

そこで、2025年までの認知症の指針となります認知症施策の推進大綱が昨年度出来ました。6月に出来ました。この新しい新オレンジプランに引き続いた後継の国の施策についての基本的な考え方を説明してください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

基本的考え方につきましては、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、共生と予防を車の車輪として施策を推進するというふうにされております。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。今までは共生社会ということでしたが、今後は予防ということが付け加えてこられたのかなというように思っております。

予防対策の中で非常に今、もう一点お聞きしたいことは、高齢者が、認知症が進みますと、キャッシュカードなどの暗証番号、すみません、私もよく忘れるんですけども、暗証番号をすぐに忘れてたり、通帳を紛失してしまったり、農協さんでも、金融機関に行ったり、また失くしちゃったと、また作ってくれという機会が多くなってくるんじゃないかなというような気がします。資産の管理が難しくなってくる。金融詐欺ということも懸念されてまいると思います。

このような認知症の方々が日常生活を過ごせる社会を目指すということでありましたら、この共生と予防の対策はどのように進めるのか。ぜひお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） まず、共生という点でございますけれども、こちらにつきましては先ほどご質問にもありましたけれども、認知症サポーターやら、初期支援チーム等もございます。そういった形で支援をしてまいりたいと。

また、予防という点につきましては、この大綱では、いわゆる認知症にならないという表現でなく、これによりますと認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにするという表現であるというふうに記されてございます。これらをもちまして、現在非常に、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、その原因等につきましてはまだまだ不十分な、解明がされておきませんが、それらを解明に努力するとともに、予防に効果があるとされている社会参加等について推進してまいるといふふうに記されてございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） もっとリラックスして結構ですから。

単純に、認知症になったときに、私のキャッシュカードや通帳が分からなくなったときに、支えられるのは家族なんですね。もしくは身内。だから、その方々をどのように、また、一緒に接触しながら、見守っていくのかということをお聞きしたかったんですけども、その辺と、いろんな問題が生じてまいりますから、寄り添って、寄り添うと暗証番号まで分かっ
てしまいますけれども、寄り添うじゃなくて、その方々の気持ちになったときの対応の仕方も、ぜひ要望の中に入れてほしいなというように思っています。

次に、②のほうなんですけれども、先ほど答弁があったとおりでと思います。特に、行方不明者、本町は、今までこの独り歩きで行方不明になって事故に遭ったというケースがあったのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） 昨年、行方不明になったケースがあったと承知してございます。先ほど議員のご質問にあったような、そういった事故ではなかったというふうに認識してございます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 今から20年ぐらい前ですか。皆さん、まだ職員にいたと思いますけれども、ちょうど私、税務課にいまして、暑気払いか何かで、茂原で懇親会をやっていましたら、いきなり茂原警察より電話がありまして、上野の方が認知症で亡くなってしまったということで、たまたまうちの自治会で事故を起こしてしまって亡くなられたんですけれども、夜であったために、ちょうどしかも私の田んぼのところで、草刈りで気がつかなかったのかと言われたんですけれども、認知症と分かっていたら探すんですけれども、ちょうど道路愛護デーの前日あたりだったと思います。そんなことがやっぱりありましたので、なぜお話をしたかという、認知症で受理を受けた、受理したときから探すと確率が統計上2.4%と、死亡の確率が少ないんですね。これが8日から1か月になると9.2%と、だんだん高くなってきて、1週間ぐらいたってしまえば6.1%と。やはり迅速に対応して探さないといけないんですが、今の状況では、防災無線ですと、どこの方なのか、どこの地域なのか、一生懸命地域サポーターの方々が探して、認識していても分からないので、その辺はもう少し横のネットワークづくりをしっかりと整えて、町民にいち早く、事故のない、まず命を救うような体制づくりをもう一度考えていただきたいなというように、これは希望します。

それと、事故ということでありまして、先ほど愛知県の大府市の電車の事故の話をしてきました。この事故につきまして、先ほども答弁がありましたけれども、損害賠償の請求ケースということで、先ほども720万円の事故のケースの話をしてきましたけれども、これは、相手方の弁護士は、結局は特別養護老人ホームに入居させるべきだったんじゃないかと。在宅介護をしたからこんなことが起きたんだという、その接点の争いになりまして、行動が不安定になり、実際に施設に入れたところが、リロケーションダメージが起きてしまいまして、やむを得なく家族で在宅介護したということが原因だったみたいです。

最終的にここの争いにつきましては、民法の714条に引っかかるのが、これは誰でも起きやすい状況になります。だって、民法の714条には、家族で見守りなさいと、家族が責任を取りなさいと。ということは、介護施設に入居させても、介護施設者が目を離してはいけません。これでも民法で引っかかってしまって、賠償責任を取られてしまいます。今回は、奥さんと旦那さんの力がありまして、常に介護をサポートしていたので逆転判決が下ったわけなんですけれども、そこで、若菜課長、大府市の市役所では、現在70名の方が損害賠償保険に加入しているんですね。これは大府市の市長は全額補助しています。

申し訳ない、どなたか前に、中学校の自転車の事故で損害賠償請求を、だからその保険ってどなたか質問した記憶が、私は残っているんですけれども、毎回補助しろとは言いませんけれども、せめて子供たち500人、高校生入れて500人いて、仮に半分、2分の1補助を出しても50万円なんですね。認知症で認定された方、丸々100%、2,000円補助しても、ありがたい損害賠償補償なんですね。

持っていますね、差し上げましたから。まるごとマモル保険、年間1,990円、これの保険で、先ほど言いましたように、子供さんの自転車の事故でも損害賠償、そして、よく起きますけれども、子供が瀬戸物とか何かについてがちゃんと割っちゃう、このどきどき感の、これも損害補償。家族まとめて1,990円、こういう損害賠償保険をぜひ考えてもらいたいなど。これからの高齢化社会に向けては、やはり次の手を打っておかないと大変なことになりますので、どうですか、課長。考えていただくと助かります。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

非常に新しいご意見で、大変勉強になります。今後そういった趣旨のことが大綱にも記さ

れてられました。そういったこともございますので、先進事例等も含めまして研究し、検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。先ほども言いましたように、中学生、小学生の自転車の事故もあり得ます。ぜひこういった、3億円までかな、金額は3億円だっと思えますけれども、こういった保険が年間1,990円でありますので、大府市のまねしろと言いませんけれども、いいところは研究してもいいんじゃないかなというふうに思えますので、よろしくをお願いします。

今度、見守りについてちょっとお聞きします。

見守りの中には、厚生労働省が平成26年6月に、もちろん長柄町も含めて、認知症に関する施策調査を行っております。見守りですね。この長柄町の回答はどうであったのか。回答内容について、今、お手元に資料がなければ私のほうでご説明します。厚生労働省から来た書類は、長柄町の高齢者の方々の徘徊は、見守り、SOSネットワーク事業の実施はしておりますか。徘徊する見守りのために、GPSなどの徘徊探知システムなどの事業の補助をしておりますか。その他、見守り体制の構築をしているのであれば、その構築した内容を教えてくださいと。1,741団体から回答が上がっております。きっと、当時、26年にいた福祉課長さんは、蒔田課長ですね。回答していると思います。そんなことがありましたので、そんな中で、やはり厚生労働省も、GPSを一つ目にかけて、実は私も靴、一つ持っているんですね、靴のソールの下に。どこに行くか、すぐばれてしまうんですけども。こんな常識的な、こんな画期的あるGPSもいろいろな形で使えるというように思えますので、担当課につきましては、少し研究をしていただきたいなというように思います。徘徊しないのが一番ですけども、未然に予防、防いでいただきたいなというように思っています。

居場所づくりのテーマですから、居場所づくりについてお聞きします。

長柄町には認知症カフェがあります。この認知症カフェは一つかと思うんですけども、これは個人で行っているんでしょうか。先ほどのように、行政で携わっているんでしょうか。その辺を教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたしま

す。

本件につきましては、介護事業者に、町から委託という形でお願いしておるものでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。介護事業者から委託をしているということで、委託料は、当然に一般財源という形でよろしいんですよね。

ここの形につきましては、NPO法人等々が運営されていた場合の、今度は地方税法の第71条、税条例についてお聞きしたいんですが、固定資産税の減免については、町の方々の、町民の方々の運営で行われる中で、減免申請は行われているのか。もし行われていなければ、寄り添う形を取ることができるのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 現在、減免という形での申請は上がっておりませんので、していないというのが現状でございます。その際に、減免の規定に入るかどうかというところはちょっと今判断が難しいような状況かと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

難しいかどうかにつきましては、税条例ですから、その他に、幾らでも解釈できるわけですね。要するに町長が認めた場合と、必ずどこにも入っています。これは固定資産税だけじゃなくて、生活保護でも何でも入っておりますので、検討は、相手は要らないという拒否をする可能性もあります。ですから、寄り添うには減免が一番いいのかなというように思いますので、それがサポートだと思います。小さな拠点づくりを応援してあげるのが町の役目でもあると思いますので、ぜひ拠点づくり、居場所づくりについてご努力を願いたいなというように思っています。

そこで、私から最終的にお願いしたいのは、現在、本町において、避難所も兼ねているいろんな、認知症サポーターの方々、子供さんもいるし、高齢者の方もいる。人数は497名ということで、この6月30日現在承知しております。この約500名のサポーターの方々が、いろんな介護サポートをしているんですが、特に本町においての場所は、中央公民館、そして福祉

センターと、そして梅乃木荘と、こういった、水上地区、日吉地区にあるんですが、長柄地区にはこういう居場所がないというのが現状であり、長柄地区の9月1日現在の人口でいきますと、約3,800人、全体の56%が長柄地区に住んでおります。この居場所づくりを目的として、民間であればいろんな施設を、お金を出せば借りるでしょう。ただ、自治会という方法もあるでしょう。

でも災害時、いろんな方向性の活用の仕方としては、やはり私としては、今、現在、国府里地先にJA長生、昭和49年に鉄筋鉄骨造りの2階建ての建物があります。また、附属して倉庫もあります。こちらが公民館建設と同じ築年です。長生農協においては、ここが固定資産税の非課税範囲になっているかどうかは、私にも分かりませんが、一般的には農協の建物の取扱いは、事務所、倉庫、これが非課税扱いの対象ということで、ご存じのとおり、JA法ですね。地方税法348条ですね。何かいろいろ覚えていませんが、そこに非課税の範囲があるわけですから、この中で、それは非課税の範囲は、こっちに置いておきましても、今現在農協さんは、今回役に立たなくて、残念がっていましたが、備蓄品が寝ています、使いたかったと。悔やんでいましたけれども使えなかった。ただ、この建物を、空けてもらいまして、居場所づくりとして、地域住民の高齢者の方々、認知症を救うための居場所等を含めた中で、ぜひ前向きに、農協さんと交渉してもらいたいなというふうに思っていますけれども、担当課長どうですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご提案いただいた件につきましては、確かに長柄地区については、かねてからちょっとそういったことがあるということは私も耳にしております。そのような中で、そういったご提案を頂戴いたしましたので、農協さんのほうには施設の中身等が大分、期間もたっておりますので、どういう状況かという点も含めまして、まず伺ってみたいというふうには思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。ちょうどいい時間になりました。

最後に私のほうから、このJAの長生長柄農協、これもご存じだと思いますので49年のと

きに公民館として長柄村役場で、多分、当時の悪知恵の人が両方建てたと思います。農協にその後、長柄農協ができて、今はシャッターが閉まっていて大変残念で、担当に聞くと、この前の台風でもびくびくして、周りに被害を及ぼすんじゃないか、使ってくれる方がいたらと。いろんな話が出ている中で一回シャッターを開けてもらいまして、備蓄につきましては地元で共助して防災体制を整えてもらいたい。国府里部落じゃなくて、下の、私は上のほうですけども、船木、味庄区も含めた中で、いろんな知恵を出してもらいたい。そして、防災拠点としても、それから子育て地点としても使っていただければありがたいなということで、私のほうからは、そこの拠点がもしお借りできるならば、やはり、HUG、DIG、こういった大災害を想定した災害図上訓練を各自治会の方々に、偉そうにご指導とは言えませんが、そんな取組もしていきたいなと。そして少しでも命を救えるチャンスがあればありがたいなと。ですから、そのお手伝いは行政はしていただきたい、消耗品については。

あとは、いろんな活動の中で、お母さんたちが地元野菜を持ってきて料理教室を開いたり、それから子供たちに勉強等を教えたりするようなスペースもあるみたいです。そんなこともやられていますけれども、やはり元に振り返りますと、4つということで政策の最後の落としどころの4つは、まず徘徊の効果を期待したいと。これは、先ほど言いましたように友達に会いに行く、自宅に帰るなどと、現役時代の記憶に従い行動範囲をしまいにしますので、何とかよりどころを、立寄所と、場として、活用していただければ、徘徊の防止、解消、危険性を提言できるんじゃないかなというように思っています。

それから、啓発としましては、よりどころに様々な人が集まることによって、認知症の方との交流をして、触れ合うことで認知症の理解を深めてもらいたい。そこで生まれる人のつながりが認知症の方への支援としてはつながっていくような啓発事業ができればいいのかなというように思っています。

3つ目といたしましては地域に効果を生んでももらいたいということで、地域は一人一人のつながりでありますので、顔が見えることによって、認知症、誰々さん、いろんな形の行動と注意と、先ほどの愛知県に戻りますけれども、知っている方がいれば、おじいちゃん、どこ行くの、この声掛けもできるというつながりにもなろうかと思えます。

そして、最後の4つ目といたしましては、やはり生きがいと。生きがいに効果的になるんじゃないかなと思っています。これは、前に産業振興ではお話ししたと思いますけれども、そうだと、若菜課長のときですね。ゴールドセンターのお話をしたと思います。シルバー人材センターの人数の方々が、高齢者が減ってくるので、いろんな方々を含めた中での支援策と

して、ゴールドセンターを設けて、そして、各分野において生きがい、例えば野菜作り、おばあちゃん、おじいちゃんたちが年金と、僅かな野菜を作って、あそこはコープか何かをやっていたような気がするので、そんな取組も地元で、お金を数えながら売り出すのも一つの手かなと。生きがいをつくってあげるのが、これからの高齢化社会の認知症の取組かなというように思っております。

そして、私のほうから最後にします、この言葉。現在、支所が長柄だけじゃなく水上を含めまして、あちこち閉鎖になっておる建物が多くあります。この下もそうですね、日吉。朽ち果てるまでは、大変なことになってしまいますので、朽ち果てる前に息を吹き返していただきたいと思います。ですから、息を吹き返していくのは、行政ではなく、地元の地域の方々の活力と知恵だと思っております。

その中の一つの例が、茂原の五郷支所のカレンズさん。カレンズさんは、今は駅下のほうで、でかでかと大きくなりまして、そして今、茂原市役所の1階のアゼリアですか、食堂がなくなりましたので、あそこでも手作りパンを販売しているということで、障害者の方々にも寄り添った使い方もしていただけると、いいネットワークづくりができるんじゃないかなというように思っておりますので、先ほど、若菜課長もお話ししましたので、ぜひ出向いて協力体制を取っていただきたい。議長もおりますので、私も一生懸命になってこの辺は力を注ぎたいと思いますので、ぜひ前向きに進めていただきたいなと思ひまして、私の今回の政策の終わりとします。

以上です。

○議長（星野一成君） 以上で川嶋朗敬議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後3時25分といたします。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時25分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 岡 部 弘 安 君

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） 議席番号2番、岡部弘安でございます。

議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

次の事項について質問をいたします。

1、一宮川上流域に位置付けられる長柄町の治水対策についてでございます。

その1、一宮川上流域には丘陵地、いわゆる里山が広がっております。その山あいには谷というものがあり、それぞれ大小点在しております。その山を含む谷津に降った雨を一時的に留める調整池を設置できないか、見解を伺います。

その2、河川整備に当たり多量の木竹等が廃棄されますが、杉の木等は欲しい人にあげたり、また、竹は粉碎し農業分野等の資源として活用できないか、見解をお伺いいたします。

2番目として、長柄町の転入者に対してのメリットについてお伺いをいたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 岡部議員のご質問にお答えします。

1点目の一宮川上流域における治水対策についてのご質問にお答えいたします。

被災直後から現在までの一宮川浸水対策の経過につきましては、さきの柴田議員への答弁のとおりでございますが、議員の提案する調整池の設置や流竹木の処分方法などにつきましても、新たな河川整備計画の検討を進める浸水対策検討会の中で検討しているところでありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、2点目の転入者に対してのメリットについてでございますが、現在、本町の移住定住支援策といたしましては、住宅を新築した方や、空き家バンクを利用して移住された方への住宅改修等に関わる経費に対する補助制度を実施しております。空き家の改修費助成制度は多くの自治体の実施しておりますが、本町の家財道具等片付け事業、利用者応援事業、登記や引っ越しの費用助成は、かなり手厚くなっているものと存じます。

農業部門では、昨年度に農林業等振興事業補助金の制度を設け、認定新規就農者に対し、農林業用機械整備事業費の2分の1を助成することといたしました。長柄町に転入し新規に農業に携わりたい方には、非常に有効な制度であると存じます。

なお、農林中央金庫では、無利子で借入れできる青年等就農資金がございます。また、新規就農者を対象に、必要な設備をリースできる企業もございます。町といたしましても、新規就農者に対しでき得る限りの協力は惜しまないつもりであります。

以上で岡部議員の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） 答弁ありがとうございました。もう少し掘り下げて質問させていただきたいと思います。

調整池についてでございますが、調整池は下流に行くほど大きな規模のものを造らなければなりません。そうしますと、耕作地等もあり、耕作地の費用弁償等、いろいろかかると思います。また、上流に行けば、谷津のほうに造れば、耕作放棄地、あるいは荒れているところがほとんどでございます。そういったところに造ればあまり費用もかからないと思います。そういった面で、やはり谷津のほうに造ることが一番よろしいかと思いますが、どうお考えでしょうか。造るとなれば。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど副町長も申し上げましたけれども、一宮川上流域支流における浸水対策検討会というのが、副町長が委員になって進めているところでございます。その中で、先ほども申し上げましたけれども、早急に浸水のシミュレーションを立てて、具体的な計画に取りかかっていきたいということでございますので、その計画の全容が見えないと、町もその計画に沿って進めていく、協力していくということで位置付けられておりますので、その計画に沿った中で、町が協力できるところはしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） ありがとうございます。ぜひ計画を進めていただきたいと思います。

それと、竹木、廃棄物として処理されているわけですが、これを資材として有効できるように、先ほど言いました粉碎等ありますけれども、これも検討中ということでございますけれども、長柄町は緑豊かな自然のある町と常日頃から言われております。長柄町にふさわしい、この環境に優しい河川改修、そして環境に優しい、農業にもつながる、こういったことをもしできれば、長柄町のよさをもっと多くの人々にPRできると思います。そういったこ

とがまた、都会等から、長柄町はこんないいことをやっているんだ、じゃ、移り住もうかと、そういったことも考えられると思いますけれども、どう思いますでしょうか。お伺いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） 今回の岡部議員のお考えについては、検討会の中でも今後ご提案もさせていただきますし、特に、やはり河川改修と合わせ技で、谷津、谷津の水源のところである程度防ぐというようなところは有意義な考え方でございまして、先ほども私もご説明申し上げましたが、この辺についての理論的な詰めを行っているところでございます。その次の段階として、この理論をどうやって現実に実施していくか、これが先ほども申し上げましたが、全て町でこれをしていくということについても、一宮川の上流水源地域から河口までの地域の全ての中でどういう費用負担の割合が発生するのか、またどうい、やはり上流だけがそれを担ってやるべきなのか。また、そういうところについても、公平性、そういう合理性も考えながら、具体的に進めていかなければいけないというふうに考えております。

また、竹木、そういったものの処理につきましても、確かに竹とかそういうものの粉砕という形で、再利用できるような形、これについてはなかなか机上の、学識の方についても、発想がちょっとなかったような気もいたしますので、こういうところについては現場の声として提案させていただいて、有効に計画にのせていけばというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） これからの時代は、なるべく有効利用できるものはまた有効、それを活用する、そういった時代ではないかと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（星野一成君） 岡部議員、今のは質問ですか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 答弁を求めますか。

〔「いや、よろしいです。次へ」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 終わりますか。

〔「すみません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） 次の答弁のことなんですけれども、2番目、転入者のメリットについてなんです、よろしく願いします。

[発言する者あり]

○2番（岡部弘安君） それです。はい。すみません。

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） 就農者以外にも、家庭菜園を造りたいとか、あるいは、その方々のために、例えばその方に寄り添えるアドバイザー的になり得る人材の育成とかできないでしょうか。伺いたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

家庭菜園的なものになってしまうのかなというふうに思いますけれども、いきなり長柄町に転入して、経験もなしに農業できるというわけでもございませんので、今現在、町で農林業振興協議会が主催いたしまして、栽培講習会を実施しております。

平成30年度につきましては、年7回実施いたしました。昨年度は台風の関係がありまして4回しか実施できなかったものですが、まずは農業をやりたいという方につきましては、このような栽培講習会に参加してからやっていただきたいなど。それで、本格的に農業をやるというようなことであれば、また、農業大学校だとか、本格的に農業をやっている方に研修に行くとか、そういう制度もございますので、そちらのほうを利用していきたいというふうに考えております。

専門的な技術者の養成につきましては、県農業改良普及課等ございまして、専門的に技術者がございますので、そちらのほうの指導を仰ぎながらやっていきたいと。町独自でそういうような専門的な技術者を養成するには、少しハードルが高いのかなというふうに思っております。外部の専門家を招聘いたしまして、専門的な指導を仰ぐというようなことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 岡部議員がおっしゃられる趣旨といたしましては、転入者の方々がやはり、長柄町に定住されるに当たりまして、住んでよかった、ここへ移住してきてよかった、そういうふうに思っただけのような、町としても受け皿がレベルアップしていないというようなところだと思います。これにつきまして、今、産業振興課長が申し上げましたように、家庭菜園に対するそういう寄り添い方、あとは、そのほかにも、この長柄というと

ころの人々の温かさ、そういうところが新しく移住された方々に寄り添う、温かい気持ちが住民の方々にも求められているのかなと思いますし、事例といたしまして、近年、移住された方がちょっと、固有名詞はあれですけども、にんにく組合のほうで一緒になって農業に興味と実益を兼ねて携わっていらっしゃる定住された方もいらっしゃいます。そういう方々が、住んでよかった、ここへ住み続けたい、人生はここで終わりたい、そういうような思いになれるような取組というのは、従来に住んでいる住民の皆様の寄り添い方にも大きな影響力があるというふうに感じております。特に、岡部議員もそういう面ではいろいろなボランティアの中で、農業のそういう生きがいつくり、いろいろボランティアで参画もされておりますので、そういう皆様に、ますますのご活躍をお願いしたいというふうに強く思っているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 2番、岡部弘安議員。

○2番（岡部弘安君） ありがとうございます。

私も、よりよい住みよい町づくりのために協力を惜しまないつもりでございます。より一層の住みよい町づくり、よろしくお願い申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 以上で岡部弘安議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

令和2年長柄町議会第3回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和2年9月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1号 契約の締結について
(町道1001号線道路災害復旧工事(道第193号))
- 日程第 4 議案第 2号 契約の締結について
(町道1333号線道路災害復旧工事(道第202号))
- 日程第 5 議案第 3号 契約の締結について
(社会資本整備総合交付金 町道1457号線道路改良工事)
- 日程第 6 議案第 4号 契約の締結について
(社会資本整備総合交付金 味庄団地浴室改修工事)
- 日程第 7 議案第 5号 令和元年度決算認定について
報告第 1号 令和元年度長柄町健全化判断比率について
報告第 2号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について
報告第 3号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について
- 日程第 8 議案第 6号 令和2年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
議案第 7号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第 8号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第10 長柄町選挙管理委員会委員の選挙
長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙
- 日程第11 発議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 追加日程第1 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

追加日程第2 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（11名）

1番	高橋智恵子君	2番	岡部弘安君
4番	川嶋朗敬君	5番	鶴岡喜豊君
6番	池沢俊雄君	7番	三枝新一君
8番	本吉敏子君	9番	月岡清孝君
10番	古坂勇人君	11番	山崎悦功君
12番	星野一成君		

欠席議員（1名）

3番 柴田孝君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	森田孝一君	健康福祉課長 兼地域包括支 援センター長 兼福祉社 センター長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	教育長	石川和之君
学校教育課長 兼給食 センター所長	川田亨君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君
選挙管理 委員会 書記長	蒔田功君	農業委員会 事務局 局長	石井正信君
代表監査委員	風戸不二夫君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大塚真由美	議会書記	長 篤保憲
議会書記	林直人		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名であります。柴田議員から、通院のため欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日からの一般質問を続けます。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 皆さん、おはようございます。5番、鶴岡喜豊です。

8月の猛暑の暑い夏も一山越え、朝夕涼しくなりましたが、まだまだ暑いコロナ禍の中、執行部の皆さんには、健康に気をつけて仕事に頑張ってくださいと思います。

この4月より施行になった民法の一部を改正する法律等について、執行部の取扱い等について伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきます。

1、最初に、平成29年5月に民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日より施行になり、公営住宅の原状回復義務の範囲から、通常損耗や経年劣化部分が除かれることになりましたが、現在、退去時の原状回復として、畳の表替え、ふすまの張り替え等、入居者に負担を実施していると思いますが、改正民法施行後は経年劣化部分の入居者の負担がなくなります。原状回復部分の義務の範囲をどうするのか、規則などを定めるのか伺います。

また、保証人のほうに関する民法改正が行われ、極度額の定めがない個人の根保証契約は無効になり、効力を生じないことになりましたが、現在の公営住宅入居者と今後の連帯保証人の取扱いについて、極度額をどのように定めるのか伺います。

また、町営住宅の入居者において、生活保護の入居者、高齢者の独居の入居者の状況を伺います。

2、次に、不法投棄監視についてですが、不法投棄監視員制度の立ち上げは、平成元年度に私も関わり、もっと早く質問しようと考えていましたが、今日になってしまいました。当時は担当として、不法投棄をした相手を、廃棄物の中より証拠を探し出し、摘発し、片付けさせると、まるで刑事ドラマのようで、ほかの仕事より楽しかった思い出があります。

当時は、町内に不法投棄があまりにもひどくどうしたらよいかということで、県下で5番目だったと思いますが、長柄町にも不法投棄監視員制度を設置しました。設置当時と比較し、今はあまり不法投棄がひどくないように見えますが、現在の状況、監視員の活動等について伺いたいと思います。

町民からの問合せや通報の件数は、ここ3年間で、それぞれ何件あったか伺います。

また、ここ3年間で、それぞれ不法投棄監視員により、何件発見、摘発、処理をしたか伺います。

そして、私の扱ったひどい事案は、解体した家の廃材を不法投棄されたことがありました。ここ3年間で、一番ひどかったと考えられる不法投棄は何か、そしてどのように処理したか伺います。

また、不法投棄の未然防止が一番大事だと思いますが、抑制を図るため、看板等の設置を

していれば、どこに、どのくらい設置しているのか、ほかにも未然防止のためにどんな対策をしているのか伺います。

3、最後に、圃場整備内の排水路の復旧について伺います。

町では、町道、赤道の維持管理を行っています。

去年12月の議会で、一宮川の維持管理について一般質問しましたが、県は、一宮川の法面、土砂の堆積等は、8月8日の説明会で、この4月から一宮川改修事務所を設置し、5年かけて、竹の伐採、川床のしゅんせつを実施すると説明しており、早速、大宮橋の下流部分の竹の伐採を実施しました。

去年被災した圃場整備内の用水路は、水利組合で清掃、復旧できましたが、排水路となると厳しいものがあり、法面の崩壊の復旧、土砂のしゅんせつ、流木の撤去等は困難な状況です。

排水路は、公団上、青道で、町が維持管理するものだと考えていますが、実際、町は何もしていないのが現状です。災害復旧等を踏まえて、県のように大きくかじを取って、町でこれから維持管理ができないか伺います。

また、町内に三面張りの排水路があるか伺います。そして、維持管理を容易にするために、私は底打ちをして三面張りにしたら、維持管理のためによいと考えていますが、底打ちを施工してみる考えがないか伺います。

以上で一括の質問を終わります。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

1項目めの民法改正に伴う町営住宅の取扱いについてお答えいたします。

さきの本吉議員の質問に関連いたしますが、本年4月1日の改正民法施行に伴い、町営住宅入居の際に必要な保証人について、極度額の設定が義務化されました。町においても、新規入居時には、極度額を明示した請書を交わすことといたしました。

なお、改正民法施行前の契約については、旧法が適用されることから、従前の連帯保証契約に関し、施行後に改めて極度額を定める必要はないとの見解が、国から示されているところであります。

賃借人の原状回復義務については、民法改正に伴い、示された公営住宅管理標準条例において、入居者に修繕費の負担を求める場合は具体的に定めることが示されましたので、本町においても、入居時に修繕料について十分説明し、ご理解をいただくよう努め、千葉県等と

同様に、現行どおりの取扱いといたします。

また、8月1日現在の町営住宅入居者は、116戸のうち、生活保護世帯は9世帯、65歳以上の高齢単身者世帯は19世帯であります。

2項目めの不法投棄監視員制度につきましては、鶴岡議員が発足時の担当であり、思い入れもひとしおのことと思います。

現在の監視員は、要綱に基づき、不法投棄の未然防止や早期発見のため、6名をお願いし、月1回の定期パトロールをはじめ、日頃から監視活動に取り組んでいただいております。最長の方は、13年間の長きにわたり継続して活動いただいております。この場をお借りして深く感謝を申し上げる次第であります。町といたしましても、少しでも活動の励みになればと、千葉県に対し、表彰の推薦を毎年行っており、受賞者については、町広報紙で紹介させていただいたところであります。

不法投棄の通報件数と処理状況についてであります。平成29年度が65件、30年度が90件、令和元年度が42件、合計で197件でございました。このうち、監視員からの通報は4分の1の47件でした。

議員ご指摘のとおり、不法投棄の行為者へ結びつくケースは少なく、警察へ届けても、投棄物の引取りまで及ばずに、そのほとんどを町で回収している状況であります。

また、不法投棄の大規模の案件としては、以前には、大型トラックの廃タイヤが10本程度、複数回にわたり道路上に不法投棄されたという事案がございましたが、3年以内の案件では、大津倉地先での建築廃材の不法投棄がございました。この事案では、地域住民の相談を受けた監視員の情報提供により、県地域環境保全課及び警察への通報が速やかに行われ、行為者は逮捕され、被害の拡大を抑えることができました。

不法投棄の未然防止対策としては、主要な道路の町境に、以前から設置してある大型看板が6か所ございますので、適切な維持管理に努めてまいります。小型の看板については、不法投棄の状況や地域の要望に応じて、適宜設置しています。また、交通量の少ない場所には、ほかの事例などを参考に、小さな鳥居を設置し、心理的な防止効果を図っております。

今後も一層、監視員の皆様と連携を密にしながら、不法投棄の現状把握や自然環境の破壊を未然に防止し、生活環境の保全に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目の被災した排水路の復旧についてお答えいたします。

長柄町は昨年、台風15号、19号、10月25日の豪雨と、立て続けに被害を受けました。被災

した排水路及び農道につきましては、町が事業費の全額を負担し、現在も復旧作業を進めているところであります。

また、町内に三面張りの排水路がございます。排水路を三面張りにすることは、地元関係者が維持管理をしていく上で利点があるものと思われませんが、自然環境への配慮に加え、財政の厳しい中、費用対効果を考えますと、まずは地元からの要望が多い農道舗装工事の進捗を図ってまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で鶴岡議員の1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 一問一答でよろしくお願いいたします。

修繕費、経年劣化の部分については、入居時に説明し、千葉県等に沿って行っていくという説明でございましたけれども、上法の民法が改正になりまして、経年劣化の部分、通常損耗の部分についてはいいと。長柄町の町営住宅設置管理条例第22条、修繕費用の負担等について、この条例の改正は行わないのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今回、民法の改正によりまして、通常損耗や経年変化については原状復旧義務を負わないということの変更がございましたが、町営住宅の場合は、毎月の家賃が安く、所得に応じて決定しているという内容から、従来どおりの取扱いとしたいということで、町の条例につきましては、現状どおり、畳の表替えや軽微な修繕については、入居者に説明をよくして、合意した上で契約するという内容で、条例の改正は考えておりません。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 口でやり取り云々、言った、言わない、よく世間ではあることだと思うんですけども、じゃ、内規とか条例までいかななくても、規約ぐらい何か定めて、こういうふうになっていますよということで、入居者とやり取りするとか、そういう考えはないのでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現行、民法改正前も、住宅の手引という冊子が、議員さんもお存じだと思いますけれども、冊子になったものがありまして、その中に事細かく書いてございます。昨日もありましたけれども、請書に、今後そういうことを記入していくかどうかということを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

〔「請書、契約書ですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 条例は改正しないけれども、契約書、書という物を結ぶということで、口のやり取りだけじゃなくて物が残ると、そういうことならいいかなとも思いますので、めごとのないようお願いしたいと思います。

次に、極度額ですけれども、極度額の決定方法というのはどのようにするのか、考えているのでしょうか。これからだと思わすけれども。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 今回の民法の改正に当たり、極度額の設定をしないといけないということで、請書に記載していくわけですが、この設定につきましては、各地方公共団体の判断ということで運用されております。設定額は様々、高いものもありますし、安いものもございますが、本町におきましては、住宅の明渡しまでの期間を半年程度と設定し、家賃や共益費、あと退去時の修繕費用などを合わせまして、極度額を50万円と設定いたしました。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 分かりました。

続きまして、生活保護についてちょっとお聞きしたいんですけれども、生活保護は9世帯あるということですが、生活保護の方の家賃というのは経費で支出されると思いますけれども、家賃が滞納になることがあるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

生活保護の方の場合、また連帯保証人が死亡した場合など、法的には法定相続人となりま

すね。

〔「すみません、ちょっと答えが」と呼ぶ者あり〕

○建設環境課長（内藤文雄君） 違いましたね。

生活保護の支給に関しましては、基本的に家賃のほうで滞納になることはありませんけれども、特別な事情として、やっぱり病気の場合なども考えられますので、そういう場合は、生活保護の担当と連携を図りながら、家賃の滞納とならないように努めていっているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもすみません。

生活保護の方には、特別な理由がない限り家賃の滞納というものはないということなんですけれども、私の得た情報では、ちょっと家賃の滞納がありまして、いろいろトラブルがあったんですよ。

それで、その家賃なんですけれども、必要経費で落ちるから、お産費用は、今、個人で病院に払うか、自分が払うか決められるとか、前は全部、国保なりから自分のところに来て、それから払うとかだったんですけれども、この家賃も、一旦生活保護のところへ全部行くんじゃないくて、前に天引きできないものなんでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） お答えいたします。

生活保護の扶助費につきましては、あくまでも生活保護を自給されている方々が自立した生活を送るといふ趣旨の観点から、必要により、そういう天引きをする場合はございますけれども、極力、ご自身でお支払いをいただくという趣旨の下、住宅の費用についてはお支払いいただいている現状でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 家賃のことで度々すみませんけれども、連帯保証人が例えば亡くなった場合、親が保証人になっていて、負の相続で子供に行っちゃいますよね。子供がいなければ、兄弟なりに行くかと思うんですけれども、その負の相続に、どこまで追っかけて家賃請

求をするものですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられたように、連帯保証人が死亡した場合などについては、法的には法定相続人に請求するということになると思いますけれども、町営住宅において、そこまでの対応をしたケースはございません。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） そこまで追っかけるからトラブルになるかと思うんですけれども、追っかけないという答弁であれば、それを信じるしかないと思いますので、今後気をつけてもらいたいと思います。

続きまして、不法投棄のほうにいきたいと思いますけれども、不法投棄、小さな鳥居等を設置して抑制を図るとかという説明がありましたが、どういうことでしょうか、ちょっと説明をお願いしますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

鳥居は神社などにあるということが多くて、不法投棄する方も信仰心や良心がある程度あるのではないかとということで、ニュースに結構出ていた時期がございましたので、そういう事例を見習いまして、町でも、交通量が少ない道路脇などに積極的に設置した時期がありました。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 小さな鳥居って、本当に1メートルぐらいとか、ちゃっこのですか。小さいのですか。そのぐらいの。分かりました。

次に、不法投棄の未然防止ですけれども、看板等6か所ですか、大きな看板、町境に設置してくれているということで説明を受けましたけれども、以前から、未然防止のために監視カメラですか、今、交差点等にも監視カメラをつけるという話を聞いていますけれども、不法投棄の未然防止のための監視カメラ、これは私の時代から話題になっていたんですけど

も、今はどうなんでしょうか、その辺、伺いたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

監視カメラでございますけれども、過去に、大分前に、長柄山の防衛庁付近で不法投棄が多かったことから、1か所設置いたしました。システムがかなり古くなってしまっていて、経費の割にはあまり効果的でなかったということで、廃止したということで聞いております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 分かりました。ありがとうございました。

最後に、排水路の復旧について。

排水路を三面張りにして底を打っていただければ、管理も安易に、容易に進んで、いいかと思うんですけれども、財政厳しい折、まず農道舗装ですか、要望のあるほうから執行部はやっていきたいということで、私も理解していきたいと思います。

そこで、ちょっと農道舗装の舗装率、分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

町内の道路は、法定外公共物として管理されている道路以外は、ほぼ町道認定されております。町道の中でも、専ら農作業用に利用されているものを農道扱いといたしまして、産業振興課が舗装をしておるところでございます。町道の幹線道路以外のその他町道、このその他町道の舗装率は、62.3%というふうになっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ありがとうございました。

最後に、長柄町では年2回、8月と2月ですか、町道の整備、草刈り等、町道の維持管理のために、道路愛護を実施しております。自治会にそのとき、報償費を支払っていると思いますが、昨日の三枝議員の質問でも、ため池等も地元受益者、水利組合等が管理していると。そして、水利組合においては、田んぼの始まる前、3月頃ですか、時期的にはその頃、用水路の管理、要は青道の管理、清掃、草刈り等をしているんですけれども、町内の水

利組合に、道路愛護のように報償費を支払う考えがないか伺います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

今、長柄町で、11の地区で、中山間地域等直接支払制度、また多面的機能支払制度で交付金を受けて、実施しておるところでございます。町でもこの事業を推進しておりますので、ぜひこの事業を活用していただきたく思います。その際、事業を導入したいということでございますれば、私ども、地元に向いまして説明したいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 今、課長が申した事業につきましては、申請書とか実績報告書とか、各いろいろな書類が必要かと思うんですけれども、道路愛護のときは、そんな交付申請とか交付決定とか、そんなの、書類のやり取りもないと思いますし、私が言っているのは、そんな補助的な補助事業云々じゃなくて、単純に1人、道路愛護は350円ですか、500円ぐらいくれるのかな。

〔「350円」と呼ぶ者あり〕

○5番（鶴岡喜豊君） 350円。単純に、水利組合の組合員に1人350円と、そういう単純に、ぽんと支払うことなんですけれども、そんなに難しく考えないでいただけますでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

道路愛護につきましては、不特定多数の方々が通るということで、自分たちの身近な道路でもありますし、自分たちで整備しようというような考え方の下なんですけれども、不特定多数の人が通るというようなところでございます。用排水につきましては、ほぼ受益者が決まっておりますので、その受益者の中で管理していただきたいというふうに考えます。

その中で、国・県では、補助金制度を設けて、地元有利な制度を設けておりますので、ぜひその制度を活用していただきたいと思います。補助金をもらうということで、事務的には煩雑になりますけれども、補助金をもらうということでございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 課長に聞いても無駄だと思いますので、副町長に聞きたいと思いますが、けれども、報償費云々、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） ただいま産業振興課長が申し上げましたが、やはり今、農業の分野におきましては、国のほうでも、農林省のほうでも、とにかく農村環境の維持保全というものについて力を入れるということから、農村環境の保全のために、多面的農家の支払交付金事業とか、そういうものをやはり全国的にも活用し、今現在、そういう取組を進めているところでありまして、町内におきましても、多数のそういう地域が加入されております。

これにつきまして、事務的に煩雑だとか、そういう声もありますが、皆さん、それでも、やはり農村環境を保全するために一生懸命やられております。今まで、じゃ、その辺についてはどうだったんだというところにつきましては、こういう補助制度がない時代であっても、農村環境というものについては、皆さん、自分らの力で保全をしていただいていたという歴史がございます。

近年、とにかく地方を、とにかく守るという観点からも、農政のほうでこの辺についても農村の環境を未来永劫保全していくためにはこの事業は不可欠だということで、強い信念の下に農林のほうも動いておりますので、この辺は、ぜひこの補助事業を有効に活用して、町内の農村環境を保全していきたいというふうに行行政側でも思っております。

事務が煩雑であるとか、複雑であるとか、この辺の観点からだけで報償費について云々ということについては、私はちょっといかがかなというふうな考えをしております。

いずれにいたしましても、地域の皆様が、少なくともそういう補助金によって農村環境を保全できるように、今後とも産業振興課のほうでも、その辺の補助事務についての、やはり簡素化、できるだけご援助できるような取組は今も努力しているところがございますので、この辺を十分ご理解いただいた上で、各地区、できれば全ての農村環境は、こういうふうに保全できるように願っているところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。執行部の頭が少し軟らかくなることを祈りまして、質問を終わりにしたいと思います。

○議長（星野一成君） 以上で鶴岡喜豊議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時40分といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（星野一成君） 引き続き一般質問を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。

本年も日本近郊における台風が、現在まで10号の台風が発生し、先般の10号では、九州地方に相当な被害をもたらしたわけでございます。特に近年では、統計でございますけれども、東京近郊に来る統計を見ると、もう40年間の平均で1.5倍になっているそうでございます。また、台風の強さも2.5倍に、相当強い台風が東京近辺に襲来しているというのが現状でございます。特に、これから台風の直撃を受ける時期となりますので、昨年の被害状況を踏まえまして、災害対策等についてご質問をさせていただきたいと思っております。

また、昨日、今日、私が今日で7番目の質問者になりますけれども、執行部の方もお疲れとはございますけれども、私も、質問するほうも結構疲れるものでございますので、簡潔明瞭にお答えをいただければというふうに思います。

それでは、まず1項目めのご質問をさせていただきます。

まず、新たな災害対応及び被災者支援についてでございます。

昨年は、ご承知のとおり、9月の台風15号と10月の台風19号及び10月25日の豪雨による大きな災害が、本町でも発生いたしました。特に台風15号では、倒木等による大規模な停電が2週間ほど発生いたしました。住民は、長期間、日常生活に不便な日々を強いられました。また、10月25日の記録的豪雨では、道路冠水や住宅等浸水被害及び甚大な土砂崩れが多数発

生したところでございます。

このような昨年の被害状況を踏まえまして、これからの災害対策として、新たな対策をどのように考えておるのか伺います。

次に、2点目でございます。

長生郡市広域最終処分場の整備に伴う町の対応でございます。

現在、八反目自治会におきまして広域の最終処分場の計画が進んでおりまして、現在、地元の皆さんからの協力、承認によりまして、今年度は測量、地質調査、これから用地交渉の実施、また今年度から来年度にかけて、生活環境調査ということで調査に入ります。その後、調査が終わりますと、設計関係が実施されまして、5年度から着手しまして、令和7年度から供用開始となる計画が進められております。このような大きな事業、重要な事業を受け入れました清田町長には、敬意を表したいと思っております。

そこで、ご質問でございますけれども、長生郡市広域最終処分場の整備に伴う県道整備や、周辺の町道路線整備、計画地の地元自治会や周辺自治会の受入れ対策として、町として、どのようなことを考えておるのかお伺いをいたします。

次に、3点目の地方創生事業でございます。

現在、進行しております地方創生事業の移住定住事業のPR方法や、対象者及び受入れ内容について、現状どのような実態かお伺いをしたいと思います。

以上3項目につきまして、町長からの答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 池沢議員のご質問にお答えします。

1項目めの新たな災害対応及び被災者支援についてお答えいたします。

昨年の台風15号の暴風、10月25日の大雨につきましては、それまで経験したことのないような風雨でありました。当面は、この2つの災害を想定し、対策してまいります。

まず、職員の対応については、昨日答弁したとおり、弾力的かつ機動的に運用することといたしました。停電につきましては、町としても資機材の充実強化を図ってまいります。大雨につきましては、まずは命を守ること。ハザードマップの作成を急いでおります。併せて、県には、一宮川上流部及び支川における河川整備計画の早急な策定を求め、浸水被害の緩和、解消を目指してまいります。

2項目めの長生郡市広域最終処分場の整備に関連するご質問についてお答えいたします。

まず、当該最終処分場につきましては、現在、地元自治会から各種調査に係る同意をいただき事業を進めている状況であり、建設同意にはまだ至っておりません。広域としては、各種調査の実施と同時に、地元自治会に対し建設に係る各種要望の取りまとめについてお願いしているとのことであります。ある面ではデリケートな問題から、踏み込んだ答弁は現在は控えさせていただきたいと存じます。

ただし、県道整備につきましては、処分場にかかわらず、最優先課題として位置付けております。日吉誉田停車場線は、町内3本の主要地方道を結ぶ重要な路線であり、本年2月に開通した茂原長柄スマートインターの補助的な機能も併せ持ち、重要度はさらに増しているところであります。しかしながら、1車線の狭隘区間においては、擦れ違いに苦慮している状況で、特に通学時には極めて危険な状況であります。本路線とS I Cの一体的な機能を充実させ、また強化をするためにも、全線の改築について、今後も引き続き、最重要課題として要望活動に努めてまいりたいと存じます。

また、町道整備など、地元要望につきましては、広域と連携し、しっかりと対応してまいりたいと存じますので、ぜひともご理解、ご協力をお願い申し上げます。

次に、3点目の移住定住についてであります。本町では人口減少の緩和及び地域の活性化を図るため、首都圏をはじめとする移住希望者をターゲットとした移住定住推進事業を、平成28年度から実施しております。

PRの方法といたしましては、主として、SNSや町のホームページを活用した情報発信となりますが、東京都内で毎年行われている移住フェア相談会などへも参加しております。また、東京ビッグサイトで行われた見本市にも長柄町ブースを出し、町のPRを行いました。

実績といたしましては、平成28年度から令和元年度までの5年間で、空き家バンクの売買成約件数31件、賃貸成約件数5件、転入者数合計51名となっております。

さきのご質問にお答えいたしました、平均で年130人という人口の減少の状況にあって、51名の方々が本町に移り住んでいただけたことは、ある面では高く評価できるものと考えているところであります。また、加えれば、この51名という数字は、あくまで移住定住という事業を介して町民となられた方々の数でありまして、そのほか、町外または県外からの転入者のうち、移住者と言われる数につきましては、残念ながら現在まだ把握できておりません。そのあたりもお酌み取りいただきまして、ぜひともご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） まず、第1回目のご答弁ありがとうございました。

それでは、一問一答方式の質問に移らせていただきたいと思います。

まず初めに、総務課長さんにちょっとお聞きしますけれども、この防災事業として、まず行政が一番、町民に対して一番になすべきものの重要なことは何だと思いですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 防災に関しては、私どもが訓練とか講習とかでお話しするのは、まず命を守ることでございますので、住民の皆さんに防災のことをまず意識してもらうこと、これをまず第一にお願いしております。意識した上で、マニュアルとか防災情報とかという知識をまず得ていただく、それを訓練していただく、そしてそれを備えていただくというようなことをお願いしておりますので、これを住民の皆さんに実践してもらうようなことで、私どももそれを一番に考えています。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。やはり防災は、町民の命を守るということは、もう最大の課題でございます。そのようなことで、ハザードマップをこれから作って、来月ですか、オープンにするというふうなことでございますので、そういうものをまず町民に知らしめて、この安全対策を取っていただければというふうに思います。

次に、昨年、2名の貴い命が車が流されて亡くなったわけでございますけれども、この大きな原因としてはなぜだと思いですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

昨年、貴い2名の命が失われたということで、原因としましては、災害発生時に外出してしまったことですので、こういったことがないように、町としては、住民の皆さんに災害の怖さを知っていただくようなことで、対策を取っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私の考えは、なぜそこに車が行ってしまったかというのが、まず大き

な原因だと思うんですよ。それと、総務課長、道路冠水した場所は、どういうところが道路冠水したか、もう調査済みなんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 町内の冠水については、まず被災した住宅を動態図に落とす作業から、おおむねこの範囲が浸水したというようなものは調査してあります。それを基に、県ではもう既にハザードマップを公表していますが、それを長柄町バージョンに分かりやすくしたものを今作成中ということでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 具体的に、道路冠水の箇所は何路線あったんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 路線としますと、まず市原茂原線ですか、この沿線。それから、刑部から田代に向かったところ、千葉茂原線の、ここから、役場から国府里までですね。日吉誉田停車場線ですね。あとは、千葉茂原線と長柄大多喜線ですか。ほとんど全線ですね。一部内水ですけれども、長柄山でも冠水がありました。大きいところは、そういう状況でございました。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ほとんどが県道ですね、今の説明でありますと。

じゃ、県道に大雨が降って道路冠水したときに車の通行が危険だということを知らせなくちゃいけませんけれども、先ほど言いました、町民にハザードマップだけで緊急のときに防ぎができるかというようなことが可能だと思いますか、ハザードマップだけでですね。どうですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ハザードマップは、その一助ということで、普段から見ていただく。

今現在は、昨年を経験したばかりですので、皆さんはここが危険だということもまだ承知

していると思うんですけども、年がたつにつれて薄れていくということで、災害時に大事なことは、今、危険だということを知らせることです。確かに議員さんのおっしゃるとおりだと思います。

町としては、この補正予算で、そういった危険な情報を即時に伝えられるような、今SNSを使った情報、これのシステムを予算計上させていただきまして、今後それが対応できるようなことで進めていきたいと、それがまず1つ。防災無線も当然あるんですけども、台風時、聞こえづらいというようなこともありますので、さらに、そういったSNSなども強化してお知らせしていくというようなことで対応していきたいというようなことで考えています。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 次にいきますけれども、それで道路冠水の関係なんですけれども、車種によっても違うと思いますけれども、車が通行できる深さといえますか、道路の冠水の深さ、どの程度まで車が通行できるか。車種によっては、これ違いますよ。

ただ、どのような状態のときになると、もう車が通行不能、よくテレビでも冠水したところを車でちょっと走るような情景が見えますけれども、たまたま長柄町では、この役場の近くの県道が冠水して、車が流されてしまったということで、大きい被害が出ておりますので、どのような、だから、例えば私が調べたところでは、車の床ですか底といえますか、底になるともう危険だという範疇だそうです。だから、それ以上になると今度はもう車が止まってしまったりして、水かさが上がるとドアが開かなくなるとか、そういうような状況が出て、それ以降は、悲劇が起きましたけれども、車が浮いちゃって流されてしまう、そういうような状態になるそうでございます。

私としては、今、田中副町長、長柄町の代表として、河川整備計画ということで、今、計画を練っているそうでございますけれども、今聞いたところでは、4県道が全て冠水をしたようなところでございますので、去年のような痛ましい事故が起きないように、私は1年前にもちょっと申し上げたと思うんですけども、道路に浸水計なるもの、だから2メートル、3メートル、そんな深いような冠水は当然ないでしょうから、1メートルかそこら、1メートルか1メートル50ぐらいの目安ね。浸水計、どの程度の水がこの道路にたまったのかというものを県と話し、町が独自で防災関係としてもよろしいかと思っておりますけれども、そういうことをしたら、危険を知らせるといふ、通行者に危険を知らせる、通行する方は町民だけじゃございませんので、通行者に危険を知らせるといふことで、冠水・浸水計と、浸水

計というのか、名称は分かりませんが、そのようなことをお考えになったらよろしいかと思えますけれども、どうですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

田中副町長。

○副町長（田中武典君） 一つの案だと私も思います。ただ、浸水計と申しますか、要するに、ここにはこれだけの水が、過去冠水したというようなものが、目に見えるフィジカルな形で、それが見えることが必要だと思います。ただ、通行していると、なかなかそういうところについても、どこにあるのか、そこらじゅう全部に記せばいいんですけども、なかなかそれも難しいところかと思えます。ただ、一つの案として今後検討していきたいと思えます。

もう一つは、やはり去年の災害を経験した上で、今、防災対策のほうでも、いろいろ改善しているところがございますが、やはり車に乗って出ないというところを強く、今後は啓発していきたいと。そういう状況にあって車に乗ることが、危険を、もうリスクをしようわけですから、そこで強く広報等を通じて啓発すると同時に、その危険のある場合は、多少空振りも覚悟の上で、消防団等も応援いただいて、そういう危険、ハザードマップを参考に、危険な箇所についてはできるだけ速やかに通行規制をかけられるような形を、今後も強化していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 今、田中副町長からご答弁いただきましたけれども、確かに消防団とかなんかが協力していただいて、役場の職員もそうだと思いますけれども、消防団だけじゃなくて、もう危ないところにストップをかけるようなことができれば、これはもう先ほど私が言った浸水計よりも確実なものですから、きちっと本当にそれができるのかどうか。できれば、浸水計なんか必要ないと思えますよ。私は、人的なものが一番やっぱりベターじゃないかというふうに思えますので。

ただ、今年ももう、先ほども言いましたけれども、台風シーズンが到来しますので、一刻も、そういうことが二度と起きないような方策、対策を町としても持っていていただいて、人の生命を守るような方向をひとつ取っていただければというふうに思います。

それじゃ、次に移ります。

次は、土砂崩れの復旧についてお聞きいたしますけれども、昨年、豪雨被害、10月25日による林地等の、林地だけじゃございませんけれども、土砂崩れが多く発生し、現在、復旧工

事にも着手してきておりますが、国や県の補助事業の対象にならない箇所が幾つか出てきました。

おかげさまで、私の地域につきましては、国・県100%事業と、あと80%で地元と町のほうでご負担いただくことで、今、着々とその整備計画が進んでおりますけれども、うちの自治会の中での例を申し上げますと、3件の方がこの補助事業、何の補助事業にもかからない。逆に言えば100%自己負担で、建物とかなんかも、建物とか法面の保護を、そういうものをしなさいよということで、逆に言えばなっちゃっています。

そういうことで、やっぱり地元としても、補助対象になったところはいいですがけれども、ならない方の対策も、やはり考えてやらなくちゃいけないんじゃないかというふうには私は思います。

細かいことは、崖崩れの場所が1個しかないというために該当にならないということと、1世帯は自己防衛しちゃってあって、L型擁壁を裏に造ってあるがために、もう防護してあるからあんのところは該当しないんだよという位置付けで、該当になりません。その方が、1世帯が該当にならなかったために、その隣のうちも住家に被害は及んでいるんですけども、その方も該当にならなくなってしまっておるのが実態です。

この国・県の補助対象とならない方は、全て自前で復旧しなくちゃいけないということでございますので、このことについて、町として、助成とか何らかの対応を考えていただけないか。

ただ、現状は、昨年の大雨だけの被害でございますけれども、長柄町の住家というのは、ほとんどが裏山、裏山といいますか、みんな山をしょっている住家がほとんどでございます。いつ自分のところがそういうようなことになるか、もう分かりませんので、昨年のこの土砂崩れを踏まえまして、町としても、今後起きた場合には、こういうふうに補助を受けられない地域の世帯についてはこういうふうにしますよとか、そういうものをあらかじめ考えていただければ私はよろしいかなと思います。どうですかね、町長。どうですか、その辺は。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

昨年の災害で、味庄地区につきましては、確かに補助対象となる宅地とならない宅地ということで分かれてしまいました。窓口となっております産業振興課といたしましては、大変心苦しいところがあるわけですが、国も採択要件に関しては厳密に仕分するというよ

うなところで、残念ながら採択にならなかったというようなところがございます、治山事業につきましては、非常に大きなお金がかかるわけでございます、その中で、補助対象にならないというようになると、実質防災工事はできないというような位置付けになってしまうのだらうというふうには思いますけれども、いずれにしても、町単独費用で一個一個の治山工事をやるというのは非常に厳しいというようなところがございます。

仮設的なものにつきまして個人がやるというような話になりますと、また今後の町の検討というか、研究になるのだらうというふうに考えております。今、内部で合意形成できておりませんので、やるとかやらないかは申し上げられませんが、今後の研究というようなところでご理解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。確かに法面の復旧、保護という工事になると大金がかかりますので、かなり個人も負担がかかりますし、町にも負担がかかるような結果にはなると思います。

また、先ほど、私言おうと思ったんですけれども、仮設的なものも対策の方法としては一つあると思います。先ほど申し上げましたけれども、対象にならなかった方は、なぜかという、L型擁壁を裏山の近くに、自分でその方は、もう何年も前から裏山が崩れて、土砂が住宅のほうに来ているので、L型擁壁を設置してやったんですよね。そこで、今回は、裏山はまた崩れましたけれども、L型擁壁の部分で住宅までは、そのL型擁壁をやっている場所は来なかったんです。だから、その部分の住宅被災は免れましたけれども、やっていない場所のところ、今回、昨年の被害が出たわけでございます。その方は、また今回もその被災を受けて、L型擁壁を個人でまた設置しました。伸ばしました。

だから、全てが法面の保護工事をするということではなくて、住宅の被災を免れるための工事、やり方というのが、幾つかの方法はあるでしょうから、そういう仮設的といいますか、防護的なものに対して検討をいただければと思いますので、これは町長、ひとつ内部でまた相談をしていただければというふうに思います。じゃ、そこはいいですから、また内部で検討していただきたいと思います。協議していただきたいと思います。

次に、林地以外の崖崩れについてお聞きします。

まず、法定外公共物、旧の青道、赤道なんですけれども、管理者はどなたになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。内藤課長ですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

法定外公共物については、平成14年から15年にかけて、国から移譲がなされまして、現在は町の管理となっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、法定外公共物の管理は町ということで、あと法定外公共物の中にある立竹木、立木はどなたの管理になりますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

植えたものとか、自然に生えたものとか、いろいろ様々あるとは思いますが、土地に根付いているものは町になるのかなとは思っています。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） そこで、ちょっとお聞きいたします。

内藤課長はご承知だと思いますけれども、六地藏地先のお昼屋さんで、飲食店が、去年の台風の影響によって、被害が発生したということをご承知だと思いますけれども、お店の店主の方の話ですと、この数年前から、大きな立木が法定外公共物の中にあって危険だから、町に何とかしてもらえないかという相談をしに来ていたということを書いていました。書いていたところ、去年の台風で店舗や浄化槽が被災をし、現在も浄化槽が使えない、使っていないということでございますので、この状況について、法定外公共物の管理者としてはどのようにお考えか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

過去から、確かに木が生えているところは赤道ではないかというお話はございましたが、並木になっておりまして、かなり大きな杉の木が並木になっていたということで、町のほうでも、これについては、昔から赤道だったところに、こんなに太い木はないだろうというこ

とで、地籍調査の、そのときはまだ地籍調査の結果も出ておりませんでした、そういうことで、境界については現地ではまだ決まっていな、明確になっていなかったような結果でございます。

そのうちに、台風によりまして木が倒れてきたということで、業者のほうにつきましては、うちのほうで取りあえず、何はともあれ被害が大きくなってはいけませんので、手配はさせていただいたんですけども、そのときに業者さんもかなり大忙しで、なかなか来ることができなかつたということで、このような結果になったと聞いております。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） その地籍調査の結果で、境界がどうなったのか確認をしていますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 確認はさせてもらって、おおむね平らなところが境界ということで、地籍調査の結果では終わりましたけれども、その木がどこにあったか、崩れてしまっておりまして、じゃ、厳密にどこに生えて、誰の土地に生えていたということは、ちょっと今となつては分からない状況でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 今となつてはもう分からないということでございますけれども、やはり店主の話によりますと、やっぱり数年前から、危ないから何とかしていただけませんかということで、町にご相談に来ていたということでございますので、今となつては崩れちゃつて分からないじゃ、ちょっとこれは話がおかしいんじゃないですか。

当時、その話があったときに、じゃ、境界を確認しましょうということで、しておれば、逆に赤道、法定外公共物の中にあるのかないのがはっきりしたと思うんですけども、後の祭りといえましょうがないんですけども。

もう、この件については、じゃ、店主の方と内藤課長、最後の説明とか何か、きちっと話しに行っていますか、どうですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

この件につきましては、台風の後から数度お話があり、関係者の方も、いろんな方が役場のほうに見えて、お話をしました。結果的には、最終的な報告は、私は直接行っておりませんが、担当が行って、先ほど議員さんが言われた崖の事業に該当しないであるとか、そういう説明はさせていただきました。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） じゃ、課員の方が対応したということでございますので、私、聞いた話ですけれども、やっぱり店主と話をしている、やはり内藤課長さんは嫌いよという言葉も出ていましたので、何とかひとつ、あまりわだかまりを持たないようにしていただければ、やはり店主も気持ちよく納得すれば、それで気持ちよく今後も過ごせるんじゃないかと思えますので、ひとつ、内藤課長さんも、時期、時間を見て、その方とお話をいただければいいんじゃないかというふうに思えますので、よろしく願いをしたいと思えます。

それじゃ、次に、2点目の最終処分場の町の対応につきましてお聞きいたします。

先ほど町長答弁の中で、県道整備や町道関係については、町道は広域と連携しながら、県道整備は最重要課題として要望をしていただくという答弁がありましたけれども、この県道整備に関わることで、まずお聞きしますけれども、内藤課長は道路担当課長として、この県道整備の今後の方針ですけれども、どのように、要望は要望として、それはよろしいんですけれども、どのように進めていくのかお考えをお持ちですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁のとおり、機会を見て、自民党の移動政調会であるとか、町村会の要望などで、ここ数年来、継続して、この点は要望を重ねているところでございます。

議員さんご質問の、じゃ、どうやって具体的に進めるんだということでございますが、これについては長柄町も、年度当初には長生土木の所長さんが来て、事業説明ということで町長のところに来ているような状況でございます。その際に、県道の要望箇所を5点、10点、20点と、多岐にわたって要望しているのが現状でございます。昨日も長生土木のほうに行って、日吉誉田の拡充、充実について要望するというところで行きましたけれども、じゃ、具体的にということで、事業化、調査設計とか、そういう具体的な事業化がいつになるのかは、県のほうの采配にかかっているものだとは認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 日吉誉田停車場線の今後の取組についてでございますが、補足させていただきますと思いますが、本年、ようやく主要地方道市原茂原線の刑部バイパスが、30年の長きを経て完成いたしました。あと、市原茂原線については、針ヶ谷の交差点部分の局部改良を今進めていただいているところでございます。一定の効果がこれで見えました。

今後、長柄町として、やはり注力すべきは日吉誉田停車場線だというふうに認識しております。これにつきましては、やはり市原茂原線が完了して、次の段階としては、これに町は全力を入れて整備を要望していると、今までよりも強化して要望しているというような覚悟でございます。

これにつきましては、先ほど内藤課長からも申し上げましたが、移動政調会だとか県への要望とか、そういう要望もいたしておりますが、あらゆる手段をやはり使いまして、県に強く要望して、少しでも一歩でも進められるように、一層の力を入れるということについては、町長とも日頃、打合せをしておりまして、県のほうにも力強く、今後もやはりこれは政治の力も必要でございますので、そういうところも活用しながら、強く今後とも注力していきたいというふうに考えております。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 町としての考え方は分かりました。今後も要望活動をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、担当課長に申し上げますけれども、やはり要望は要望として活動はしていただきたいんですけれども、それともう一つ、こういうものを早く整備していくには、やはり地域と申しますか、その近辺の方を促進するような体制づくりというのも必要じゃないかというふうに私は思うんですよ。

だから、日吉誉田停車場線の局部改良の、何々道路推進の整備協議会なんていうものもございませうね。そういうものを考えていただいて、やはり地域の方の機運を高めていくのも一つの方法だと思いますので、その辺を今後考えていただければと思います。町長は町長として、要望活動を重点的にやっておりますので、やはり、あとはその地域の方からの希望とか、そういうものを、やっぱり力強く後押しになると思いますので、担当課長としては、その辺をひとつ考えていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願ひます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおりだと思いますので、昨日も例を申し上げて申し訳ないですけども、長柄山地先においても、県道の整備について、地元自治会長さんなどと一緒に、県に足を運んで要望したという経緯などもございますので、そういう形で、また進められるように提案してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） 担当課長のそういう、一応考え方もございます。これをやはり力強く進めるに当たりましては、地元の議員さん、川嶋議員、池沢議員、やはり町内の関係する議員さんのお力添え、それから地元の自治会長をはじめとする地域の皆様、それから沿線の地権者の皆様、こういった皆様とともに、一丸となって、県に力強く要望をしていく所存でございますので、その節にはひとつ、また、なお一層のご援助のほうを、ひとつ先生方にもお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 副町長の力強いご答弁ありがとうございます。そのように、ひとつ今後進めていただいて、早く、この県道整備、先ほども申していますが、やはりこの広域の処分場の絡みも当然出てくると思います。どうしても入り口については、これは広域事業で進入道路ですよね。それと、取付け道路、県道との取付け、こういうものは広域事業でやると思います、私の経験からしてみてもね。全部それらを、広域事業を一つの手段として、早くこの県道整備が推進されますよう、ひとつご努力のほうをお願い申し上げたいと思います。

それでは、最後の地方創生事業でございます。

地方創生事業につきましては、町としても、国の補助事業として、お金をかけてやっております。それで、先ほど町長からは、首都圏を中心に、28年度からSNSだとかホームページ、移住フェアだとか見本市、こういうもので町の移住定住のPRを図ってきておるということでございます。

それと、じゃ、1つお聞きしますけれども、今年度予算でしたか、ラッピングバスの導入をしたと思うんですけども、このラッピングバスに関して、ラッピングですから、バスのところに、どういうあれ、私は見ていませんから分かりませんが、どういうPRの方

法をしてあるのか分かりませんが、そういうことをしておると思うんですけども、じゃ、それを見て、その効果ですけども、どのような手段で、その効果を検証できるのか、何かお考えはありますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

明確な、先に結論から申しますと、反響といいますか、町へのいろんなご意見だとか、そういうことになろうかと思えます。アンケートといっても、乗車の方の全てにアンケートを取るとするのはちょっと、事業者のほう、一度長南営業所のほうとはその辺のご相談もさせていただいているんですけども、時間的なことやら煩わせることもあるのでということで、できれば運転手さんのほうに、そのようなお問いかけのほうをしていただくような機会をつくっていただけませんかということを申し上げているところでございます。

そのような状況の中で、今現在うちのほうで把握している人の声というんですか、その程度のことは現在も把握してございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 運転手さんや乗客の声を聞くということで把握をしているというようなことでございますけれども、これはなかなか把握するのは難しいわけでございますから、何を見て長柄町に来ましたかと、移住定住の人が相談に来たときに、そのような方の、やはり声も聞いてみたらどうかというふうに思いますけれども。

次に、昨年ですか、ながらとガラナが製造されまして、あれは量はどのぐらいでしたか、ちょっと先に、忘れちゃいましたので、お聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 量って、作った量ということでしょうかね。6万本でございます。2,000ケース、6万本です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。6万本ですね。

そうすると、たまたま今朝の新聞で、千葉日報でございますけれども、千葉大の学生さんが長柄町の特産飲料を寄贈ということで、医療従事者へ感謝を込め、コロナ関係のことでご

ございますけれども、6,000本を無料配布したという新聞を見ましたけれども、ただ、これは長柄町のPRのために作ったものですよ。

そうしますと、ここに千葉大の学生さんだけのPRに載っていて、長柄町のというのが、あまり強く私は感じられないんですけれども、千葉大学の何かCMみたいなことになっているんですけれども、この6,000本を今回寄贈したということでございますけれども、この新聞を見ると、何千本というのは自分たちで、何か千葉大の人たちが勝手に決められるんじゃないかというような私見え方をしちゃったんですけれども、そこは町のほうとも何かやっぱりコンタクトがあって、当然やっているべきだと思いますけれども、そういうことになっていますよね。

それじゃないと、何かこの新聞だけを見ると、千葉大の人たちがもう6,000本を皆さんに差し上げて、召し上がってくださいみたいなふうにしか取れないんですけれども、その辺どうなんですかね。ちょっと私、今日の新聞で感じたことを今質問しているんですけれども。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在、千葉大学のほうと一緒に、一緒になってというか、一部業務委託をいたしまして、このガラナをどんどんPRのために、町のPRということでやっていただく業務を行っていただいております。

その業務の一環といたしまして、今回行って、実際には、議会の説明会の中でも申し上げましたけれども、本来は外に出て行って、各種お祭りやら行事のほうに、長柄町の特産品でございましてということでお配りをして、町のPRということで積み上げをいたしまして、6万本という配布を考えていたんですけれども、ご存じのとおりコロナ禍の中で、そのような機会を失っている状況にあります。

それで、千葉大学の学生と我々も含めまして、いろいろと協議をした中で、医療従事者の皆様のご努力によってということの感謝の意味を込めてやりたいということで、その場にはもちろん我々、役場のほうも一緒に行っていたわけなんですけれども、今回はそのPR業務の一環ということで、学生を表に出した形の中で、執り行わせていただいたというところでございます。

もっと申しますと、千葉県庁といたしましても、このコロナ禍の中で、基本的には県庁のほうに人は来ないでくれというような状況もございまして、様々、協議をさせていただいた

結果、最少人数で写真を撮る程度の形の中で、PRということでやらせていただくという、そのような、ちょっと背景もございました中で、そのような記事の出し方になっているというふうに理解をしております。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

それで、もう一つ、じゃ、お聞きしますけれども、このガラナなんですけれども、町民にこれを配布ということは考えなかったですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 当初の段階では、先ほど申しあげました説明会の中でも多分触れたかと思えますけれども、外の皆さんに対して、長柄町の特産品ということで、長柄町を知っていただくということだったので、町民の皆様ではなくて、外の方たちにという目的で始めさせていただきました。現在は状況が変わっておりますので、多分議員さんのおっしゃりたいことというのは理解できるところなんですけれども、当初ということではいいますと、そういう目的で始めたところでございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私の言いたいことは、先に分かっちゃったみたいですがけれども、やはり町民に召し上がってみてもらって、町民の評価もやっぱり受けたほうがいいと思うんですよね。

それで、何か聞くところによると、次は商品化だというようなこともお考えみたいですがけれども、この商品化と現状の配布物というのは、もう全く違います。分かりますよね。商品化となると、やはり収支が出てきますので、これを売るためには相当な努力が必要になると思いますよ。やはり商品となれば、収入がマイナスじゃいけませんので、プラスにならなくちゃいけないということが原則になると思いますので、その辺は今後、十分に検討を重ねて、そこに踏み切るのかどうか、見通しがあるのかどうかということも踏まえながらお願いします。

それと、先ほど申しあげましたけれども、町民の方に、余っているのであれば、やはり飲んでいただいて、評価を受けてみたらどうですか。それは答弁要りません。よろしくお願いをいたします。

もうあまり時間がなくなってきましたので、あと、近年6月に、睦沢町で町長選が行われ

まして、私を感じたよりも、相当、現職に対する開きがあったなというふうに見ています。

後の新聞等を見ますと、やはり町の事業は町外者に委託ということじゃなくて、やはり町民を主体にした委託とか、そういうものをやったりやっていないと、段々、町民の方というのは離れちゃうのかなというふうには感じたわけでございますので、なるべく委託しなければいけない事業は確かにございますから、町民とか身近な方にできるものを、なるべく町の身近な事業として捉えていただいて、あまり委託事業ばかりを外に出すんじゃなくて、内部の方にできるものは、内部の方にひとつお任せをいただければというふうに思います。

そうすれば、また清田町長の人気もまだまだ上がると思いますので、ひとつその辺をご理解いただきながら、行政の運営をお願い申し上げたいと思います。

私からは以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で池沢俊雄議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時45分といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時48分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第3、議案第1号 契約の締結について（町道1001号線道路災害復旧工事（道第193号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、令和元年10月25日の豪雨により被災した町道1001号線、山之郷地先について、公共土木施設災害復旧事業により災害復旧工事を実施するものであり、事業の概要といたし

ましては、延長48メートル、幅員5.5メートルについて、1工区では補強土壁工法及びプレキャスト法枠工法を計画し、2工区では鋼矢板工法及び吹付法枠工法により、道路を復旧するものであります。

事業の実施に当たり、去る8月28日に指名競争入札を実施したところ、5,753万円で千葉県茂原市茂原1310番地、株式会社三枝組代表取締役、三枝輝久氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 契約の締結について（町道1001号線道路災害復旧工事（道第193号））、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、議案第2号 契約の締結について（町道1333号線道路災害復旧工事（道第202号））を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、令和元年10月25日の豪雨により被災した町道1333号線、針ヶ谷地先について、公共土木施設災害復旧事業により災害復旧工事を実施するものであり、事業の概要といたしましては、延長91.5メートル、幅員5.5メートルについて、吹付砕工法により、道路を復旧するものであります。

事業の実施に当たり、去る8月28日、指名競争入札を実施したところ、6,083万円で千葉県長生郡一宮町東浪見2620番地、東日総業株式会社代表取締役、篠瀬栄進氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 申し訳ありません。場所を、ちょっとはっきり教えていただけますでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

町道1333号線ということで、太陽建設のプラントがあるところから、千葉市少年自然の家に入ったところの左側の法面でございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 契約の締結について（町道1333号線道路災害復旧工事（道第202号））、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第5、議案第3号 契約の締結について（社会資本整備総合交付金 町道1457号線道路改良工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、平成26年度より国土交通省からの社会資本整備総合交付金を受けて実施をする事業で、事業の開始から7年目を迎えます。

事業内容につきましては、本年2月に開通した茂原長柄スマートインターチェンジと県道日吉誉田停車場線をアクセスする、重要路線の整備事業であります。

道路の規格は、二宮方面から接続する茂原市道2級21号線と同規格により整備するもので、平成31年度より工事に着手しております。

このたびの工事は、力丸十字路に計画しているラウンドアバウト、環状交差点部分を主に整備するものであります。

事業の実施に当たり、去る8月28日、指名競争入札を実施したところ、6,006万円で千葉県茂原市茂原1310番地、株式会社三枝組代表取締役、三枝輝久氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 今回の1457号線、私の地元の道路なんですが、結構工事のほうも進んでおりまして、これは6,000万プラス、今ラウンドアバウトというお話を聞いたんですけども、これをやることによって、工事の進行は何%ぐらいになりますかね。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今年度、補助の総事業費の枠がまだ残っておりますので、できれば近々、また追加で発注したいと考えております。それら今年の事業費分が終わると、おおむね7割程度が完了するものと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 契約の締結について（社会資本整備総合交付金 町道1457号線道路改良工事）、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第4号 契約の締結について（社会資本整備総合交付金 味庄団地浴室改修工事）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 契約の締結について、提案理由を申し上げます。

本事業は、国土交通省からの社会資本整備総合交付金を受けて実施する事業であります。

事業内容は、地域住宅計画に基づき、入居者の環境整備と新規入居者の負担の軽減を図るため、味庄住宅の全32戸について、浴室改修工事として、ユニットバスの整備をするものであります。

事業の実施に当たり、去る8月28日、指名競争入札を実施したところ、6,116万円で千葉県茂原市箕輪88番地2、神明建設株式会社代表取締役、神明重美氏が落札し、仮契約を締結いたしました。

よって、地方自治法第96条第1項第5号の定めによる議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 池沢です。

確認ですけれども、この業者のお名前ですけれども、前株なのか、後株なのか。それ、何か町長は後株みたいな、ちょっと読み方をしたと思うんですけれども、どうなんですか。ちょっと内藤君、どうですか。前株が正しいんですか、後株が正しいんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議案書のとおり、前株が正しいということで認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 契約の締結について（社会資本整備総合交付金 味庄団地浴室改修工事）、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後 1時00分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

蒔田総務課長から発言の許可を求められましたので、これを許します。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 大変申し訳ありません。議案の訂正をお願いしたいと存じます。

議案第4号の契約の相手方ではありますが、株式会社神明建設となっていました。神明建設株式会社の誤りでございましたので、お手元に配付したとおり、差し替え、訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

なお、午前中、池沢議員の質疑で、内藤課長が答弁したのは誤りでございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（星野一成君） それでは会議を再開いたします。

◎議案第5号、報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（星野一成君） 日程第7、議案第5号 令和元年度決算認定について、報告第1号 令和元年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、いずれも令和元年度決算関係でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 令和元年度長柄町一般会計及び特別会計決算につき、認定を賜りたく、その内容についてご説明申し上げます。

令和元年度の各会計につきましては、本年5月末日をもって出納閉鎖いたしました。その決算関係書類は、去る8月3日、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、会計管理者から提出され、同条第2項の定めるところにより、8月18日、19日、20日の3日間にわたり、町監査委員に審査をお願いいたしました。その結果、別紙のとおり決算意見書が提出されておりますので、同条第3項に基づき、これを添付し、本議会の認定に付するものであります。

まず、一般会計の決算額は、歳入48億5,376万1,908円、歳出44億9,013万291円、歳入歳出差引残額は3億6,363万1,617円であります。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額10億7,984万3,399円、歳出決算額10億991万8,847円、歳入歳出差引残額は6,992万4,552円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入決算額6,481万5,085円、歳出決算額6,471万700円、歳入歳出差引残額は10万4,385円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入決算額8億1,264万4,084円、歳出決算額7億4,457万7,197円、歳入歳出差引残額は6,806万6,887円であります。

浄化槽事業特別会計につきましては、歳入決算額5,871万395円、歳出決算額5,864万7,205円、歳入歳出差引残額は6万3,190円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額8,754万1,323円、歳出決算額8,746万3,411円、歳入歳出差引残額は7万7,912円であります。

本町における各会計の決算総額は、歳入で69億5,731万6,194円、歳出で64億5,544万7,651円となり、歳入歳出差引残額は5億186万8,543円であります。

以上で、令和元年度各会計の決算について、ご報告を申し上げましたが、詳細につきましては、会計管理者に補足説明させますので、よろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告を3点申し上げます。

報告第1号 令和元年度長柄町健全化判断比率について、報告第2号 令和元年度長柄町農業集落排水事業特別会計資金不足比率について、報告第3号 令和元年度長柄町浄化槽事業特別会計資金不足比率について、ご報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、地方公共団体の財政の健全性の基準、早期健全化基準及び財政再生基準並びに経営健全化基準を設け、各基準を超えると地方公共団体は各計画を策定し、行財政上の措置を講ずることにより、財政健全化を図ることになります。

この基準の比率のうち、健全化判断比率については4つの指標で表されますが、本町はいずれも国の定める基準以下でありました。

また、資金不足比率については、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計の両会計の資金不足はございませんでした。

以上、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

石井会計管理者。

○会計管理者（石井和子君） それでは、議案第5号 令和元年度一般会計及び各特別会計の決算認定につきまして、補足説明申し上げます。

それでは、お手元の決算書5ページ、6ページをお開きください。

歳入は収入済額を、歳出は支出済額をご説明させていただきます。

一般会計歳入決算です。

1 款町税12億8,400万1,677円、1 項町民税4億206万7,892円、2 項固定資産税8億1,089万8,964円、3 項軽自動車税2,789万4,350円、4 項町たばこ税4,314万471円、5 項入湯税0円。

2 款地方譲与税6,102万5,006円、1 項地方揮発油譲与税1,547万7,000円、2 項自動車重量譲与税4,457万4,000円、3 項森林環境譲与税97万4,000円、4 項地方道路譲与税6円。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金57万7,000円。

4 款配当割交付金、1 項配当割交付金400万9,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、1 項株式等譲渡所得割交付金262万3,000円。

6 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金1 億4,223万4,000円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、1 項ゴルフ場利用税交付金4,683万9,366円。

8 款自動車取得税交付金、1 項自動車取得税交付金1,264万6,001円。

9 款環境性能割交付金、1 項環境性能割交付金369万4,000円。

次のページにお進みいただきまして、10款地方特例交付金1,286万6,000円、1 項地方特例交付金370万1,000円、2 項子ども・子育て支援臨時交付金916万5,000円。

11款地方交付税、1 項地方交付税10億5,739万4,000円、内訳は普通交付税8 億2,621万6,000円、特別交付税2 億3,117万8,000円でございます。

12款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金160万7,000円。

13款分担金及び負担金2,031万1,490円、1 項負担金1,918万9,490円、2 項分担金112万2,000円。

14款使用料及び手数料4,888万9,610円、1 項使用料4,432万4,610円、2 項手数料456万5,000円。

15款国庫支出金2 億6,969万2,516円、1 項国庫負担金1 億6,673万4,676円、2 項国庫補助金1 億66万6,681円、3 項委託金229万1,159円。

16款県支出金3 億5,710万8,369円、1 項県負担金1 億1,401万1,468円、2 項県補助金2 億2,134万7,713円、3 項委託金2,174万9,188円。

17款財産収入1,255万6,251円、1 項財産運用収入882万333円、2 項財産売払収入373万5,918円。

次のページにお進みいただきまして、18款寄附金、1 項寄附金2,771万8,459円。

19款繰入金8 億4,733万7,258円、1 項基金繰入金8 億4,377万300円、2 項特別会計繰入金356万6,958円。

20款繰越金、1 項繰越金1 億7,415万9,211円。

21款諸収入8,111万6,694円、1 項延滞金、加算金及び過料59万8,374円、2 項町預金利子2 万5,513円、3 項雑入8,049万2,807円。

22款町債、1 項町債3 億8,535万6,000円。

以上、歳入合計、予算現額58億791万2,560円、調定額48億8,908万5,202円、収入済額48億5,376万1,908円、不納欠損額1,032万7,690円、収入未済額2,499万5,604円でございます。

予算現額に対する収入済額の割合、収入率は83.6%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

一般会計歳出決算です。

1 款議会費、1 項議会費7,599万8,535円。

2 款総務費 7 億5,096万2,242円、1 項総務管理費 6 億1,729万4,634円、2 項徴税費8,516万303円、3 項戸籍基本台帳費3,371万147円、4 項選挙費1,286万3,341円、5 項統計調査費143万537円、6 項監査委員費50万3,280円。

3 款民生費 9 億3,247万8,134円、1 項社会福祉費 6 億2,300万4,547円、2 項児童福祉費 2 億8,175万9,612円、3 項災害救助費2,771万3,975円。

4 款衛生費、1 項保健衛生費 4 億1,322万6,097円。

5 款農林水産業費 1 億5,487万1,565円、1 項農業費 1 億5,449万8,735円、2 項林業費37万2,830円。

6 款商工費、1 項商工費2,030万1,288円。

7 款土木費 5 億8,295万1,097円、1 項土木管理費 2 億8,806万5,635円、2 項道路橋梁費 1 億7,731万8,253円、3 項河川費107万2,389円、4 項住宅費 1 億1,649万4,820円。

次のページにお進みいただきまして、8 款消防費、1 項消防費 1 億6,115万2,620円。

9 款教育費 3 億2,279万5,883円、1 項教育総務費5,377万3,672円、2 項小学校費7,063万4,937円、3 項中学校費4,998万9,485円、4 項社会教育費6,948万4,513円、5 項保健体育費7,891万3,276円。

10 款災害復旧費 2 億8,209万1,689円、1 項農林水産施設災害復旧費4,557万1,172円、2 項公共土木施設災害復旧費 1 億5,141万4,436円、3 項文教施設災害復旧費7,119万3,307円、4 項その他公共施設・公用施設災害復旧費1,391万2,774円。

11 款公債費、1 項公債費 3 億3,555万6,908円。

12 款諸支出金 4 億5,774万4,233円、1 項普通財産取得費 0 円、2 項基金費 4 億5,774万4,233円。

13 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出合計では、予算現額58億791万2,560円、支出済額44億9,013万291円、翌年度繰越額は11億8,143万577円、こちらは計26事業分の繰越額でございます。主な繰越しの理由としましては、災害復旧事業の集中による事業者不足、国の補助事業への対応などによる適正な工期の確保、事業者や他の復旧事業との調整に不測の日数を要したことなどによるものです。

続きまして、不用額は1億3,635万1,692円、執行率は77.3%となりました。

歳入歳出差引残額は3億6,363万1,617円でございます。

続きまして、19ページ、20ページをお開きください。

国民健康保険特別会計歳入決算でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 2 億177万1,967円。

2 款一部負担金、1 項一部負担金 0 円。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料7,900円。

4 款県支出金 7 億3,970万6,977円、1 項県負担金 7 億3,970万6,977円、2 項県補助金 0 円、
3 項財政安定化基金支出金 0 円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 3 万6,400円。

6 款繰入金8,153万2,208円、1 項他会計繰入金8,153万2,208円、2 項基金繰入金 0 円。

7 款繰越金、1 項繰越金5,412万3,206円。

8 款諸収入219万741円、1 項延滞金、加算金及び過料56万7,800円、2 項預金利子1,000円、
3 項雑入162万1,941円。

9 款国庫支出金、1 項国庫補助金47万4,000円。

以上、歳入合計、予算現額10億2,934万2,000円、調定額10億9,922万4,988円、収入済額10億7,984万3,399円、不納欠損額134万2,470円、収入未済額1,803万9,119円でございます。

収入率は104.9%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出決算でございます。

1 款総務費2,522万2,788円、1 項総務管理費2,353万3,483円、2 項徴税费160万1,445円、
3 項運営協議会費 8 万7,860円。

2 款保険給付費 7 億1,837万3,604円、1 項療養諸費 6 億2,696万8,701円、2 項高額療養費
9,043万4,903円、3 項移送費 0 円、4 項出産育児諸費42万円、5 項葬祭諸費55万円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億4,611万564円、1 項医療給付費分 1 億6,333万4,407円、
2 項後期高齢者支援金分6,473万7,744円、3 項介護納付金分1,803万8,413円。

4 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金100円。

5 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金 0 円。

6 款保健事業費1,969万891円、1 項特定健康診査等事業費1,099万8,916円、2 項保健事業
費869万1,975円。

7 款基金積立金、1 項基金積立金 8 万 6,400 円。

8 款諸支出金 43 万 4,500 円、1 項償還金及び還付加算金 43 万 4,500 円、2 項延滞金 0 円。

次のページにお進みいただきまして、9 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出の合計では、予算現額 10 億 2,934 万 2,000 円、支出済額 10 億 991 万 8,847 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1,942 万 3,153 円。

執行率は 98.1% となりました。

歳入歳出差引残額は 6,992 万 4,552 円でございます。

続きまして、29 ページ、30 ページをお開きください。

農業集落排水事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 60 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 1,111 万 2,345 円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 4,120 万円。

4 款繰越金、1 項繰越金 7 万 3,942 円。

5 款諸収入 1,182 万 8,798 円、1 項預金利子 1,000 円、2 項雑入 1,182 万 7,798 円、3 項延滞金、加算金及び過料 0 円。

歳入合計、予算現額 6,547 万円、調定額 6,530 万 7,626 円、収入済額 6,481 万 5,085 円、不納欠損額 16 万 4,100 円、収入未済額 32 万 8,441 円でございます。

収入率は 99.0% となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出決算でございます。

1 款事業費、1 項管理費 2,822 万 5,820 円。

2 款公債費、1 項公債費 3,619 万 9,380 円。

3 款予備費、1 項予備費 0 円。

4 款災害復旧費、1 項農業集落排水施設災害復旧費 28 万 5,500 円。

歳出合計では、予算現額 6,547 万円、支出済額 6,471 万 700 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 75 万 9,300 円になり、執行率は 98.8% となりました。

歳入歳出差引残額は 10 万 4,385 円でございます。

続きまして、37、38 ページをお開きください。

介護保険特別会計歳入決算でございます。

1 款保険料、1 項介護保険料 1 億 6,841 万 7,726 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料700円。

3 款国庫支出金 1 億5,552万7,505円、1 項国庫負担金 1 億2,372万円、2 項国庫補助金 3,180万7,505円。

4 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金 1 億8,526万7,000円。

5 款県支出金 1 億288万427円、1 項県負担金 1 億105万4,000円、2 項財政安定化基金支出金 0 円、3 項県補助金182万6,427円。

6 款財産収入、1 項財産運用収入9,720円。

7 款繰入金 1 億2,589万8,233円、1 項一般会計繰入金 1 億2,589万8,233円、2 項基金繰入金 0 円。

8 款繰越金、1 項繰越金7,450万6,773円。

9 款諸収入13万6,000円、1 項延滞金、加算金及び過料 2 万900円、2 項預金利子1,000円、3 項貸付金元利収入 0 円、4 項雑入11万4,100円。

次のページにお進みいただきまして、10款町債、1 項財政安定化基金貸付金 0 円。

歳入合計では、予算現額 7 億6,666万5,000円、調定額 8 億1,797万164円、収入済額 8 億1,264万4,084円、不納欠損額194万5,200円、収入未済額338万880円です。

収入率は106.0%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出決算でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費3,379万1,942円。

2 款保険給付金 6 億6,412万7,849円、1 項介護サービス諸費 6 億4,864万8,223円、2 項高額サービス費1,547万9,626円。

3 款地域支援事業費1,194万2,000円、1 項介護予防・生活支援サービス事業費956万4,531円、2 項包括的支援事業・任意事業費237万7,469円。

4 款基金積立金、1 項基金積立金1,033万4,720円。

5 款諸支出金2,438万686円、1 項償還金及び還付加算金2,081万3,728円、2 項繰出金356万6,958円。

6 款予備費、1 項予備費 0 円。

歳出合計、予算現額 7 億6,666万5,000円、支出済額 7 億4,457万7,197円、翌年度繰越額 0 円、不用額2,208万7,803円、執行率は97.1%となりました。

歳入歳出差引残額は6,806万6,887円でございます。

続きまして、47ページ、48ページをお開きください。

浄化槽事業特別会計歳入決算でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金90万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料1,861万8,733円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金731万6,000円。

4 款県支出金、1 項県補助金130万8,000円。

5 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,860万円。

6 款繰越金、1 項繰越金5万466円。

7 款諸収入1万7,196円、1 項預金利子1,000円、2 項雑入1万6,196円、3 項延滞金、加算金及び過料0円。

8 款町債、1 項町債190万円。

歳入合計では、予算現額5,995万円、調定額5,872万6,755円、収入済額5,871万395円、不納欠損額0円、収入未済額1万6,360円でございます。

収入率は97.9%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出決算でございます。

1 款事業費4,292万497円、1 項管理費3,092万4,353円、2 項工事費1,199万6,144円。

2 款公債費、1 項公債費1,572万6,708円。

3 款予備費、1 項予備費0円。

歳出合計では、予算現額5,995万円、支出済額5,864万7,205円、翌年度繰越額0円、不用額130万2,795円、執行率は97.8%となりました。

歳入歳出差引残額は6万3,190円でございます。

続きまして、55ページ、56ページをお開きください。

後期高齢者医療特別会計歳入決算でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料6,611万7,700円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料100円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金2,077万6,746円。

4 款繰越金、1 項繰越金18万9,177円。

5 款諸収入45万7,600円、1 項延滞金、加算金及び過料1万3,000円、2 項償還金及び還付加算金23万7,100円、3 項預金利子1,000円、4 項雑入20万6,500円。

歳入合計では、予算現額8,913万7,000円、調定額8,803万8,023円、収入済額8,754万1,323円、不納欠損額0円、収入未済額49万6,700円でございます。

収入率は98.2%となりました。

続きまして、次のページをお開きください。

歳出決算でございます。

1 款総務費141万3,257円、1 項総務管理費86万4,725円、2 項徴収費54万8,532円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金8,605万154円。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 項繰出金、いずれも0円。

4 款予備費、1 項予備費0円。

歳出合計では、予算現額8,913万7,000円、支出済額8,746万3,411円、翌年度繰越額0円、不用額167万3,589円。

執行率は98.1%となりました。

歳入歳出差引残額は7万7,912円でございます。

以上で、各会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。ここで監査委員から監査報告があります。

風戸不二夫代表監査委員をお願いいたします。

○代表監査委員（風戸不二夫君） 監査委員の風戸でございます。

それでは、令和元年度歳入歳出決算の監査報告を申し上げます。

地方自治法第233条の規定により、令和元年度長柄町一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を8月18日、19日、20日の3日間にわたり、高橋委員と監査を実施いたしました。

審査は、令和元年度長柄町一般会計、国民健康保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、浄化槽事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算及び財産に関する調書並びに関係帳簿書類をもって実施いたしました。

まず、審査の着眼点ですが、一般会計及び特別会計の決算においては、決算意見書に記載してございます、(1)から(7)に掲げる事項に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類を照合精査するとともに、事務担当部局の説明を聴取し、さらに例月出納検査及び定期監査の結果を参考とし、審査を実施いたしました。

次に、審査の実施内容及び結果ですが、各会計の予算額、収入済額、支出済額、歳入簿、

現金受払簿により出納証書類と照査の結果、決算は計数的に誤りがなく、出納処理の内容も正当なものであると認められました。

また、歳入歳出決算その他関係書類は、法令に適合し、予算執行も適正に処理され、その執行実績についても、所期の目的に沿い、住民福祉の増進が図られていることが推察されました。

財産に関する調書につきましては、公有財産、物品、出資による権利及び基金について、それぞれ調書の計数と財産台帳、備品台帳、預金通帳と照合した結果、計数はいずれも正確であると認められました。

なお、主な審査意見といたしましては、決算規模は前年度と比較すると、歳入歳出とも決算額は増となっております。

最初に、近年は異常気象に伴う自然災害が激甚化しております。昨年、2度の台風の風水害により、土砂崩れ、倒木、家屋の浸水被害など、甚大な被害を受けており、災害復旧事業費の割合が増加しております。

町民の生活基盤の復旧や被災者への支援等により、元の姿を取り戻しつつありますが、過去の震災・風水被害等を教訓とし、今後起こり得る災害に対して、地域での防災、危機管理の向上につなげていくため、災害に強い町づくりに取り組んでいただきたい。

次に、財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は、98.1%と非常に高く、前年度と比較して大幅に上昇しております。

財政状況が硬直化の傾向にあることから、将来負担を見据え、事務事業を実施するに当たっては、持続可能な財政構造の確立を目指していただきたい。

次に、近年の町財政を取り巻く状況を踏まえ、自主財源の根幹をなす町税の収入確保は重要事項であります。

町税の収納率は向上しておりますが、歳入額は減収し、滞納繰越しや不納欠損額は増加しております。

税の公平性を確保し、安定的な財政運営を維持するため、未収金発生の防止及び早期回収に努めるとともに、納税の利便性向上に資する取組を工夫されておりますが、収納率の維持に今後も努められるよう意見し、また、財産運用に関しては、効果的な支出、行財政改革の推進及び地方自治法に規定されている最少の経費で最大の効果を上げられるよう努められること。

次に、各種の要望に対する補助金の交付に当たっては、町が実施する施策の補完的な位置

付けである補助金の効果の見える化や、他の事業等との連携を検討し、所管課で費用対効果の検証を適切に行うようお願いします。

また、歳計現金及び基金については、安全かつ有利に管理されており、引き続き管理に万全を期するよう努められること、なお、一部の特定目的基金等の利用実績がないことから、より効率的な基金の活用を図られるようにしていただきたい。

最後に、今年度中に予定されている第5次総合計画、その他の計画の策定に当たり、町の魅力を創出していくためには、町民自らが意見や提案ができる場を行政が提供し、地域の課題解決に向けての協働の町づくりを促進することが求められております。そのため、前計画を振り返り、評価を行い、それらを踏まえて、町民視点で改めて事業の必要性を考え、行財政運営の指針をさらに見直しをし、より一層の住民福祉の増進を図られるよう意見いたしました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付してございます、決算意見書をご覧になっていただきたいと存じます。

次に、財政健全化法に基づく健全化判断比率の審査につきましては、一般会計の実質赤字比率及び一般会計と各特別会計を合わせた連結実質赤字比率は、各会計の実質収支に赤字が生じていないため、昨年度と同様に該当がございません。

実質公債費比率は、臨時財政対策債発行可能額の減少、地方債の償還開始等により、前年度と比較し5.4%の上昇となっております。

また、将来負担率は、地方債現在高の増加、充当可能基金の減少、基準財政需要額算入見込額の減少などにより前年度から上昇し、16.3%となっております。

健全化判断比率は、いずれの数値も国で定める基準以下となっており、健全財政を維持しておりますが、新公民館建設事業などの大規模事業の実施に伴い、将来負担比率等は増加に転じることが推測されます。よって、事業実施に当たっては、償還に伴い交付税措置される有利な起債等を取り入れられることに努めていただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的な損失が懸念され、一方で町税、地方交付税などの一般財源の総量の確保が厳しくなる見通しであることから、事業執行に合わせた財政計画を立て、経常経費等の削減など、歳出抑制に努めていただき、引き続き健全な財政運営をお願いし、決算審査報告といたします。

○議長（星野一成君） 代表監査委員による監査報告は終わりました。ご苦労さまでした。

議案第5号 令和元年度決算認定について、総括質疑をお受けします。

なお、総括質疑でございますので、款項の項目についての質問とし、詳細にわたりましては、この後お諮りいたしますが、総務事業及び住民教育常任委員会において審査をいたしますので、その際に質問されますようお願いいたします。

それでは、質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

〔「議長、質疑あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 失礼しました。4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 私のほうから1点、確認したいんですけども、2款1項9目と、ページ数でいくと120ページに当たります。

地方創生生涯活躍のまち推進事業という13節の委託料、飛ばしまして、122ページにまたがっておりますので、この委託料が地域ブランド開発業務ということになっております。

この開発業務について、当初の予算が1,660万円、補正860万円の減額ということの差額になっているんですけども、この内訳を教えてくださいませんか。

もう一度確認します。地域ブランド開発業務799万7,000円の内訳を教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

本業務につきましては、本町の認知度の向上とか、将来的な雇用創出を目的といたしまして、いわゆるガラナになるんですけども、特産飲料を開発するというようなものでございまして、文部科学省の地（知）の拠点大学による地方創生推進事業というCOC+という事業を受けまして実施しているものでございます。

なお、事業費の80%は特別交付税措置をされるという有利なものでございまして、それにより執行したものでございます。大きくいきますと、ガラナの生産、開発、それらに要する費用ということでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

80%の交付税といっても、これも血税です。ですから、一般財源も交付税も、これは大切な国民、皆さん方の血税の中からきているわけなんですけれども、このガラナというのは、先ほど池沢議員からもお話しされまして、もう一度確認をしておきたいんですけども、先

ほど、今後の商品化ということはこちらに置いておきましても、6万本が当初開発されて、約800万円の支出が使われました。

昨年度を振り返りますと、3つの災害の中で、いろんな催物ができなくなったということの理由につきましては、先ほど答弁があったとおり分かりました。

私も、今朝の新聞を見ていないもので、大変申し訳ないんですけども、先ほどのことで、千葉大学の方々がPRがされたということで、先ほど、このようにお話がされたと思うんですけども、外の皆様方に知ってもらうために、ブランド品を立ち上げてきたということで、町民の方にはこういうことは行わなかったということをお話をされましたよね。その中で、8月28日、自治会長会議が防災の関係で行われまして、早速、我が自治会は防災会議の検討会を開きました。集会場の扱い方とか、今後の地域の対応の仕方について、3時間ぐらいいやりました。そのときに、何とテーブルにガラナとアンケート調査が配られました。皆さん方、このガラナを飲んでアンケートに答えてくださいということで、私もびっくりしたんですけども、この話を聞きましたら、こういう箱が届いたんだということで、箱のところが、長柄町企画財政課ということで、2箱届いていました。

届いて、味見をして、結果をするのであれば、各自治会長に配ってもよかったんじゃないかと。個人宅に配っているんじゃないですか。ケースで。郵送されたところには、きちんと町企画財政課と入っていました。しかも2箱と。確認したら、いや、私は味見をしてもらいたいから、味見をしてもらいたければ、1本で十分じゃないかと。それを長柄町の地区のこういう方々に配っているんじゃないですか。配っているんでしたら、何名ぐらい、何ケースぐらい配ったのか教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まず、今回のガラナの件につきましては、池沢議員のほうにもお答えしたように、まず初めの段階といたしましては、町外の方たちに長柄町を知っていただく、4年ほど前に行った首都圏、都市部の方たちへ行ったアンケートで、1,000名を超える方たちのアンケートを取ったけれども、長柄町を知っているという人が3割に満たなかった。

まずは町を外にPRすることから始めよう、この企画の中の1つとして、ガラナ飲料というのが出てきた。

このガラナ飲料につきましては、ご説明もあったかと思いますが、千葉大学のほう

で学生と一緒にワークショップをやって考えた上で、長柄の1文字を入れ替えて、ガラナという、その辺のことも踏まえまして、ガラナそのもの自体がご当地のほうでは不老長寿の薬という言い伝えもあるというようなことから、長柄町を元気にするということのキーワードの隠しというところもありまして、今回これを作ったというところでございます。

これを町外の方たちにということではじめたところですが、先ほどの答弁と重なりますので、その辺は割愛させていただきますけれども、今回のコロナ禍の中で、方向はある程度変えなきゃいけないというところでもございました。

本年度、地域産品の情報発信業務というのを、やはり千葉大学のほうに委託をしている中で、学生十数名と学校のほうで、またワークショップ、いろんな会議を、それこそリモートで行っていただきまして、その流れの中で、ガラナがつなぐナガラ为学校という、いわゆる、皆さんがリモートで話し合う、この町をどうやって活性化していこうかということとか、このガラナをどうやって外に周知していこうか、配布していこうかという、新たな戦略をみんな考えようという団体が立ち上がりました。その団体の中で、25歳以下の若者と大学生で最初は話をしてもらっていたんですけども、やはり町民となる方たちがいないじゃ空洞になってしまうというところで、町民の方のプレーヤーを募集しました。多分その中に中野台地域の方も一人いらっしやったのかというふうに、私のほうも承知しております。

そのプレーヤーの方も含めまして、ナガラ为学校の中で取り決めたのが、議員が今おっしゃったように、町民にもこの味を配布をして味わってもらって、感想を聞くと。こういう時代になっては、非常にそれも必要だということを皆が話し合った中で方向性を決めた、については、各全部の自治会とか、そういう数量、発送なども当時なかったと思います。その中で、そこにプレーヤーで入っている人たちが、1人2箱ぐらいをもって、ご自分たちが、例えば大学生であれば、大学に行って、名刺サイズのリーフレットというんですか、あれと一緒に缶を配って、アンケートを今それで取っているんです。QRコードで。なので、それで少しでも、1件でも多くのご意見をいただいた上で、今後の商品開発につなげていこうというようなことから、今言ったように、2箱を各メンバーの方たちが持っていたと。多分その2箱の中身を、まずは中野台の人たちにということかと思いますが、配ったのではないかなというふうに推測いたします。

味見ということであれば、1本というご意見もございますけれども、そのお一人、お一人にその辺はお任せをしておりますので、お考えがあつての、お気持ちがあつてのことだというふうに、私のほうは快く理解をしているところでございます。何卒ご理解のほどお願い申

上げます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） ご丁寧にありがとうございます。

私が結局言いたいのは、その2,000ケースの中で、やはりまず、今回の医療事務の方々に提供するのがいけないと言っているわけでもありませんし、外に出てPRするのがいけないと、そこも言っておりません。

先ほどの繰り返しになりますけれども、私たちが話をしたのは、QRコードだけれども、QRコードといっても、スマホを持っているか、いや、持っていない人がいるので、登録、調査、アンケートができる方法につながらなかったという意見も出ました。

QRコードだけではなかなか100%のアンケートはできませんけれども、それはさておいて、私が確認したのは、せっかく48自治会の会議があったんだから、町民の皆さん方に知っていただく、味見はこっちに置いて、知っていただくというのが今回の目的、要するに先ほどの当初に戻ると、血税じゃないかと、このようにお話をしたかったんです。

次の商品開発を行うにしても、アンケート調査を行うにしても、それは次の段階であって、やはり町民で作ってあるんであったら、町民の方々、6,800人ですか、の方にまずは知ってもらうということからしていただきたいかった。

たまたま今回、そのように重なってしまいましたから、その辺は国勢調査ではありませんけれども、まずは順番は町民。それから外部という捉え方をしていただきたいかったというのが本音です。

私のところに来ましたが、ほかのところにいるのかなというのがありましたから、今聞いているだけであって、いけないとか、いいとかと、そういうことを言っているわけじゃありませんので、公平にひとつ、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。どうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ありがとうございます。

私の思いの至らなかつた部分もあろうかと思ひます。改めるべきところがあれば、これからというところなんですけれども、いかんせん、もう6万本もはけてまいりまして、もう少しというところでございます。

あと、賞味期限が1年ということで、まず初年度、賞味期限、1年でございまして、1月

の終わりぐらいには賞味期限が切れてしまいますので、賞味期限ぎりぎりになって配るとい
うのは、こんな商品としては、口に入れるものですので、いけないということで、9月中ぐ
らいを目安に、そんなようなワークショップの若者たちも、今ちょうど活動をしているとこ
ろだというふうに認識をしておりますので、改めるべきを承知はしておりますが、そこはな
かなかできないところだけご理解をいただきまして、今後のやり方に生かしてまいりたいと
思います。よろしくお願いいたします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、税のことはあまりよく分からないんですけども、20ペ
ージと38ページの国民健康保険税と介護保険料なんですけれども、この不納欠損なんですけ
れども、国民健康保険の場合、134万2,470円不納欠損が生じていまして、これは5年前の不
納欠損を載せたものだと思うんですけども、その当時の収入未済額というのは、この
1,800万円とそんなに変わらないで、1,500万円前後だと。そうすると、1,500万円前後に対
して不納欠損が10%以下ですよ。そういうパーセンテージになるんですけども、介護保
険、これは不納欠損が194万5,200円、収入未済額が338万円、5年前についても300万円前後
だと思うんですけども、そうしますと、不納欠損が3分の2、75%なんです。10%以下
の不納欠損と、75%の不納欠損、その5年間の徴収の努力といいますか、国民健康保険のほ
うは1,500万円前後あったのを一生懸命徴収して、不納欠損を130万円ぐらいにしたんだと。
介護のほうは、300万円前後の未収入があっても、そのまま5年間のうち、不納欠損を190万
円、200万円も残しちゃって、3分の2残しちゃったんだ、そういう見方をしちゃったんで
すけれども、この徴収の努力、5年間の努力、そういう徴収というのは、どのようにしてい
るか伺います。

〔「それ難しいんだよ、年度のばらつきがあるでしょうよ」と呼ぶ者あ
り〕

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 不納欠損につきましては、毎年、額、件数と、一定の比率に
ついてするものでもなく、その年度についての徴収の努力というものは、毎年同じような形
でしているところでございます。

その中でも、どうしてもお亡くなりになってしまったとか、行方不明になってしまったと

かって、そういう事案がその年度において様々違いがございまして、単にその比率等によって不納欠損額というのがついてくるというわけではございません。

もちろん、徴収のほうの努力、毎年同じく、変わらずやっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） よく分からないんですけども、それじゃ、5年前の収入未済額、それぞれ後でいいですから、教えてください。国保と介護、5年前の収入未済額、それで、割り算をすればパーセンテージ、間違いなく出ますよね。

今、想定で1,500万円前後だとか、300万円前後で3分の2だとか、10%以下だとかと言いましたけれども、今、課長の説明ではなくて、努力しているというのは分かりましたけれども。

○議長（星野一成君） 副町長。

○副町長（田中武典君） その辺の収入未済額と不納欠損額のこの辺の取り合いでございますけれども、今、税務住民課長が話しましたけれども、確立的な率で統計的になかなか表すことはちょっと難しいと。変動が各年度あるというようなところをひとつご理解いただきたいということが1つと、その辺の各年度の徴収率の詳細とか、その辺の数字につきましては、できればこれから先に決算の常任委員会もございまして、その辺の中でまたお答えさせていただくということで、ご理解いただければと存じますが、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ですから、5年前の未済額をそれぞれ教えていただければ、今分らないでしょうから、後でいいですから、それぞれの未済額、そしたらパーセンテージ出ると思いますので。

○議長（星野一成君） 田中副町長。

○副町長（田中武典君） その辺の数字につきましては、決算特別委員会がございまして、その中で。

〔「今日教えてと言ったじゃん」と呼ぶ者あり〕

○副町長（田中武典君） その辺については、できればご理解いただきたいと思っております。

〔「今日じゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

〔「常任委員会、福祉のことは別ですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 鶴岡議員、後でよろしいですか。

〔「後でいいって言っているんじゃないの」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） はい、終わりです。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 手を挙げるつもりじゃなかったけれども、税のことが出ましたから確認します。

6ページ、これは、私は本当に分かりません。分からないので、税務課長、教えてもらいたいですけれども、町税の固定資産税、不納欠損額877万9,257円、繰越分にはいいとして、この金額は非常に金額が大きい。条項を聞いて、何条の不納欠損かとは聞きませんが、この中に私が確認しておきたいのは、9月の台風、10月の大雨で固定資産税の減額措置が当然行われてきているはずなんですね、4期修正で。これがここに入っているのかどうか。入っているんだったら、割合的に、どのぐらいの災害の減額が行われたのかどうか。ここを教えてください。何円までは要りませんから。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 災害によります固定資産税の減額分、これにつきましては、不納欠損ではなく、減免という形の扱いをしているということで、ここの数字には入ってございません。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 分かりました。

と言いましたように、私も分からない。分からないので、聞きましたので、減免はどのくらいされたのか。数字だけ教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

〔「計数とかも一緒に分かればありがたいなと思います」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 後で結構ですので、ちょっとその数字だけ、こっそりじゃなくて、最後で結構ですので、この議会の終わりに教えてくれれば結構です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） ほかには質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

本決算認定につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号はそれぞれ所管の常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号～議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第8、議案第6号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第7号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第6号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第7号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第8号 長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額に、地方創生臨時交付金事業費な

ど3億1,387万5,000円を増額し、補正後の予算総額を54億6,595万9,000円とするものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ120万円を増額し、補正後の予算総額を9億9,572万円とするものであります。

内容は、令和元年度の一連災害による一部負担金の還付金の増によるもので、この経費の財源といたしまして、県支出金を充てるものであります。

次に、介護保険特別会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,410万3,000円を増額し、補正後の予算総額を7億8,250万3,000円とするものであります。

主な内容は、令和元年度の実績確定に伴い、国・県及び支払基金に介護給付費負担金等を返還するもので、この経費の財源といたしまして、国庫支出金及び繰越金を充てるものであります。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、議案第6号 長柄町一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。

補正予算書の16ページ、17ページをお願いいたします。

初めに、2款1項1目一般管理費、特別職人件費42万8,000円の減は、6月議会でご提案をいたしました新型コロナウイルス感染症対応に係る町長・副町長の減給分でございます。

3目防災対策費、01防災対策費101万円の増は、防災情報一斉配信システム構築に係る経費で、内訳は、12節委託料61万円、13節使用料40万円となっております。

その下、02防災行政無線事業6万9,000円の増は、中継局のバッテリー交換費用です。

次に、4目財政管理費、財務会計システム管理事業25万円の増は、クラウド化に係るシステム改修費用です。

次に、6目財産管理費、財産管理事業では、庁舎修繕料として150万円を計上しております。

次に、7目企画費、定住対策事業390万円の増は、空き家バンク登録促進事業補助金に係る申請件数の増加によるものです。

次に、9目諸費、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金204万円の増は、一連災害により被災し、建て替えや修繕工事等を行った自治会集会施設に対するものです。

次に、10目無線共聴施設保守管理事業費484万円の増は、町道1457号線拡幅工事に伴うギャップファイラー対策用の電柱移設工事費用です。

最下段、13目地方創生臨時交付金事業費1億8,874万5,000円の増は、新型コロナウイルス感染症への対応として国に申請した地方創生臨時交付金事業の第2次分につきまして予算化を図るものです。

01防疫体制強化事業は、第1次分からの追加購入分といたしまして、フェイスシールドやパーティションなどの消耗品及びサーモグラフィーカメラやオゾン発生器の備品購入費用といたしまして、計740万8,000円を計上しております。

その下、05健康ポイント推進事業ですが、次のページをお願いいたします。内容は、健康ポイント達成報償品に係る対象者の範囲を第1次分から拡大いたしまして、介護予防教室参加者を新たに対象者に加えるもので、報償費90万円を計上しております。

その下、06長柄町企業等応援給付金給付事業758万8,000円の増は、売上げが前年同月比で50%以上減少した事業者への給付額を10万円から20万円に、25%以上減少した事業者への給付額を5万円から10万円にそれぞれ増額するものです。なお、第1次分で既に給付を行った事業者に対しましては、売上げが前年同月比50%以上減少の事業者には10万円、25%以上減少の事業者に対しましては5万円を追加給付いたします。

次に、08帰国者・接触者外来設置運営協力金交付事業88万2,000円の増は、県からの依頼によりまして帰国者・接触者外来を設置し、検体採取を行っている長生郡市内の医療機関に対しまして、郡市内7市町村で負担割合に応じた協力金を交付するものです。

次に、09新生児特別定額給付金給付事業302万7,000円の増は、先般給付された特別定額給付金の受給対象外となる本年4月28日以降に誕生した新生児を持つ世帯に対する生活支援を行うもので、子供1人当たり10万円を給付するものです。

次に、10防災力向上事業2,900万円の増は、災害時における避難所等で感染症拡大防止を図るため、段ボールベッドやフロアマットなどの消耗品購入費用といたしまして500万円、また、非常用電源としての活用を見込み、電気自動車や蓄電池などの備品購入費用2,400万円を計上するものです。

次に、11テレワーク推進事業2,310万円の増は、新しい生活様式への対応を図るため、職員のテレワーク推進に係るタブレット端末の購入費用を計上しております。

次に、12まちづくり団体促進事業410万円の増は、地域の事業者や町民等で構成するまちづくり団体の設立に向け、講習会の開催や特産品の6次産業化などに取り組むものです。

次に、13東京オリンピックホストタウン推進事業200万円の増は、本町は東京オリンピックにおけるロシアフェンシングチームのホストタウンでございますことから、新しい生活様式を踏まえた交流イベントの開催費用、応援グッズ及び広報物資等の制作費用を計上しております。

次に、14マイナンバーカード活用促進事業630万円の増は、感染リスクの軽減及び住民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを活用し、全国のコンビニエンスストアで住民票等の取得が可能となるシステム及び役場窓口で発行する各種証明書の申請書に氏名等の情報が自動印字されるシステムを導入するものです。

次に、15集団予防接種推進事業220万円の増は、茂原市長生郡医師会と郡市内7市町村におきまして、新型コロナウイルスについては各自治体で集団予防接種を実施すると決定したことから、ワクチン用保冷庫と蓄電池の購入費用を計上するものです。

次に、子育て環境整備事業300万円の増は、こども園及び子育て支援センターにおきまして定期的な換気の実施に当たり、新たに網戸を設置するものです。

次に、17農産物加工施設環境整備事業2,000万円の増は、山之郷と六地蔵の農産物加工施設における天井改修工事や空調設備の新設工事費用で1,140万円、また、パッケージング用機器や冷凍冷蔵庫等の備品購入費用といたしまして860万円を計上しております。

次に、18指定管理者支援金交付事業500万円の増は、指定管理者が実施する感染症予防対策及び営業再開に向けた取組に際し支援金を交付するものです。

次に、19公立学校情報機器整備事業2,489万6,000円の増は、学校及び家庭学習のICT環境を整備するため、児童・生徒及び教員用のタブレットを購入するものです。

次に、20学校保健特別対策事業630万円の増ですが、次のページをお願いいたします。感染症拡大防止を図るため、マスクや消毒液などの消耗品の購入費用といたしまして412万円、スポットクーラー等の備品購入費用として218万円を計上しております。

次に、21修学旅行キャンセル代支援事業260万円の増は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学校の修学旅行が中止となったことに伴い、そのキャンセル料金を補償するものでございます。

次に、22図書館パワーアップ事業460万円の増は、新型コロナウイルスの感染リスク軽減及び図書環境の向上を図るため、パソコン等で図書の検索や貸出し、返却、閲覧が可能とな

る電子図書館システムの導入費用といたしまして343万円、また、ブックポスト、図書消毒器等の購入費用といたしまして117万円を計上しております。

次に、23公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業1,974万円の増は、小中学校におけるICT環境を整備するため、学習で使用するタブレットの充電式保管庫の設置及び小中学校全ての学級でタブレットの使用を可能とするための接続設定等を行うものです。

次に、24感染症対応従事者給付金給付事業1,610万4,000円の増は、町内の医療機関、介護施設、障害者施設で感染症対応に従事する医師及び事務員等に1人当たり2万円を給付するものです。この事業は、県が実施する慰労金給付事業の上乗せでありまして、郡市内7市町村合意の上で実施するものでございます。

次に、3項1目戸籍基本台帳費、戸籍・住民票に関する事務経費ですが、戸籍総合システム等の改修業務における実績に伴う精算差金といたしまして305万8,000円の減、住民記録システム等業務では、社会保障・税番号制度対応に伴うシステム改修といたしまして、住民基本台帳システムの改修費用181万5,000円の増、したがって、委託料の合計は124万3,000円の減となっております。

次に、4項1目選挙管理委員会費2万7,000円の増は、委員の任期が9月28日で終了することに伴って委員バッジを新たに購入するものです。

次に、5項1目統計調査費3万8,000円の増ですが、新型コロナウイルス感染症対応のため、委託金が追加交付されることに伴い、各費用について増額しております。

最下段、3款民生費ですが、次のページをお願いいたします。1項3目障害者福祉費、重度心身障害者（児）医療費給付事業1万1,000円の増は、法改正により対象者が増加したことに伴い、受給券の印刷費を計上しております。

次に、6目福祉センター費78万9,000円の増は、町民いこいの家をこども園が使用していることによる光熱水費増額分として10万円、また、給水加圧ポンプ弁などの修繕費用といたしまして68万9,000円を計上しております。

次に、2項1目児童福祉総務費5万円の増は、児童遊園の遊具修繕費用です。

次に、4目こども園費16万9,000円の増は、こども園のカーテンクリーニング費用を計上しております。

次に、5款農業水産業費、1項3目農業振興費415万2,000円の増は、農林業等振興事業補助金に係る申請数の増加によるものです。

次に、4目農業基盤整備費、01農業基盤整備費281万4,000円の増は、農免道路における災

害復旧の完了に伴う除草業務費用35万円、鶺谷東部水利組合の水中ポンプ入替工事費用242万円、金谷農村公園の芝生補修用の目土費用4万4,000円を計上しております。

05鳥獣被害防止対策事業、56万3,000円の増額内訳は、町鳥獣被害防止対策協議会補助金26万3,000円につきましては、国の内示額の増によるもの、有害鳥獣被害防止電気柵設置事業補助金30万円につきましては、要望の増によるものです。

次のページをお願いいたします。

5目都市農村交流事業費5万6,000円の増は、都市農村交流センターのオフィスチェアの購入費用を計上しております。

次に、2項1目林業振興費40万円の増は、林道における災害復旧が一部完了したことに伴う除草業務費用でございます。

次に、6款商工費、1項2目商工業振興費、04商工業補助事業600万円の増は、昨年の一連災害において被害を受けた町内に本社を有する中小企業に対しまして、県の中小企業復旧支援補助金の上乗せ補助といたしまして、災害復旧費用の15%を上限に補助するものです。

次に、7款土木費、2項2目道路新設改良費、04S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業ですが、内容は、総務課において実施するギャップファイラー対策用の電柱移設工事費用を建設環境課の予算で執行する形を取る必要があるため、工事費から補償費への予算の組替えを行うものです。

次に、4項1目住宅管理費ですが、ネットフェンス工事費に対して地方債が充てられることになったため財源を変更しております。

次に、9款教育費、1項2目事務局費、特別職人件費17万3,000円の減は、6月議会で提案をいたしました新型コロナウイルス感染症対応に係る教育長の減給分でございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして、03事務局費4万4,000円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止となった行事費等を計上しております。

次に、3目教育指導費、01教育指導費ですが、学習相談講師46万円と保険料1万4,000円の減は、新型コロナウイルス関連で夏季休業が短縮されたことによる減、12節委託料の茂原市指導適応教室業務9万6,000円の増は、教室利用月数が増加したことによるものでございます。

その下、03小学校プール監視員派遣事業は、夏季休業中のプール開放が中止となったため、122万1,000円を減額しております。

次に、2項1目学校管理費、01学校管理費50万円の増は、各小学校の小破修繕料を計上しております。

その下、03小学校学校施設等改修工事200万円の増は、日吉小学校トイレ改修工事に便器規格の変更等が生じたことによる増額でございます。

次に、3項2目教育振興費、国際交流事業757万4,000円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業が中止となったことによるものです。

次に、4項2目公民館費は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業中止に伴う減額を行っております。

01公民館費14万1,000円の減ですが、次のページをお願いいたします。

11節需用費は、こどもまつりの中止に伴う減額です。

02文化祭事業100万円の減は、文化祭講演会の中止に伴う減額でございます。

次に、3目公民館建設費、公民館建設事業620万円の増は、新公民館建設に係る地質調査等の費用に260万円、造成に係る付帯工事費用に360万円を計上しております。

次に、5項1目保健体育総務費、長柄町一周駅伝大会事業478万円の減は、新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業中止に伴うものでございます。

次に、10款1項1目農林水産施設災害復旧費、01農林水産施設災害復旧費1,410万4,000円の増は、昨年の一連災害による被災箇所の新たな出現や工事範囲の拡大に対応するもので、排水路の土砂撤去費用や工事費用等を計上しております。

次のページをお願いいたします。

02都市農村交流センター災害復旧費463万円の増は、昨年の大雨災害による長柄ダム湖畔ののり面崩壊に伴う復旧工事費用でございます。

次に、2項1目道路橋梁災害復旧費3,100万円の増は、昨年の一連災害によるもので、既存工事箇所における費用の増大等に伴うものです。

次に、3項1目小学校災害復旧費5,500万円の増は、昨年の大雨災害による長柄小学校グラウンドのり面の災害復旧工事費用を計上しております。

歳出の説明は以上でございます。

続きまして、歳入を説明いたします。

戻っていただきまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

初めに、11款1項1目1節地方特例交付金、減収補てん特例交付金223万1,000円の増は、額の確定によるものでございます。

次に、12款1項1目1節地方交付税1億898万2,000円の増は、普通交付税の額の確定によるものです。

次に、14款2項1目1節農林水産業分担金121万円の増は、水中ポンプ入替工事に係る鶺谷東部水利組合の分担金でございます。

次に、16款2項2目4節学校施設環境改善交付金242万5,000円の増は、日吉小学校トイレ改修工事に伴う国庫補助金の内示によるものです。

その下、6節学校保健特別対策事業補助金305万8,000円の増は、感染症対策・学習保障等に係る資機材購入費に係る補助金といたしまして300万円、また、マスク等の購入支援分といたしまして5万8,000円を計上しております。いずれも、事業費の2分の1が補助されます。

その下、7節公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金999万9,000円の増は、GIGAスクール構想に向けた小中学校における校内LAN整備及び電源キャビネットの整備に係る補助金で、事業費の2分の1が補助されるものでございます。

次のページをお願いいたします。

8節公立学校情報機器整備費補助金1,062万円の増は、こちらもGIGAスクール構想に向けた小中学校における家庭学習用タブレットの整備に係る補助金で、事業費の2分の1が補助されます。

次に、6目1節社会保障・税番号制度事業補助金518万1,000円の増は、デジタル手続法に向けた戸籍附票システム及び住民台帳システムの改修に係る補助金として436万7,000円、戸籍情報システムの改修に係る補助金といたしまして81万4,000円を計上しており、いずれも事業費の10分の10が補助されるものでございます。

その下、2節地方創生臨時交付金は、第2次分といたしまして1億4,094万円を計上しております。

次に、17款2項1目1節総務費補助金204万円の増は、昨年の一連災害によりまして被災し、建て替えや修繕等が必要となった自治会集会施設への補助金で、事業費の3分の1が補助されます。

次に、4目1節農業費補助金26万3,000円の増は、鳥獣被害防止総合対策交付金の内示によるものです。

次に、3項1目3節統計調査委託金3万8,000円の増は、新型コロナウイルス関連経費の追加交付によるものです。

次に、20款1項1目1節財政調整基金繰入金1,007万7,000円の減は、今回補正の余剰分を減額しております。

次に、21款繰越金ですが、次のページをお願いいたします。

1項1目1節前年度繰越金2,730万1,000円の減は、前年度繰越金の額の確定に伴う減額でございます。

次に、22款3項2目1節雑入183万円の増の内訳は、駅伝大会参加費の減、総務課所管雑入といたしまして無線共聴施設移設負担金の増、中学生海外交流事業個人負担金の減、スポーツ振興くじ助成金の減となっており、減額となった3つにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものでございます。

次に、23款町債、1項1目1節臨時財政対策債2,773万6,000円の増は、発行可能額の増加によるものでございます。

その下、3目1節公共施設等適正管理推進事業債550万円の増は、新公民館建設事業に係るものでございます。

その下、6目1節災害復旧事業債2,920万円の増は、今回補正を行う災害復旧事業に係るもので、単独災害復旧事業債として計上しております。

併せて、地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをお願いいたします。

臨時財政対策債につきまして、1億1,940万円から今回補正額の2,773万6,000円を増額し、1億4,713万6,000円に変更いたします。

次に、公共施設等適正管理推進事業債ですが、5,400万円から今回の補正額の550万円を増額いたしまして、5,950万円に変更いたします。

次に、単独災害復旧事業債ですが、2,560万円から今回補正額の2,920万円を増額いたしまして、5,480万円に変更いたします。

起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更はございません。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ご苦労さまでした。

説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 何点かちょっとお聞きします。

まず、補正の18ページ。地方創生臨時交付金事業の、ページは19ページになります。指定管理者支援金500万円という補正予算の措置をされますけれども、この指定管理者支援金というのはどこに支払うのか。それと、この500万円の根拠ですね、金額の根拠を教えてくださいたいと思います。

もう一点、その前のページの17ページの地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金204万円、歳入歳出同額であるんですけれども、県の補助という補助なんですけれども、これはどこの地域の助成金なのかということですね。

それともう一点、ページ数29ページ。公民館建設費なんですけれども、今回、委託料、工事請負費で620万円という補正額ですけれども、12の委託料なんですけれども、先ほど地質調査が主みたいなのが説明の中にありましたけれども、その脇にアスベストとかPCB等現地調査という調査が入っていますけれども、これは現公民館を調査することを指しているのか、ちょっとその辺の説明をお願いしたいと思います。

以上、ちょっとその3点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

まず、誰に払うのかということでございますけれども、今現在、指定管理者、町と契約しておりますので、そちらのほうに支払う予定でございます。

根拠につきましては、指定管理の契約上、今回のような場合には、減収分につきましては町が補填するというような契約上の決まりになっております。そのような中で大きなものにつきましては、プールでございます。それから、ログハウスでございますけれども、平成元年度でいいますと、プールで350万円ほどの収入がございました。ログハウスにつきましては300万円ほどの収入がございまして、プールにつきましては中止と、それからログハウスにつきましても中止の期間と人数を制限するというようなところがございまして、それもろもろ足し上げておりますけれども、例えば、プールにつきましては、やらないことによりまして水道代とか消毒代、それから監視員、そういうものが減りますから、そういうものを差し引いた中で検討していくというようなことになっております。500万円につきましては、まだ年間が終わっていませんので、ある程度のつかみというようなことで考えております。一応、9月いっぱい請求書が出てくる、協議書が出てくる予定でございますけれども、それに基づきまして、支払うべきものと支払わなくていいものをきちっと区別してやっていこ

うというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 2つあるでしょ、答弁。

○議長（星野一成君） 総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは次に、17ページの諸費、総務管理費の中の9目諸費の負担金補助交付金、地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金についてご説明申し上げます。

先ほど、企画財政課長からあったように、昨年の一連の災害について県が3分の1の助成をするというもので、本町においては、町の補助金2分の1に上乘せして、3分の1を今年度交付するものでございます。

対象自治会は8自治会で、順に申し上げますと桜谷、鶺西、上野、西山、力丸、榎本、稲塚、上味庄、この8自治会でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 私のほうからは、公民館の建設事業の委託料につきまして、現公民館かというご質問ですが、そのとおり、現公民館のアスベスト、PCBの現地調査でございます。

アスベストにつきましては、昭和49年建築の建物ということで、間違いなく入っているというのはよく言われているところなんですけれども、箇所、量、それからその種類等の採取及び試験を行う費用でございます。

PCBに関しましても、この地域は、平成でいうとこの34年までに全てのPCBを撤去ということで国からの通達がございますけれども、その範囲の中で、今回、解体ということでございますので、その現地調査を法令に基づいて実施するという内容のものでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） ちょっと、じゃ、公民館の関係で地質、アスベスト、PCB、この金額の内訳を教えてくださいというふうに思います。

それと、先ほど、指定管理者の支援金ですけれども、これ私、駄目だということじゃないんですけれども、ちゃんとしたやっぱり根拠に基づいて交付を補助されるように、ひとつよ

ろしくお願いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ちょっと私の手元の予算要求書ですと、地質とアスベスト、すみません、合わせて260万円ということになっていきますので、ごめんなさい、細かく分かれていますのを今すぐ出せなくて申し訳ないです。改めて、ちょっとお時間をいただいて見つけたいと思います。

それから、余計なことでは恐縮なんですけれども、先ほどの指定管理者の関係なんですけれども、補足じゃございませんが、当課から挙がってきているものとしたしましては、9月以降につきましては、まだこの先は分からないということで、今後50%程度の減収ということ仮定いたしまして、概算500万円ということのうちほう査定を行ってございます。当然、これは国のほうから、赤字補填につきましてはNGですということでQAが出ておまして、そういうような形は取らないということで、協力に対する支援金という形の精査をした中で、最終的に支払うべき額を精査して払うということ考えているところでございます。

申し訳ございません。ちょっと各それぞれの見積りにつきまして、ちょっとお時間をいただければと思います。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 私のほうは以上です。

500万円の関係ですけれども、ちゃんとした根拠を持ってやっていただければよろしいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） きちっとしたものを、根拠となるものから導き出した金額で補填するということを肝に銘じて行っていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 私のほうからは、2点、ちょっとお伺ひさせていただきたいと思ひます。

地方創生の臨時交付金の事業の中なんですけれども、19ページの、先ほど、備品購入費で

防災関連備品ということで2,400万円の中の内訳で、段ボールベッドだとか電気自動車とかということでお話があったと思うんですけども、この辺、もう少しちょっと詳しく教えていただきたいということと、次のページ、21ページなんですけど、17節にあります備品購入費 スポットクーラー等ということで218万円ということではありますが、これは学校の体育館用のクーラーなのか、各3校ということで、あとは給食センターの1台ということで、全部で12台ということで前にちょっと伺ったことがあるんですけど、間違いがないのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） はい、お答えします。

まず、19ページの細目の10防災力向上事業の備品購入費の内訳につきまして、備品購入といえますか、消耗品も含めてご説明申し上げます。

まず、消耗品ですが、避難所用の備品ということで、備品というか消耗品ということで、パーティションが50台、段ボールベッドが100台、フロアマットが50ロール、床に敷くものです。これを合わせまして500万円です。

それから17節の備品購入費ですが、まず、電気自動車が2台、この電気自動車の急速充電器と関連機器、これが2か所。2台分2か所。それから避難所用の蓄電池が2か所ということでございます。こちらは額が大きいからあれですか、電気自動車が600万円です1台、600万円掛ける2台1,200万円の、関連の急速充電器が300万円掛ける2か所で600万円、蓄電池が300万円掛ける2か所で600万円で、合わせて2,400万円でございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 先ほど、質問のありましたスポットクーラーの件なんですけれども、全部で12台、準備を進めております。内訳につきましては、長柄小学校2台、日吉小学校2台、長柄中学校3台、それから給食センターのほうで5台ということで配当をさせていただければと考えております。ご理解のほうをいただければと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 電気自動車の件なんですけれども、充電される場所というのは場所的には、庁舎の駐車場なんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 充電器については、現在、東電にも現地を見てもらっているんですけども、場所としては庁舎周辺ということで考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） スポットクーラーの件なんですけれども、給食センターのほうは壊れてしまって大変だということでも伺っているんですが、これで十分間に合う数なんですか。各学校は2台、小学校は2台で中学校は3台ということと、あとは給食センターが5台ということなんですけれども、これで賄えるんでしょうか。大丈夫なんですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 給食センターにつきましては、衛生上の問題がありまして、エアコン等の設置が厳しい状況ということをお聞きしております。それに伴いまして、今回も適したスポットクーラーのほうを導入させていただいております。

今後の様子を見て、例えばコロナの関係で体育館で体育以外の授業を行う場合等も考えられますので、臨機応変にまた移動のほうも考えていきたいと思っております。ご理解いただければと思っております。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今後のこともありますので、またしっかりと見ていただきながら対応していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、予算の数字には直接関係ないかと思うんですけども、地方創生臨時交付金、これは議会のほうでも議員さんの皆さんの要望を幾つか出したと思うんですけども、執行部のほうでいろいろと予算がつきましたけれども、議員から出た要望云々について、例えば私、特別定額交付金ですか、4月27日までに生まれた子供とその後に生まれた子供、同級生だから5万円出せないかとか、そういう要望を出したんですけども、

議会からの要望をどのように処理したか、いっぱいほかの人もあったと思うんですけども。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ちょっと答弁をきっちりできなくて申し訳ないんですけども、よろしいでしょうか。

鶴岡議員が気付かれたところで、09のところに入っております。

ただ、ほかの議員さんからいろいろご提案いただいたもの、じゃ、幾つ、どれほどというところについては、私ちょっと今、すぐお答えできなくて申し訳ないと、今、冒頭、申し上げたところです。

ほかの議員さんからも、防災関係につきましては手厚くというご意見というふうに捉えさせていただけらるんであれば、随分、今回手厚くしてございます。ということで、ご理解いただければと思います。

ご説明の機会を逸しておりました、大変、申し訳ございません。よろしくお願ひいたします。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ありがとうございます。ちょっと、勘違いとか見落としまして助かりました。失礼しました。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 私からは3点ばかりお聞きしたいと思います。

17ページの工事請負費、ここに、先ほどちょっとお話があったんですけども、町道の1457号線、これは484万円とあるんですが、先ほどの説明ですと電柱移設というようなお話をされておったと思うんですが、現状の電柱を、立っている電柱をまるまる違うところに移設してしまうのか、ということはその近くに移設するのか、その辺をちょっとお聞きしたいのが1点と、その下の17節の備品購入費、サーモグラフィーカメラ等と書いてありまして、これはサーモグラフィーですので、当然自動的にお仕事するものだと思うんですけども、一般、世間でいわれている体温を測るものだと思うんですが、それを何台購入してどこに設置するのか、その辺をお願いいたします。

それともう一点、19ページ、これも17節ですけども農産物加工環境整備事業、ちょっと

聞き漏らしちゃったんですけれども、エアコンとかというお話をされた件が1点ありました。そのほかに備品購入費、両方とも括弧書きで山之郷・六地蔵というふうになっておるんですけれども、これをちょっと中身を説明してください。

よろしくをお願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

まず、17ページの10目無線共聴施設保守管理事業費の工事請負費、町道1457号線拡幅工事に伴う移設ということで、これは力丸の交差点から、今、工事をやっていますけれども、それに電柱の移設が伴います。それに許可してありますギャップフィラーの線の移設工事でございます。

この分については、ギャップフィラーの工事ですので総務課のほうで支出しますが、先ほど歳入で説明があったとおり、建設課のほうから補助事業の関係で補助を受けて全額手当されるというようなことになっております。

それから、その下の地方創生の、防疫体制強化事業の備品購入費ですよね、サーモグラフィカメラが6台、オゾン発生器が10台で、合わせまして661万円でございます。設置場所については、役場、公民館、福祉センター、小中学校3校というところで見積もってございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） まず、工事請負費でございます。工事請負費につきましては、ご承知のとおり、さくらの郷から太陽建設のほうに貸付先が変わりました。一度、内部に入っている機械等を全部撤去したりいたしました。その際、内壁、壁だとか天井、これがカビが出ていたり劣化しておりました。その補修がございました。それから、同じくプレハブの冷凍冷蔵庫、これの補修工事がございます。それから、六地蔵になるんですけれども、空調設備、これは六地蔵のほうは空調設備が入っておりませんでした。天井もはりがむき出しになっておりまして、そのはりにほこりがたまと食べ物を作る施設としてはあまり好ましくないというようなところで、空調と天井を設置するというようなところでございます。

それから、備品購入費につきましては、山之郷でございますけれども、みそ等いろいろ製

品を作るわけでございますけれども、そのパッケージを印刷する機械ですね、誰がいつ作って賞味期限が何日か、そういう細かいものを印刷したものを一つ一つの品物に貼る、そういうような機械を買う予定でございます。それから、新しくフリーズドライ、これをいろいろ、太陽建設さんいろいろ考えているみたいで、ぜひ欲しいというようなところでございまして、果物、野菜、そういうようなものを乾燥してそういうものを売り出していこうと、当然、長柄町の食材を使ってということでございますけれども、そういうものがございます。

それから、今のは山之郷でございますけれども、六地蔵につきましては、中に入っております圧力釜、発酵機、これが平成元年度に入れたというようなところで、非常に経年劣化が激しいわけでございます、特に圧力釜につきましては、このまま使い続けると危険だというようなところもございましてこれを入れると。そのような感じで、今回、地方創生で国のお金100%で揃えられるということで、なかなか六地蔵の壁や天井なんかは躊躇していたんですけれども、この機会を捉えて整備しようというようなところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

今、蒔田課長の回答で、ちょっと足りなかったと思うんですけれども、既存の電柱を移動するのか、配線だけを変えるのか、全く新しい場所に移す、今、道路があるんですけれども道路の端に立っております、その位置が変更になるかどうか。変更になるのであれば、ちょっと教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えします。

事業費については、補助対象額は変えないで、うちのほうの都合で工事費からギャップファイラーの補償費ということで、一部をそちらに振り替えるということで、今ご質問の電柱の件なんですけれども、電柱は東電とかN T Tの線に共架してございますので、そこに張ってあるギャップファイラーの線が、今、光ファイバーということで、切ったり張ったりがなかなか難しいということで、その移設費用に係る費用でございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） はい、分かりました。

実は、ちょっと電柱の位置の件で、ちょっと何点かお話いただいているものですから、電柱を変えてほしいとかという話がございますので、ちょっとその辺を確認したかったということです。恐れ入ります。

それから、これで最後にしますので、先ほど、石井課長がおっしゃっていましたが施設の環境と内容が分かりました。山之郷と六地藏とは別物ですよ、物がね。そうですよね。それを今回は、両方、太陽建設が云々という話のあれとは違うんでしょ。別々の考え方ですよ。そういうことですよ。分かりました。一緒に書いてあるものですから、同じかなというふうに解釈したものですから。ありがとうございます。終わります。

○議長（星野一成君） ほかに質疑ありませんか。

4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 臨時議会、それから6月議会で、ちょっと確認をもう一度したいんですけれども、財政課長。

ひとり親特別給付金、今回は9月補正にのってないんですけれども、前にもお話ししたように、長柄町には母子家庭が46軒、父子家庭が3軒、その後、増えたかちょっと分かりませんが、このひとり親特別給付金は1家庭において5万円、そして1人の子供に対して追加が3万円と増えていく国のこの給付金なんですけれども、前は5万円の可決というのは町単独でありましたから覚えているんですけれども、国の給付金はいつになったら49軒に振り込まれるんですか。どのような措置を考えているのか。

それともう一点、修学旅行のキャンセル。今回すごく金額が大きいんですけれども、修学旅行ですから、当然、中学生、小学生と大変残念なことはこれはやむを得ない。やむを得ないというか何かいい方法がないかなと、逆に県内でも思っているぐらいなんですけれども、ただ、あまりにも260万円というのがこれは家庭に響いてきますので、これはいけないんじゃないかとよろしいかと思えますけれども、このあまりにもキャンセル料金が割合的に大きいんじゃないかという気がするんですが、80%ぐらい支払ったんでしょうか。その辺のキャンセル割合はどうだったんですか。当日だと当然100%となるんですが、前もってであれば50%、30%というような段階だと思うんですが、その辺、ちょっと教えていただけますか。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） ご質問にお答え

いたします。

国が進めるひとり親の給付の件でございますけれども、こちらにつきましては、元来、児童扶養手当関係につきましては県が支給してございます。それに伴って、8月支給分に合わせて、県が国分については支給しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 失礼しました。トンネルですか。

○健康福祉課長兼地域包括支援センター長兼福祉センター長（若菜聖史君） 町はタッチしていません。

○4番（川嶋朗敬君） その辺がトンネルかどうか分からなかったもので、その確認をいつなってくるかなということで、了解しました。

では、キャンセルの割合についてください。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） よろしくお願ひします。

残念ながら、小学校、中学校と予定しておりました修学旅行がコロナウイルスの関係でキャンセルと中止ということで、子供たちも非常に楽しい行事がなくなり残念に思っているところでございます。

中学校の修学旅行のキャンセルにつきましては、6万5,000円ほど予算がかかったんですけれども、キャンセル料金が約7,000円ほど発生しております。それから、今、小学校のほうにつきましては調整中ですので、細かなところが間もなく挙がってくると思います。

先ほど、議員さんからありましたけれども、今後、大体、県内の校外学習とか、収まったら3月に別のことを考えると、いろいろ検討しているんですけれども、なかなか先が見えずに、この時期にここでという決定ができないのが現状であります。県内で日帰り等も視野に入れながら、校長とまた相談していきたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） 本当、そうなんです。やっぱり思い出づくりが、やはり卒業アルバムに、ぜひ載せたいなという気持ちがあるんですけれども、その辺は補正は別に向に構ひませんので、チャンスがあれば何かその辺、十分見つけてやってあげると、ぜひお願ひした

いなと思います。よろしく申し上げます。何かありますか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） 思い出づくり、とても大事だと思います。状況を鑑みながら、関係各方面と相談して、子供たちにとってよりベターな方法をこれからも考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 4番、川嶋朗敬議員。

○4番（川嶋朗敬君） よろしいです。

○議長（星野一成君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 先ほど、池沢議員の関係をお答えできなくて申し訳ありませんでした。

お答えさせていただきます。

地質調査費用といたしまして、内容といたしましては、アスベスト調査解析などになりますが、そちらが200万円。アスベストの調査ですけれども、そちらは金額で50万円。内容といたしましては、内部6か所、外部4か所の予定を現在しております。

P C Bにつきましては10万円。

200万円、50万円、10万円で合計260万円、このようになっております。

以上でございます。すみませんでした。

○議長（星野一成君） 再度、確認させていただきます。

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑が内容ですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第6号 令和2年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり可決するこ

とに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号 令和2年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号 令和2年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。

〔「短くないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 短いですか。

すみません、訂正させていただきます。再開は午後3時45分、5分延長させていただきます。

休憩 午後 3時33分

再開 午後 3時45分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第9、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員にて任期3年で選任しております。

このうち、現職の委員であります近藤秋二氏が、本年10月28日で任期満了となることから、引き続き委員に選任したく、ご提案申し上げるものであります。

近藤氏は、町内、地域の状況に広く精通されており、また人格・識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採択したいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（星野一成君） 日程第10、長柄町選挙管理委員会委員の選挙及び長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

この選挙につきましては、令和2年6月11日付で、町選挙管理委員会より議長宛ての文書にて通知がありました。

現在の委員及び補充員の任期は、令和2年9月27日であります。そこで、地方自治法第182条の規定により選挙を行います。

初めに、長柄町選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定及び議会運営委員会で決定のとおり指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議会運営委員会で決定のとおり、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、長柄町選挙管理委員会委員に、平川忠義君、金坂高二君、平川雅司君、宮田榮子君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、平川忠義君、金坂高二君、平川雅司君、宮田榮子君、以上の方が長柄町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、長柄町選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法についても、地方自治法第118条第2項の規定及び議会運営委員会で決定のとおり、指名推選にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議会運営委員会で決定のとおり、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

長柄町選挙管理委員会委員補充員に、御園生充子君、近藤義治君、前橋久男君、鶴岡春美君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました方を長柄町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました、御園生充子君、近藤義治君、前橋久男君、鶴岡春美君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順位について、お諮りいたします。

補充員の順位は、経験年数の長い順、同年数の場合は年長者の順にしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、補欠の順序は、経験年数順及び年長者順とすることに決定しました。

当選人には、後ほど、文書にて当選の告知をいたします。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第11、発議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案は、提出者であります池沢俊雄議員より趣旨説明を求めます。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 池沢です。それでは、趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてですが、千葉県町村議会議長会を通しまして、全国町村議会議長会から依頼がありました。

内容につきましては、依頼文を要約して申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、住民は生活への不安が続いている中で、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

このような状況の中で、地域の実情に応じた行政サービスを安定的、持続的に提供していくためには、地方税や地方交付税等の一般財源総額の確保、充実を強く国に求めていく必要があります。地方財政の急激な悪化に対し、地方財源の確保を求める5項目についての意見書を、国会、関係行政庁に提出するものでございます。

令和2年9月10日 長柄町議会議長 星野一成様

提出者、長柄町議会議員、池沢俊雄。賛成者、長柄町議会議員、古坂勇人、同、山崎悦功、同、鶴岡喜豊、同、岡部弘安。

以上でございます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願いま

す。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第1号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますのでご了承願います。

◎日程の追加

○議長（星野一成君） お諮りいたします。

町長から、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、同意2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、議案を日程追加することに決定いたしました。

ここで、しばらく休憩といたします。

休憩 午後 3時56分

再開 午後 3時57分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりです。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 追加日程第1、同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

石川教育長は退席をお願いいたします。

〔教育長 石川和之君退席〕

○議長（星野一成君） 提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、現在、教育長としてご活躍いただいております石川和之氏が、10月15日をもって任期満了となりますが、同氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石川氏は、37年間の長きにわたり、千葉県立高校教諭として活躍され、この間、千葉県立泉高等学校校長、同大多喜高等学校校長などを歴任されました。

退職後は、大学講師並びに高校のジョブサポーターを務められ、教育の様々な課題に積極的に取り組まれております。

同氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れており、本町教育長として適任でありますので、ここに議員皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（星野一成君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、議長から指名いたします。立会人に10番、古坂勇人議員、11番、山崎悦功議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（星野一成君） あらかじめ申し上げます。

本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（星野一成君） 投票箱、異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（星野一成君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

10番、古坂勇人議員、11番、山崎悦功議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（星野一成君） すみません。11番、山崎議員の名前を間違えてしまいました。大変、失礼しました。11番、山崎悦功議員でございます。大変、申し訳ございません。そのまま読んでしまいました。すみません。

開票の結果を報告いたします。

投票総数10票、これは、先ほどの出席議員に同じでございます。投票総数中、賛成10票、反対なしでございます。

ただいま報告したとおり、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（星野一成君） 石川教育長の入場を認めます。

しばらくお待ちください。

〔教育長 石川和之君入場〕

○議長（星野一成君） ただいま、教育長に選任されました石川教育長に、一言ご挨拶をお願いいたします。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） 改めまして、こんにちは。

ただいま、再任のご同意をいただいたということで、ありがとうございます。これからも、皆様のご支援、ご指導をいただきながら、ふるさとのために頑張っていきたいと思えます。

どうぞ、今後ともよろしく願いいたします。（拍手）

◎同意第3号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 追加日程第2、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、現在、教育委員としてご活躍いただいております加藤士郎氏が、10月25日をもって任期満了となりますが、加藤氏を再度任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

加藤氏は鶉谷にお住まいで、千葉経済短期大学商経科をご卒業後、教員として勤務され、夷隅町立千町小学校校長、長南町立東小学校校長を歴任後、長柄町立長柄小学校校長を最後に、ご勇退されました。

同氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れており、また本町の教育全般に精通されており、教育委員として適任でありますので、ここに議員皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の出入口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（星野一成君） ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により、議長から指名します。立会人に10番、古坂勇人議員、11番、山崎悦功議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（星野一成君） 念のため申し上げます。

先ほども申し上げましたけれども、本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（星野一成君） 異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票を願います。

〔投票〕

○議長（星野一成君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

10番、古坂勇人議員、11番、山崎悦功議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（星野一成君） 開票の結果を報告します。

投票総数10票、これは、先ほどの出席議員に同じです。賛成6票、反対4票。

以上の結果、同意第3号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で、本定例会に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和2年長柄町議会第3回定例会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後 4時16分